

革共同関西党員総会

報告・決定集

第一報告

「11.6政治局決定」を批判する

第二報告

「関西WOB」を凍結せよ

第三報告

「7月テーゼ」の撤回を求める

他

付属資料

革命的共産主義者同盟
関西地方委員会

革命的共産主義者同盟関西地方委員会党員総会 報告・決定集 目次

巻頭アピール／総会コミュニケ

関西党員総会 報告・討論	9
冒頭議事	
第一号議案 「11・6政治局決定」を弾劾する	15
討論	
第二号議案 党を分裂させる「関西WOB」を凍結せよ	20
討論	
第三号議案 諸決議	41
(1)7月テーゼの撤回を求める	
(2)広島部落差別事件に対し、革共同政治局の自己批判を求める	
(3)08年改憲阻止決戦に立ちあがる	
(4)総会欠席の地方委員の地方委員会への出席を求める	
討論	
総会まとめ	
付属資料	59
11・6政治局決定	
緊急意見書 安部 今日子	
7月テーゼ批判 関西入管闘争委員会	
自己批判と決意 椿 邦彦	
労働者党員の意見書	118
革共同中央の変質を批判する 大久保一彦	
改憲決戦を労働運動の正面課題に 国崎 高明	
教育現場からの報告 月谷 優	
革命的共産主義者同盟の目的と規約	

革共同を奪還するために

革命的共産主義者同盟関西地方委員会

革命的共産主義運動の新たな歴史を画する闘いが始まった。2007年11月に開かれた革命的共産主義者同盟関西地方委員会党員総会は、真の革共同を奪還する闘いの出発点となった。関西の党員の過半数が結集して勝ち取られたこの党員総会の名をもって、安田派「党中央」の党破壊の暴挙を弾劾し、反帝国主義・反スターリン主義、プロレタリア世界革命にむけて、革命的共産主義者の新たな党的結集を呼びかけるものである。

安田派中央の暴挙とはなにか？

第一に、党組織の破壊と分裂を「党中央」の名で強行したことである。関西地方委員会の反対をおしきって、中央直轄の「関西WOB（労働者組織委員会）」なるものの設置を強行した。さらに政治局の名で、関西地方委員会の機能の一方的停止を決定し、また地方委員会が決めた党員総会の開催禁止を決定した。これらは、スターリン主義をのりこえるために、本多同志が心血を注いでつくった革共同の規約の精神、レーニン主義の党組織原則を踏みにじるものである。

第二に、2006年の3・14決起を政治的に抹殺するために、塩川・椿の両名の除名を、第24回臨時拡大全国委員会総会なるもの（「全国委員会総会」の名に値しない「関西打倒決起集会」）で決議したことである。反対意見を持つ党員への「死刑宣告」に等しい除名は認めることができない。同じ日に開催された関西の党員総会の半数以下しか関西の党員が参加していない「臨時拡大全国委員会総会」で「決定」すること自体が許されるものではない。これこそ革共同を安田同志らの私党に変質させる暴挙である。

第三に、安田派中央が、広島で発生した部落差別事件について、党内での糾弾は認めないとして、革共同を差別主義集団に変質させていることである。これは、革共同の綱領的原点である、世界革命・暴力革命・プロ

レタリア独裁のなかにいっさいの被抑圧・被差別人民の解放をめざす、7・7自己批判の立場を投げ捨てるものである。われわれは、日本共産党・スターリン主義と見まがう差別を居直る「党中央」を生み出したことを、部落解放を闘うすべての労働者人民に謝罪するとともに、安田派中央から革共同を奪還し、再生する闘いとともに立ちあがることを呼びかけるものである。

いわゆるサブプライムローン問題は、まさに世界大恐慌の切迫をつきつけている。他方アフガニスタン・イラクでの対テロ戦争は泥沼化し、その上に準備されているイラン侵略戦争は、文字通り中東を導火線とする世界戦争の危機を告げている。他方日本における参院選後の情勢は、労働者・農民の階級意識の巨大な地殻変動が始まっていることを示している。格差拡大、労組法改悪、東アジア経済圏、「大農業経営」という農業破壊、さらに決定的には改憲・軍事大国化攻撃。これにたいして、安倍辞任をうけた福田政権は、日米同盟の死活をかけた新給油特措法案の強行突破、構造改革路線の継承、戦争と改憲、民営化と非正規拡大・労組破壊の攻撃を、民主党・連合を屈服させて強行突破しようとしている。

これにたいしてわれわれが対置しなければならないのは、反帝・反スターリン主義世界革命の党・革共同を奪還し、職場闘争・政治闘争・理論闘争・党派闘争を推進し、全国・全職場・全地域を根こそぎ決起させる改憲阻止ゼネストと強大な街頭闘争・国会闘争に直ちに着手することである。そのために必要なことは、労働組合の戦闘的強化と未組織・非正規労働者の組織化である。われわれ自身の責任で改憲決戦のための大統一戦線を結成して闘おう。改憲決戦は断じて個別闘争ではない。世界革命・日本プロレタリア革命の帰趨をかけた、革共同の綱領的全体性をかけた闘いである。

「急接近情勢」をくりかえし、明日にでも革命が起こるかのような、経済決定論的な帝国主義の自動崩壊論的な世界認識で、この情勢に立ち向かうことはできない。「俺たちに権力をよこせ」と権力と資本に要求するという空論的召還主義の道に踏み込んだ安田派中央は、階級的労働運動

路線の名による党としての闘いの解体と変質を深めている。安田同志の独裁体制のもとに始まっている事態は革共同の前衛性の放棄・変質であり、解党主義・召還主義の道である。

「動労千葉労働運動への特化」論とは、職場細胞・職場闘争をひたむきに組織して、階級的一斉武装蜂起をめざす三全総以来の戦闘的労働運動を清算し、動労千葉防衛にすべてを解消するものだ。「階級指導部形成」論とは、安田同志の党内独裁体制・安田私党による革共同の壟断である。また7月テーゼは、被抑圧・被差別人民を政治的利用の対象としてしか見ず、階級的解放を普遍的・人間的解放として貫徹する立場を放棄することである。「闘うアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱へ！」の戦略的総路線を投げ捨て、純粋労働組合主義の囲い込み運動の泥沼に青年労働者を引きずり込むものである。

更に、安田同志による革共同中央の篡奪は、3・14決起を否定し、清算するものである。革共同関西地方委員会と部落解放の戦線を私党的に支配した与田は、党とその事業を私的な収奪機構と化し、労働者党員の現場での闘いを抑圧し、さらに権力のスパイを逃亡させ、革共同を権力と闘えない組織へと変質させつつあったのである。安田同志らの現「党中央」はこの与田を長年同じ政治局の一員として許容してきたことを何ら総括しない。そればかりか、世界革命運動史上、画歴史的な労働者党員の蜂起によって与田が打倒されたことを、自らに突きつけられた刃としか理解せず、最初から3・14決起を貶め、清算することに全力を挙げてきたのである。

プロレタリア革命とも革命的共産主義運動とも無縁な、革共同の篡奪と私党による党内支配、私党による党内権力闘争だけをこととする者には革命運動における存在場所はない。関西党員総会に結集したわれわれは、真の革共同を奪還し、3・14決起を継承し、世界戦争・侵略戦争と改憲攻撃を打ち破る革命的労働者の巨万の隊列を組織する。関西党員総会が打ちたたてた革共同の真紅の旗のもとに、全党・全階級の労働者は結集せよ！

関西地方委員会党員総会において「関西WOB」の凍結、 および「11・6政治局決定」弾劾決議等を採択

革命的共産主義者同盟関西地方委員会

1) 革共同関西地方委員会は、11月〇日、大阪府下において、関西党員総会を開催した。この総会には、大阪・京都・兵庫・奈良の各府県委員会、国鉄・全通・教育労働者・自治体労働者・医療・民間・合同労組の各産別委員会、入管戦線・部落解放戦線・「障害者」解放戦線・女性解放戦線・在本土沖縄戦線・反軍戦線のすべての戦線および前進社細胞から、関西地方委員会の過半数を超える党員が参加し、革共同の革命的再生のための歴史的出発点を切り開く画期的な大成功を収めた。

総会は革共同中央によるあらゆる総会妨害策動をはねのけ、国家権力および反革命に対する万全の防衛体制のもとで、集中した報告と討論がおこなわれ、「11.6政治決定」の弾劾、「関西WOB」の凍結、07年7月テーゼの撤回要求など、全ての議案・決議が採択された。

2) とりわけ、今次総会開催の直接的契機となった関西WOB問題については、地方委員会書記長から詳細な事実経過およびその問題点が報告された。この報告を受けて参加した同志たちの活発な討論が行われたが、その中で革共同中央による組織破壊行為の実態が暴露され、弾劾された。

こうした討論にふまえて、「関西WOBの凍結求める」議案が挙手によって採択された。採択の結果は、保留が1名、残る全員が賛成であった。関西地方委員会の多数意見を無視して「関西WOB」を強行してきた一部地方委員による組織破壊行為に断が下されたのだ。卑劣にも総会をボイコットした一部地方委員は直ちに組織破壊行為を中止し、関西地方委員会の旗のもと復歸する事を求める。また中央WOBから関西WOB委員に指名された同志諸君に告ぐ。諸君らはこの党員総会の決定に従い、関西地方委員会のもとで関西労働者組織委員会を強化する闘いに合流するように呼びかける。

3) 総会は、総会実行委員長が開会宣言を行い、議長団・議事運営委員会・書記を選出した。

最初に「11・6政治局決定」を弾劾する議案が、関西地方委員から提案された。その中で「11・6政治局決定」の中味は多くの事実誤認が存在すること、同盟規約に照らせば政治局には「関西地方委員会の執行停止処分」をおこなう権限はないことが明らかにされた。そしてこの前代未聞の暴挙を行った政治局を弾劾するとともに、「決定」の撤回を求める提案がされた。

討論のなかで、政治局は「11・6政治局決定」を、関西地方委員会に通知する前に大阪府委員会に下ろして、「党員総会のボイコット」を討議させていたことが明らかにされた。こうした政治局によるスターリン主義まがいの情報操作と陰謀政治に対して、驚きと弾劾の声があがり、圧倒的な拍手で、「11・6政治局決定」を弾劾する決議が採択された。

4) さらにこの間の党内差別事件の根源となっている、「07年7月テーゼ」の撤回を求める決議、広島部落差別事件に対する革共同中央の自己批判を求める決議、改憲阻止闘争の爆発をかちとる決議、総会から逃亡した地方委員に対して11月〇日に開催される関西地方委員会への出席を求める決議が提案された。これらの提案に対して、部落青年戦闘同志会の同志はじめ多数の同志から、広島部落差別事件を居直る革共同中央を弾劾する意見が次々と表明され、決議が採択された。また、7月テーゼの撤回を求める決議等すべての決議案が圧倒的な拍手で採択された。

5) 今総会の議事は、二人の議長団によってが民主的かつ公平に運営され、討論は部落青年戦闘同志会・病院細胞・マルクス主義青年労働者同盟の諸同志から始まり、大阪・京都・兵庫・奈良・教育労働者・自治体労働者・「障害者」解放戦線・女性解放戦線・前進社細胞など実に総計20本をこえる発言がなされた。全議案を採択したのち労働運動の最前線で闘う同志が開会宣言・団結ガンバローを行い、4時間を超える歴史的な党員総会を締めくくった。

6) すべての同志の皆さん。11・〇革共同関西地方委員会党員総会は、革

共同中央の07年7月テーゼおよび23全総を頂点とする綱領的変質と、「関西WOB」強行や「11・6政治局決定」に見られる規約無視のスターリン主義的組織運営を徹底的に弾劾し、真の革共同を奪還する闘いを断固として開始する事を宣言した。現場の細胞活動を基礎とせず、「中央への一致＝中央追従」のみを強要する中央指導は、「細胞と中央は同格である」という革共同の組織論とはまったく無縁である。

すべての同志の皆さん！ そして革共同とともに歩んできたすべての友人の皆さん！ 革共同関西地方委員会は、すべての同志・友人の皆さんが、反帝国主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命の旗のもとに固く団結し、革共同の革命的再生にむけてともに立ち上がることを心から訴えます。

2007年11月〇日

[注1]WOB(ウオップ)…労働者組織委員会

革共同の規約にもとづく労働者を組織するための小委員会。

関西党員総会 議案・討論

冒頭議事

開会あいさつ

開会にあたり、総会実行委員会の私の方から、一言あいさつを行わせていただきます。

本総会は革共同の生きるか死ぬかをかけた歴史的な総会になります。それは時を同じくして、この総会から逃亡した人々が関東において「全国委員会総会」なるものを開催しようとしているからです。10・30の関西地方委員会決定に参加したにもかかわらずこれに従わない人々や、また規約にない「執行権の停止」などを叫ぶ政治局の人々がいるからです。私たちはあくまで昨年の11・23関西党員総会によって選出された関西地方委員会としての責任を果たすため、革共同と革命的共産主義運動の危機を打開する党員総会として、本日の総会を開催していきたいと思えます。

このような総会の開会あいさつを、私のような一つの地区で30年以上闘ってきた現場労働者よりもはるかに多くの困難な任務を担い抜いてきた同志が革共同にはあまたいるわけですが、その同志をさしおいて私がなぜ行うかといえ、それは私が闘った05年宝塚教育闘争が10月H会議において分派規定されたことに対し、昨年の3・14決起で与田らを打倒し、H会議主催者の議長の自己批判を勝ち取った事が今回の「党内闘争」の起点にあるからです。しかしまた、07年には再び分派規定されるというように、私はこの2年余り党の変質を知る最前線に立ってきたからです。

私は単純ですから、3・14決起の勝利をもって、党は大きく生まれ変わると考えていました。しかし実際には、与田・遠山時代よりはるかに悪い方向に進んでしまったのです。革共同の規約で保証された、「一切の討論の自由と、行動での一致」は全くないがしろにされ、07年『前進』新年号以降、5・20全国WOB、7月テーゼ、23全総と大きく路線的変質が進ん

だのです。そして、現行の関西地方委員会の破壊のための「関西WOB」の強行です。私はこれらの変質と最前線で、全力で闘ってきたつもりです。しかし事ここに至っては、全ての同志の皆さんに、この間起きていることの真実を全て明らかにする事を通じて、この党の変質・暴走を阻止しなければ、私たちが革共同にかけてきたものは叩きつぶされると思い、党員総会の開催を決定し、本日を迎えわけです。

幾多の困難をのりこえて、本日の総会に結集された同志の皆さん。

本日は革共同の、新たな生まれ変わりの記念すべき日でもあります。常に「中央が絶対正しい」というような言葉で、私たちは細胞として労働現場や地域と密着した生き生きした活動を、自ら阻害してきたのではないのでしょうか。活発な細胞活動と結びついてはじめて中央は成り立つのであり、「あらかじめ絶対正しい中央がある」などというのは、マルクス主義とは無縁の観念論以外の何ものでもありません。細胞と中央は同格であると22全総で確認したばかりではありませんか。この組織活動の原理・原則が、一方的に破壊されるのを見過ごすなら、私たちの運動の死です。

同志の皆さん。私たちは、あくまで同盟の目的と規約を承認し、反帝国主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命の実現のため、日本革命の戦略的総路線を「闘うアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ」に定めて、革命運動を進めていく共産主義者の政治的結集体であります。

この不断の細胞活動の弱体化が、今日の党中央の専横と危機をも生み出していると考えます。しかしこの困難は、私たちが、このかけがえない革共同に結集した原点に帰れば、必ず突破できると確信します。そしてそれは一人の手ではなく、本日ここに結集した同志たちが、今一度原点に立ち立ち返り心を一にして闘えば恐れるものは何もなく、革共同の再生、統一と団結は勝ちとられるのです。

このような勝利の出発点になるような、活発な討論をお願いして、開会のあいさつにしたいと思います。

議長団等選出・冒頭発言

それでは、総会実行委員会としては、あらかじめ議長団に、兵庫県委員会のAK同志、病院細胞委員会のIS同志をお願いしております。拍手で承認をお願いします。また議事運営委員は、私と、奈良の〇〇同志、大阪の〇〇同志に、書記は〇〇同志でおこなわせていただきたいと思います。こちらでも拍手で承認をお願いします。(拍手)

AK 議長に選ばれたAKです。去年の与田を倒した3・14決起で、私たちは本当にどんな困難にも立ち向かっていくことを決意しました。それは、与田・遠山を追放するのみならず、それを許してきた党のあり方を根底から変えるという決起だったと思います。あのときの決意をもってすれば、今の危機は必ず突破できると私は確信しています。本日結集された皆さんの団結で本当にプロレタリア革命を実現していける党を作っていきたいと思います。(拍手)

まず最初に都合で、早めに帰る同志がおられますので、その発言を優先させたいと思います。(拍手)

NM お疲れさまです。今日は全国連〇〇支部の大会ですので、途中で帰ります。今日の黨員総会で私の基本的立場は皆さんと同じだと思います。

同志会が今日の黨員総会に、大きくは来ていません。しかし同志会の同志は必ず団結するし勝てるんだということを、それをみんなの力でやっていきたいということを心から訴えたいと思います。(拍手)

同志会の中での意見は、ひとつは広島問題についての怒りです。もちろん中央が誤った指導をしていることに対して批判することは当然ですが、革共同として反スターリン主義・革命的共産主義の党として僕らはこれを一切引き受けて、絶対に同志会の同志と一緒にこの党を再建するんだということです。このことはここにおられる同志の皆さんすべての思いだと思いますし、どんなに時間がかかっても真剣な粘り強い討論の下でやりぬきましょう。

僕は、求めるものは皆さんと同じだと思います。ただ3・14決起以来の兵庫

県党の同志の実践の中で一緒に闘うということがなかったら、それはわからなかったと思います。この間の闘いの中で3・14決起がめざしたもの、単一の党を作り上げ、部落解放運動を含めて労働者階級の真正面からの課題として担うこと、やはりこのことはまだ始まったばかりですけれども、確信を持ってどこまでも、間違いや失敗はあると思いますけれども突き進んで行きたい。そこから逃亡したのが今回の広島問題だと思います。差別があるから、それを受け止めて学んで乗り越えていく。これは僕自身も同じです。僕も一般民です。部落に入って12年で、中には失敗もあります。弱い人間です。だけど、ここにおられる同志の皆さんとともに、本当に労働者階級の団結、共産主義革命のために闘っていききたい。(拍手)

YM 結論だけ言います。私は今の党中央、まあ安田分派と言っていると思いますが、本当にこれは間違っていると思います。私は3全総・4全総のころから党に結集したわけですが、これをうけつぐ3回大会、二重対峙・対カクマル戦、フェイズI・フェイズIIを闘い、5月テーゼ、19全総、6回大会という形で、いろいろ紆余曲折しながらもずっと築き上げてきた革共同の革命路線というのがやっぱり正しいと思います。

今の安田分派の唱えているいわゆる「階級的労働運動路線」というものは、この党の路線から逸脱している。これでは革命は出来ないと。またそういう路線的な間違いだけでなく、党運営においても、自分たちの路線に反対する者には一切反論を許さない、よってたかって袋叩きにするというあり方は、本当の革命党のあり方ではない。私は今の事態は極めて憂慮すべきだけれども、今ここではっきりと分派闘争をやって、その中でわれわれが多数を占めていくように闘い抜かなければならないと決意しております。

内容的にはこれから討論されると思いますが、「階級的労働運動路線」の誤りというのは労働組合の闘いを戦闘化すれば革命が出来るという考えです。革命とは暴力革命でなければならぬし、一斉武装蜂起をしていかなければならない。労働組合の闘いは、それが権力や資本と激突すると、三池のときもそうだったように必然的に武装自衛という道をとって行くわけです。しかし同時に権力の暴力装置である警察あるいは自衛隊というものと闘いに勝ち抜いていかなければならない。自衛隊の中にプロレタリアートの側に立って

反乱を組織するという闘いがなければ、これは成功しないわけです。そうした暴力革命の路線というものが、今度の「階級的労働運動路線」というものの中にはまったく位置づけられていないと私は思います。

それから在日の人たちの闘いについても、われわれは特に日本プロレタリア革命にとって在日の人たちが朝鮮革命と連帯して決起することと、日本の労働者階級が結びついてともに闘うということがなければ、絶対勝利できないと思うわけですが、そうした路線が一切消えている。それから「7月テーゼ」でも広島部落差別事件を完全に開き直って、「7月テーゼを理解していないからあれを差別と言うんだ」という暴言が吐かれている。そうしたことを生み出す理論的思想的根拠が「7月テーゼ」に埋め込まれているわけであって、それは党中央の責任だと思います。そうしたものと闘って、「闘うアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ」「部落解放・日帝打倒」という路線を貫き通すためには、なんとしても間違った路線と闘い抜いていかなければならない。

最後に、実際病院細胞でも、「中央は正しい」と言う人もいますが、その人たちはMWL1000名、MSL1000名建設に対して、われわれが反対であるかのような、変なオルグがされているように思います。私たちはMWL、MSL1000名建設ということは絶対やらなければならない。また、日本階級闘争の激動の中の先頭に立って切り開いていくという立場を貫いて、安田分派以上に全力で階級闘争の大爆発と、その中での本当の党建設ということに向かって頑張っていかなければなりません。われわれこそが真に階級闘争の大高揚を勝ち取る、そのために全力を挙げるということを私自身も決意したいと思います。

〔注2〕 MWL = マルクス主義青年労働者同盟

MSL = マルクス主義学生連盟・中核派

フェイズⅠ = 対カクマル戦争を第一の任務とした先制的内戦戦略の第一段階のこと

フェイズⅡ = 対権力武装闘争を第一の任務とした先制的内戦戦略の第二段階のこと

第1号議案

「11・6政治局決定」を弾劾する

すべての同志のみなさん！ 革共同関西地方委員会は、本日の党員総会の開催を、「党を分裂させる反動的クーデター」と決めつけ、一方的に関西地方委員会を「執行停止」処分とした11・6政治局決定を徹底的に弾劾します。そして、すべての同志が、本日の総会を圧倒的に成功させ、本日を突破口にして、与田らを打倒した06年3.14決起の地平を堅持し、関西地方委員会の革命的団結をかちとるために、断固として決起されることを強く訴えます。

第一に、政治局に関西地方委員会を「執行停止」処分にする権限はありません。同盟規約には、個人に対する処分は規定してありますが、機関に対する処分は定めていません。また上級機関が下級機関を処分することもできません。これらはスターリン主義と決別した党を建設するために故本多書記長が苦心して作りあげた結果の規約です。このような政治局のスターリン主義のような専横は許すことはできません。

第二に、11・6政治局声明は、10月30日の関西地方委員会において「11・〇関西党員総会開催」を決定した経緯について、はなはだしい事実誤認を犯しています。

第一点。11・6政治局声明は「党の分裂のための関西党員総会」と決めつけていますが、これは事実を180度歪曲しています。11・〇党員総会は、〇〇、〇〇、〇〇同志らが、関西地方委員会の多数の反対意見を無視して、10月8日に「関西WOB」開催を強行したことによって生み出された関西地方委員会の分裂の危機に対し、その団結の回復を目的として行われ

るものです。

第二点。11・6政治局決定は、10月30日の関西地方委員会における採決を「クーデター」と決めつけていますが、これも事実と違います。採決には当日関西地方委員会に出席した17名全員が参加したのです。〇〇、〇〇、〇〇同志らも反対に挙手をし、採決に参加したのです。クーデター行為を非難されるべきなのは、10月2日の関西地方委員会討議を無視して「関西WOB」の開催を強行した〇〇、〇〇、〇〇同志らの方です。

第三点。11・6政治局決定は「関西地方委員会は中央直轄体制となった」「それは関西地方委員会が100%承認した」と述べ、党員総会の開催が「中央指導の100%の拒否宣言」と決めつけていますが、これもまったく事実と違います。地方委員会に出席してきた政治局員の熊沢同志は関西地方委員会の場で「関西地方委員会は中央直轄体制となった」という提起はただの一度も行ったことがありません。したがってそれを「関西地方委員会が100%承認した」ということもまったくありません。したがって党員総会の開催が「中央指導の100%の拒否宣言」というのもまったくのデタラメです。

第三に、そしてこれがもっとも重大なことですが、政治局は11月〇日に拡大全国委員総会を開催することを秘密裏に決定していたということです。この事実は11・4以降の党員総会への組織化の進行中に複数の同志の証言によって明らかになりました。

本社で開催された10月24日の中央執行委員会において「11月〇日に臨時拡大全国委員総会を開催する」という決定が明らかにされていたのです。ところがこの会議に出席していた〇〇同志は、今日にいたるまで関西地方委員会にはこの事実を一切報告していません。なぜなのか。それは「臨時全国委員総会には、関西の中央派をできるかぎり結集させる」という方針が同時に確認されていたからです。政治局は10月段階で、関西地方委員会の分裂を強行することを決定していたのです。私たちはこのような暴挙を断じて許すわけにはいきません。

政治局の同志諸君に告ぐ！ 諸君らが行っている愚劣なデマ政治と分裂策動がどれほど深刻な危機を党と階級にもたらしているのか、少しは自覚したまえ！ そして党組織に対する破壊行為を直ちに中止したまえ！

すべての同志のみなさん！ われわれは06年3・14決起によって、革共同結党の原点（共産主義者としての主体性をかけて、国際共産主義運動のスターリン主義的歪曲と決別しそれを乗り越え、すべての闘う労働者階級・人民をその旗の下に結集することができる開かれた綱領的立場としての反帝・反スターリン主義プロレタリア世界革命戦略を確立するたたかい）を復権し、真の労働者階級の革命党の建設に向けて断固として踏み出しました。

関西地方委員会は、不退転の決意をもって開始したこの闘いを貫徹することを、全党全人民の前に誓います。すべての同志のみなさん！ あらゆる妨害をはねのけて、本日の党員総会を成功させ、本日の勝利を突破口にして、3・14決起の地平を堅持し、革共同の革命的再生をたたかいてろう！

第1号議案に対する討論

AD この間1年半くらい闘病しながら闘ってきて、こないだ2年ぶりに東京の集会に行っただけがわかったと僕は思いました。

一番情けなかったのは、ここにいる同志以外、ほとんど首都圏のMWLを当初の立ち上げからずっと一緒にやってきた人間とか、関西の人間でさえ僕と会っても全然無視されたことです。こっちから声をかけないと、素通りしてしまう。ただ1名だけ30分くらい話をしました。ところが帰ってから聞いた話ではどうもその彼が関西に来て、いろいろ関西のMWLの指導部等に対して中央派のオルグをやっていたようです。そういう会議が行われているのに、その内容はおろか、その会議の存在自体を細胞で言えないようなことをやっているわけです。それがものすごくショックでした。分派主義・分裂主義というなら中央のほうじゃないか。中央から来る文書を読んでいたら、関西地方委員会が陰謀的だとか書いているけれども、陰謀をやっているのはどっちなんだ、ということがまず最初にあります。

そして何より11・4集会で一番感じたことは、聞くには聞いていたけれど、聞きしに勝る革命の空叫び。まだそれが集会だけなら辛抱できたんですけども、あのデモです。僕もああいうデモは大好きです。最初のガード下のところはよかったです。ところが、数寄屋橋の交差点のところで追い抜いていったでしょう。ああいうことに対してうちの組合員大衆は、「あれはちょっとやりすぎやろ」とか、「あんなことをやって何になんねん」とか、いうふうに言っていました。僕は、組合の役員と一緒に新幹線で帰ったんですけども、彼はデモの時に学生か青年労働者かに「お兄ちゃん、もうその辺で止めときゃ」と諫めたそうです。そうしたら彼に返した言葉が「そんなことで革命ができるか！」です。あんな全然訓練されていないデモの先にどんな革命を夢想しているんだっていう感じです。一緒に帰った役員は、「あれは完全に市民主義やな」と言っていました。

11・4の総括の会議で、僕の地区の同志が、組合内で言われていることを報告したら、もう集中砲火です。「あんたがそんな立場でおるからアカン、あ

たがオルグせんかい」と批判されたそうです。それを言った人にその言葉をそっくりそのまま返してやりたいと思います。なぜなら、11・4集会の実行委員会でも事務局会議でも、ああいうデモをやるということは一言も提起されていない。しかしやる人間は知っていたわけです。そういうふうにする方針だったと、後で堂々と開き直っているわけです。

やる方針だったなら実行委員会でもなぜ提起しないのか。そして三組合共同で、こういうデモをやろうじゃないかと、青年先頭にやろうじゃないかと堂々と提起して、それで組織するのが当たり前でしょう。そういうことをやってはじめて現場労働者が、自分の組合に対して「これが必要なんだ」と自信をもって言えるわけです。あんな卑劣なことをやっておいて、後の尻拭いを全部現場にやらせるのは与田・遠山がやってきたことと全く同じです。全部現場の責任にする。こんなこともう許したらアカンと思います。

あとひとつだけ。意見の違う真つ当なことを言っている人間を除名だという勢いでやっていることが最も許せない。幸いここにMWLの同志たちが来ているから、そこを出発点として一緒にMWL、MSLを本当の革命の突撃隊として組織していくために頑張っていきたいと思います。(拍手)

AB この11・6政治局決定弾劾を断固支持です。この中身は11月8日の大阪府委員会で初めて読み合わせされたんです。執行停止を決定しようとした関西地方委員会にまず出されるのではなく、大阪府委員会で11・6の政治局決定が読み上げられ、また関西地方委員会7名連記の関西党員総会反対の2つの文書が出され、大阪府委員会が反対決議を出すという暴挙が起こったんです。実際に中央直轄で関西地方委員会が行われていたとしたら、まず関西地方委員会に執行停止を通知し、そこで議論すべきことが、先に大阪府委員会においてなされたということ自身がクーデターだと思っています。だから私は11・6政治局決定は本当に許せないという立場で意見を言わせてもらいました。(拍手)

AK 第1号議案を採択したいと思います賛成の方は拍手を。(拍手) 圧倒的拍手で採択されたことを確認したいと思います。

(1号議案 拍手で採択)

第2号議案

党を分裂させる「関西WOB」 を凍結せよ

〈I〉 この間の経緯について

【9月4日 関西地方委員会】

「関西WOB」の設置とその構成メンバーについて提起が行われる。

この時発表された「関西WOB」のメンバーは、以下の通り。

〇〇(大阪・国鉄)、〇〇(大阪・国鉄)、〇〇(大阪・全通)、〇〇(大阪・全通)、〇〇(大阪・教労)、〇〇(奈良・教労)、〇〇(大阪・自治労)、〇〇(大阪・MWL)、〇〇(大阪・MWL)、〇〇(京都・医療)、〇〇(京都・合同労組)、〇〇(WOB・合同労組)、〇〇(WOB・国鉄担当)、〇〇(WOB・自治労担当)、〇〇(地方委員)

以上15名。

この提起を受けて、「なぜメンバーの中に兵庫や病院細胞から一人も入っていないのか?」「なぜWOBメンバーの一部しか入っていないのか? WOBの〇〇、〇〇、〇〇の三同志が外されている理由は何か?」「全通から〇〇同志を外し、教労から〇〇同志を外し、医療から病院細胞の同志を外して一体どのような労働者の組織化をしようとしているのか?」「このメンバーは誰がどこで決定したのか?」という疑問が次々と出された。

これに対して中央WOBである〇〇同志、〇〇同志らの答弁は「構成メンバーは安田、大原同志と中央WOBで決定した」「産別委員会の代表で

構成した」というものであった。また熊沢同志は、〇〇同志や〇〇同志が「どうして自分たちが外されているのか」という質問したのに対して、「あなたたちは階級的労働運動路線に反対しているじゃないか」と答えた。

人選について反対意見や疑問が多数出されたが、〇〇、〇〇、熊沢同志は「反対意見があっても10月8日に関西WOBの第一回目の会議を行う」という強硬な姿勢をとりつづけた。結局この日の関西地方委員会では「関西WOB」については継続して討論することになった。

【10月2日 関西地方委員会】

「関西WOB」の位置づけが提起される。この提起の中で中央WOBを「政治局に準ずる機関」と規定し、そのもとに「関西WOB」を設置することになっているとしたことについて、「党の指導系列を二重化するものである」という意見が出された。また「WOBは各級機関の下に組織される小委員会であって、関西地方委員会の承認のない『関西WOB』の設置は規約違反である」との意見も出された。そして兵庫・病院細胞を排除したあからさまな「反対派外し」のメンバー構成で「関西WOB」をスタートさせることは、党内の意見対立を組織的に固定化し、党を分裂させるものであるから、「関西WOB」は凍結すべきであるという意見が出された。

この日の討論では10月8日の「関西WOB」の開催については「凍結すべし」という意見が9名、「あくまで開催すべし」という意見が4名であった。この日は中央WOBである〇〇、〇〇同志が欠席していたため、10月8日までに〇〇、椿、〇〇、〇〇の4名で関西地方委員会の討論に踏まえて話し合いを行うことを決定した。

【10月4日 〇〇、椿、〇〇、〇〇による話し合い】

椿同志が10月8日の「関西WOB」の凍結を申し入れたが、〇〇、〇〇、〇〇同志らはあくまで開催を主張し、話し合いは平行線のままとなった。そこで椿同志が10月8日の「関西WOB」に直接申し入れを行うこととなった。

【10月7日 椿同志と大原同志との電話による申し合わせ】

10月8日の「関西WOB」第一回会議の開始30分前に、会場で椿同志が

大原同志と話し合うことを申し合わせた。

【10月8日 「関西WOB」第一回会議】

9時30分に会場のロビーで大原、〇〇、〇〇、椿、〇〇の5名で30分間ほど話し合いを行う。椿、〇〇同志から政治局および「関西WOB」参加者あてに文書で「関西WOB」凍結の申し入れを行う。申し入れの趣旨は「意見の異なる同志を排除し、党の基本系列を二重化する『関西WOB』の強行は規約違反であり、関西地方委員会に深刻な分裂を生み出すおそれがあるから中止すべきである」というものであった。

このときの話し合いでも大原、〇〇、〇〇同志らはあくまで開催を強行するという姿勢を崩さず、平行線のままに終わった。

「関西WOB」第一回会議は冒頭に〇〇同志が申し入れ書を読み上げ、その後、大原同志から基調報告が行われた。第二回会議を11月〇日と決定した。

【10月16日 関西地方委員会】

椿同志が10・8「関西WOB」における大原同志作成による基調報告文書のなかの「関西の一部指導部」が「党内機密文書を党外（メール、インターネット）に流出させた」という記述について、説明を求める。

〇〇、〇〇同志は、会議では「そういう報告はなされなかった」と答えた。熊沢同志は「自分はそういう認識を持っていないので、大原同志と討論して修正し、全党回覧の際にはその部分は伏せ字にした」と答えた。関西地方委員会として正式にこの問題についての政治局および大原同志本人の見解を求めた。熊沢同志は次回関西地方委員会で回答すると約束した。

【10月24日 中央執行委員会】

ここで熊沢同志から11月〇日に「臨時拡大全国委員会総会」を開催することが発表された。11月〇日に予定されていた「関西WOB」は中止し、「関西の中央派を臨時拡大全総に総結集させる」という方針がおろされた。

【10月30日 関西地方委員会】

椿同志が「『関西WOB』の問題点」を関西地方委員会に提出。熊沢同志が文書で「関西WOB」問題について回答。ここで再度11月〇日に予定されていた「関西WOB」第二回会議を凍結せよとの意見が多数出される。この時〇〇同志から「11月〇日の第二回会議は参加できないメンバーがいるため延期することになった」と報告される。これに対して「延期することが可能であるならば、関西地方委員会で十分討議し一致するまで開催を凍結すべきである」という意見が出されたが、〇〇、〇〇同志らは「『関西WOB』に〇〇同志や〇〇同志が参加することは労働者黨員が認めない。したがって凍結する必要はない」との主張をくりかえした。

これに対して椿同志が「そこまで主張するのであれば、実際に黨員全体の意見を聞いて決定すべきである。11月〇日に黨員総会の開催を要求する」と動議を提出する。多数の同志がこの動議の採決を要求したが、議長代行の〇〇同志がこれを拒否したため、椿同志が三役として採決を行う。採決は当日の関西地方委員会参加者全員で行われた。

黨員総会賛成に挙手したものは9名。反対に挙手したものは6名。保留したものは2名。以上で採決が成立し、11月〇日に黨員総会が開催されることが決定された。

採決後、〇〇同志から「黨員総会の開催ではなく、関西WOBを凍結し、関西地方委員会において継続討論すべきである」との意見が出され、〇〇同志からは「『関西WOB』の強行をやめ、一旦凍結すれば黨員総会を開く必要はない。是非、凍結してほしい」との要請が〇〇、〇〇同志に対してなされたが、両同志は「凍結はしない」と明言してこれを拒否した。

なお、この日の関西地方委員会においては〇〇同志および熊沢同志から、すでに決定されていた11・〇臨時拡大全国委員会総会を開催することについてはいっさい報告されなかった。

【11月6日 政治局決定】

この日の政治局会議で関西地方委員会の「執行停止」を決定した。

〈Ⅱ〉「関西WOB」を凍結し、関西地方委員会の一致のもとに労働者党建設を推進しよう

政治局と関西地方委員会の一部の同志たちによって強行されている「関西WOB」は、以下述べる3点において看過することのできない問題点をはらんでいる。

第一にその組織的位置づけである。10月2日付けの「関西地方委THEME」の〈関西WOB建設について〉という項目では、中央WOBを「党の中核機関」あるいは「政治局に準ずる指導機関」と位置づけている。つまり中央WOBは政治局と同等の権限を持つ機関となっているのである。これは明らかに規約に反する機関である。

規約第三条(同盟の構成)では「同盟は細胞と全国委員会を基本組織とし、細胞、地区委員会、都道府県委員会、地方委員会、全国委員会、全国大会に組織される」とし、その「各級機関の指導のもとに、小委員会として労働者組織委員会、産別労働者委員会、学生組織委員会、弾圧対策委員会、各種戦線の組織委員会あるいは闘争委員会、軍事委員会を組織する」と定めている。

ここに明らかなように、小委員会の一つに過ぎない労働者組織委員会を「政治局に準ずる指導機関」にすることなどできないのである。また関西労働者組織委員会は規約に従えば関西地方委員会のもとに組織されなければならない。10月2日の関西地方委員会において「関西WOB」は反対9賛成4で事実上否決されたのである。また関西には地方委員会が承認したれっきとした関西労働者組織委員会が存在し、活動を続けているのだ。これとは別個に「関西WOB」をでっち上げることなど断じて認められない。

これについて〈関西WOB建設について〉では「実は労対(常任会議)という機関は、この歴史的断絶をうめるものとして、この間存在していたといってよい。本来的にはWOBを補佐するものとして存在する」と述べて、現に存在する労働者組織委員会は「労対(常任会議)」という別の組

織だったのだと強弁している。さらに「第一回関西WOB会議提起 By OH」では「WOBは6回大会で決定された学生組織委員会と並ぶ正式な党機関であり、大会および全総決定を政治局と共に貫徹する任務を負います」と述べて、あたかも6回大会の決定のように主張しているが、これは事実と反している。そもそも6回大会でその改正を決定した現規約において、中央労働者組織委員会を「政治局に準ずる機関」とするというような規定はどこにもない。また「第6回全国大会報告・決定集」の中には〈関西WOB建設について〉で述べているような労働者組織委員会の総括や位置づけについては一言も記載されていない。もしも大会でそのような重要な決定をしておきながら、規約にも報告にも明記していないのだとしたらそのことの方が重大な問題である。

以上のことから最も危惧されることは、中央WOBのもとに別個の党の指導系列が形成されることである。「第一回関西WOB会議提起」では「東京・首都圏に次ぐ最大の労働者実体のある関西にWOBを建設することになりました。これを水路に全国各地方でWOBを建設していくことになります。」と述べられており、新たな指導系列をつくることが明記されている。また中央WOBの同志の中に「労働者党员には複数の指導系列があってもいい」といっている人もいるが、これは3.14決起で打倒された与田が私党化を進めてきた論理と全く同じである。与田は「指導部が一致していれば、指導系列が複数あってもいい」といって、関西地方委員会を無力化し、私党化を進めてきたのである。まさに中央WOB—地方WOBという系列の形成は「党内党」づくりであるといわざるを得ない。

第二に、そのメンバー構成の問題である。「このかんの経緯について」で触れたが、全通戦線から〇〇同志をはずし、教労戦線から〇〇同志をはずし、医療戦線から病院細胞の同志をはずして、いったいこの関西においてどのような労働者を組織しようというか。その人選の基準は明らかに「反対派外し」である(これに抗議して合同労組の〇〇同志は「関西WOB」参加を拒否している)。

10月8日、椿・〇〇同志が「関西 WOB」開催に対してその凍結を申し入れた際に、大原、〇〇、〇〇同志は「〇〇同志や〇〇同志をメンバーに加えると全国の労働者同志が納得しない」と回答した。それが事実かどうかを関西の全同志の意見を集約して判断するのが本日の党員総会である。彼らは「『関西 WOB』は党の分裂を引き起こすから凍結せよ」との要請には「『関西 WOB』は労働者党員の総意だ」と強弁してその開催を強行しておきながら、いざ総会を開催して「労働者党員の総意」を確認しようとする、「総会決定はクーデター」だの「党の分裂と破壊」だのといって大騒ぎしているのである。こうした彼らの姿は「関西 WOB」になんら正当性がないことをはっきりと証明している。

第三に「第一回関西 WOB 会議提起」の内容である。その中では「関西の一部指導部」に対して「党内機密文書を党外(メール、インターネット)に流出させた責任を決して曖昧にすることはできません」という根も葉もないデマを述べている。さらに「実際に塩川同志、椿同志に共通していることは『労働者細胞を基軸に』と言いながら眼前の労働者党員である我々に対しては一度としてまともに向き合って来ませんでした」とか、「何よりも戦闘的労働者党員の桎梏となっています」などと事実無根の誹謗中傷を行い、「『一部指導部』の妨害やネグレクトを吹き飛ばし11月集会への大動員を切り開き、路線的思想的対立に大きく決着をつけていきましょう」と結論づけているのである。

この提起は政治局が「関西 WOB」を「関西一部指導部」打倒闘争に労働者党員を動員するための機関と位置づけていたことをはっきりと示している。こうした策動の不当性が関西地方委員会の討論のなかで暴き出されていく中で、政治局は11・〇臨時拡大全国委員会総会の開催を秘密裏に決定し、関西の「中央派」にのみ召集をかけるという陰謀を行っていたのである。10月30日の関西地方委員会における関西党員総会開催決定はこうした政治局の陰謀政治にたいする根底的批判となった。ところが政治局はこの批判を受け止めるのではなく、11・6政治局決定で「関西地

方委員会の執行を停止する」という前代未聞の暴挙に訴えたのである。

ここにいたって政治局による「関西 WOB」の強行が関西地方委員会の解体と3.14決起の反動的転覆を目的とするものであることが完全に明らかになった。それは共産主義者の主体性の否定、党内民主主義の否定、反スターリン主義の放棄、7・7自己批判の否定と破棄、反帝・反スタプロレタリア世界革命の綱領的立場の放棄へと党を変質させるものであり、断じて認めることはできない。

〈Ⅲ〉「階級的労働運動路線」を批判する

政治局や中央 WOB の同志諸君の主張は「『関西 WOB』は『階級的労働運動路線』を推進するための機関であるから、これに反対するものは排除してもかまわない」という点で共通している。このように「階級的労働運動路線」を錦の御旗のように立てて、その実践のためであれば「規約を無視してもかまわない」という意見までもが大手を振ってまかり通っている。それでは「階級的労働運動路線」が本当にプロレタリア革命の路線といえるのかどうか、この点について検証してみなければならない。

(1) 労働者階級の党はいかにして建設されるのか

党を労働者階級の党として建設するとはどういうことか。それは党がその当面する目的である自国帝国主義の打倒と労働者国家(プロレタリア独裁国家)の樹立を目指して労働者階級の圧倒的多数の政治的決起(武装蜂起を含む)を実現するということである。そのために党はあらゆる職場・工場・地域の中に入り、そこで労働者の先頭にたつて資本や行政・国家権力と闘い、プロレタリア革命への労働者の結集を拡大(獲得)していくのである。また党は帝国主義の全線にわたる政治反動と対決する政治闘争(改憲阻止闘争、反基地・反安保闘争、反原発闘争などあらゆる領域)の先頭にたち、労働者階級が自らを支配階級へと高めていくための

政治的訓練を意識的に行っていくのである。この様な多岐にわたる実践を通して、党は帝国主義の危機によって必然的に生ずるブルジョアジー内部の動揺や分裂を利用して労働者階級がその政治的陣地を拡大したり、経済的要求を獲得する術を身につけていくのである。

同時に帝国主義段階のプロレタリア革命の戦略的課題である社会的差別・民族排外主義との闘いを極めて意識的に推進していくのである。このテーマに対する格闘が、革命党にとって重要な試金石となる。この立場は日本階級闘争が7・7自己批判をへて勝ち取ってきた重要な地平である。

以上述べた階級闘争の全領域にわが党はその活動を広げてくのであるが、はたしてそれは可能なのか。可能である。なぜなら階級闘争において、プロレタリア革命に関係のない領域は存在しないのであり、そうであるかぎりすべての領域において革命の主体が存在しているのである。われわれはその確信にたって91年5月テーゼ転換を行ったのである。

(2) 職場・生産点における労働者の組織化について

職場・生産点あるいは地域における労働者の組織化とは、職場・地域の多数の労働者の支持を獲得するという事だ。細胞のメンバーがたとえ職場に一人しかいない場合でも、たえず職場の労働者全体の利害を代表して闘うことを通して、職場の労働者の支持を獲得し、それを基盤にして細胞を拡大しながら職場・工場・地域を一つまた一つとプロレタリア革命の拠点に転化していくのである。

労働者の組織化には、百の職種があればそれに応じた百の方法が必要になる。どの産別にもあるいはどの職種にも通用するような組織化の特効薬などないのである。組織化の術を学ぶためには実際に職場に入って実践する以外に方法はない。だからこそ、とりわけわが党のように実践領域がまだまだ小さな党にとっては、それぞれの産別や業種・職種です

で労働組合運動をになっている活動家たちから「謙虚に学ぶ」ということが極めて重要なのである。また、資本は労働者の団結を破壊するために絶えず新たな攻撃（賃金形態、雇用形態、就労形態、労働時間などのあらゆる領域における攻撃）をしかけてくるため、従来の経験にのみ依拠してはこうした攻撃をはね返すことはできない。したがってわれわれが資本攻撃を正確に把握し、的確に反撃を組織していくためには、できる限り広範な労働組合の活動家たちと連絡をとり、経験を交流し、時には共同して研究・分析を行い闘争をつくりあげていくことがぜひとも必要になってくるし、積極的にそうしなければならない。こうした共同した取り組みの積み重ねが彼らとの信頼関係を形成していくことになるのである。ここで培われた信頼関係は、他の方法では絶対に得ることのできない、極めて貴重な財産なのである。

(3) 階級の前衛の獲得

党はあらかじめ「階級の前衛」であるわけではない。スターリン主義の党組織論の決定的な誤りは、無前提に「共産党＝階級の前衛」とすることで、党を絶対化するところにある。党は「階級の前衛」を獲得しなければならないのである。

今日においても高い政治意識を持ち、労働運動の現場で地道に献身的に活動している優秀な活動家はいたるところに存在している。彼らこそ階級の前衛なのであり、ぜひとも党へと獲得しなければならない対象である。往々にしてこうした活動家は日共系や新社会党系など他党派の系列に組織されている場合が多いが、そうだからといって彼らをあらかじめ獲得の対象から外してしまってはならない。彼らの党への獲得なしに労働者階級の多数の支持を獲得することはできないのだ。革共同が三全総で打ち出した「開かれた綱領の立場」とは、こうした人々を包摂することをめざしたものである。

またわが党じしんの力によって労働運動のリーダー(組織者)を形成す

る能力を身につけなければならない。労働運動のリーダーとは一朝一夕に形成されるものではない。また誰でもなれるものでもない。リーダーとなるにはその素質と同時に経験が必要である。レーニンは「組織者とは、人間のことを良く知っている人のことである」と述べているが、これは非常に含蓄のある言葉である。

またリーダーにはなろうと思ってもなれるものではない。大衆から自分たちのリーダーであるという認知を受けなければならない。党はそうした才能を發揮しはじめた労働者を獲得したならば、彼ができるだけ多くの経験を現場で積むことができるように配慮しなければならない。時にはその党派的な正体をかくして一定の期間活動させるということも必要である。このようにして一騎当千の労働者革命家を育成していくのである。

以上、労働運動領域に限定してわれわれの到達点(まだまだ貧弱なものでしかないが)を概観してきた。今回は政治闘争領域やプロレタリア国際主義(排外主義との闘い)に関わる領域については省略する。

(4)「階級的労働運動路線」の本質

さて、いわゆる「階級的労働運動路線」である。この間の提起の中でその内容は次の3点に集約できる。一つめは「動労千葉労働運動への特化論」。ふたつめは「階級的指導部形成論」。三つめは「07年7月テーゼ」である。

一つめの「動労千葉労働運動への特化論」とは、一言でいえば「動労千葉の防衛」を一切の活動の基軸にするということである。すでに展開したことで明らかであろうと思うが、それは5月テーゼ転換にまったく逆行してわが党の活動領域を極小化していくことしか意味しない。またこうしたスタンスでは絶えず変化している資本攻勢に対して有効な反撃を組織できないのは自明である。つまり労働運動としては成り立たないの

二つめの「階級的指導部形成論」であるがその中身は、「体制内労働運動との決別」あるいは「党の階級移行論」である。「体制内労働運動との決別」論は三全総で確立した開かれた綱領の立場とはまったく異質ものであることはすでに明らかであろう。さて「党の階級移行論」であるが、これは、労働者階級の階級的な立場について何も論じずに、「意識変革」のようなことを異様に強調するという極めてインチキな論である。労働者階級の立場を一言でいえば「私有財産制度の廃止」ということである。プロレタリアートにおいてはすでに私有財産は廃止されているから、自らがブルジョアジーに隷属する賃金奴隷の階級であるという自覚をもつこと(階級として目覚めること)が重要な契機となる。「労働者は社会の主人公だ」などというのはロシア革命を経た帝国主義ブルジョアジーのおためごかしにすぎないのだということを喝破したときに階級としての闘いが始まるのだ。

階級とは一社会においてその階級が生存している社会的物質的諸条件(生産諸関係)に規定されるのである。ここがまったくはっきりしていない観念的な階級移行論の振り回しは極めて反動的なものに転化する。その典型が7月テーゼである。

例えば次のような論述である。「帝国主義のもとで差別・抑圧されている人民も、そこからの解放を求めて闘うという意味においては解放の主体である。しかしそれは、プロレタリア革命の主体が労働者階級であるということと、同じ次元でとらえることはできない」これは一体何が言いたいのか。被差別・被抑圧人民のなかには労働者は存在しないのか。彼らは被差別・被抑圧人民であるから同じ労働者であっても「プロレタリア革命の主体が労働者階級であるということと、同じ次元でとらえることはできない」というのか。これこそ、最悪の差別主義であり排外主義ではないのか。

それがさらに発展して「労働者階級は、まさに労働者階級であることによって本質的に階級意識に目覚め、自己変革し、革命に向かって進むことができる力を内側にもっている」、だから「糾弾主義は誤り」といっ

て糾弾闘争そのものを否定する論理を展開しているのである。こうした7月テーゼによって、すでにわが党内に「差別の堤防決壊」が引き起こされている。これはマルクス主義の根幹である人間解放の思想の根本的否定である。

これが「階級的労働運動路線」の正体である。われわれはこのような党の変質を断じて認めるわけにいかない。したがって「階級的労働運動路線」反対派を排除した中央WOB - 関西WOB一派による党内強権支配に断固として反対し、革共同の再生に向けて全党の同志に決起を呼びかけよう。

2号議案に対する討論

OD 今読み上げた議案に、「ここにいたって政治局による『関西WOB』の強行が関西地方委員会の解体と3.14決起の反動的転覆を目的とするものであることが完全に明らかとなった。」ということですので、強調的に追加したいことがあります。

実は今年の夏に第23回全国委員会総会が開かれて、その議事録が出ました。2日目の最後の発言が、安田同志のまとめなんです。それを読んでいて非常にびっくりした記述があって、ずっと心に残っていたのです。

こう言っているんですよ。「関西の一部の諸君、ここまで来ちゃうともう単なる誤りじゃないね。マルクス主義じゃないとかいろんな話が出ましたけれども、その点はぜひ、関西の同志たちを軸にして決着をつけたい。そのために昨晚、関西のWOBを結成することを決めました。労働者党である以上、関西の労働者的指導メンバーがWOBを設立して、その力で関西の指導部を作っていく。それで関西の各地区党を建設していくあり方が一番素直だし、いろんな問題点を解決していくと僕は思います」と。

つまりここで言っていることは、関西WOBをつくって、それで関西指導部を建設していく、各地区党も建設していくと。ここでもう関西地方委員会が蒸発しているんですよ。つまり関西地方委員会を無しにして、新しい指導部

を作って、各地区党も建設していくと明言しています。

「そうじゃないから今まで変な形が出てくるわけ。常任の中で勝手に人事が決められていくわけだ。それで労働者の数がどうのこうのなんて理屈ばかり言うわけだよ。」これは去年の11・23の関西の総会でできた新関西地方委員会のことを言っているわけです。常任が新関西地方委員会の人選を決めているとか、新関西地方委員会が労働者同志が半分いるとか関係ないって言っている。

そもそもこれは事実と反するわけですよ。11・23は各細胞で候補者を新関西地方委員に選定して、総会で全員の投票によって選んだわけで、別にどっかの一部常任が決めたわけじゃないんですよ。僕の経験でも初めて総会で関西地方委員会の信任投票をやったわけです。「形式主義じゃないか。何か選挙さえやればいいみたいな。何が選挙だ。確信がないからそういうことを言うんだ。」とここまで言っているわけです。「なんか選挙やったらいいとか悪いとかいうレベルで、革命党の指導部を建設するのは根本的に誤り。やっぱりWOBが決める。WOBが常任と一緒にになって関西の指導部をどうしたらいいかを決めるべきですよ。各地区委員会の体制もどうするのかをWOBで決めるのが一番いいわけ。ここを関西はちょっと実験してほしい。ぜひ僕がこれを近々やっていくことを、今日の決定方針としてもらいたい。中央WOBとしても、全力を挙げて援助したいと思います。」とこうなっているわけですよ。

つまりやっていることが全く規約に基づかない、新しいことをやるっていうことを、彼は「実験」という言葉を使って表現しているわけです。各地区委員会に対しても全部ここで決める。これが一番いいと言っている。それをぜひとも23全総の決定方針としてもらいたいと言って、締めくくっているんです。これももちろん最後の発言ですから、このことについて何の討論もされていない。これが23全総の決定と称するものです。いろいろ追及されたり批判されたりすると、23全総で討議し決めたんだと言ってくる、中身がこれなんです。

SG 関西WOBに関してはですね、〇〇委員会から2名の青年が指名されています。私はこれを〇〇委員会で、初めて知ったんです。こういう形で細

胞破壊を、地区委員会破壊をやってきている。労働運動を一生懸命やっ
て、夢を持って大きく羽ばたいていきたいと頑張っているこの青年を、巻き
込んでこれをやっていることに怒りを感じる。安田氏がこのWOBという、
機関を通じて私党的に組織しようとしている本質を見抜いて、アカンと思
います。青年労働者を、われわれのもとに獲得していくってということが、今最
大のテーマだというふうに思っています。

何のために3.14決起をやったのかということと、3.14決起以降何を作
ろうとしてきたのか、ということが問われている。労働者細胞と中央委員会を
基本組織とする党組織です。労働者階級の中で、労働現場の中で、労働組合
の中で、党员や党の細胞がどういう活動をやっていくべきなのか、ここの原
点に改めて立ち返って細胞建設を軸に新たな党を作り上げていこうと、確認
してきたわけですが、これが改めて問われている。青年がこんな「関西
WOB」に期待を寄せているということを知って責任を感じる。06年3・14に
いたる5年10年という党の歴史とわれわれのありようがあったわけで、改め
てそこらへんのところで、きちんとマルクス・レーニン主義、職場細胞建設の
実践、とりわけ革共同の理論の中での、党組織論と党のあり方ということに
ついて、改めてきちんとしたものを作り上げながら、そういう全面的な内容
でこの若者たちをちゃんと獲得していかなければならないと思っています。

「規約なんてどうでもいいんだ」って言っている人たちに惑わされている、
未来を担ってもらわなければならないこの青年たちを、私自身の責任におい
てちゃんとやっていかなアカンと思っています。

闘う労働組合の仲間をともに革命をやっていく同志として獲得して、細胞
建設をするし、3労組の運動を発展させていかなアカンと思っています。
ということで頑張りましょう。(拍手)

TD 今の提起に全面的に賛成です。10月30日の関西地方委員会でこの総
会の開催に賛成したんですけども、私はこの判断は全く正しかったと確信
しています。このことをもって奈良県委員会の一部中央派のグループは、私
を関西地方委員会の委員から解任するという「決議」を上げてきました。

私の確信は端的に以下の3点です。ひとつは広島における差別事件です。「10
月レジュメ」という大原さんのレジュメの中に「何よりも階級的労働運動路線

の最大の成果である、推進軸であるMWL、MSLを断固として守り抜かなけ
ればなりません。この点ではNJ同志の手紙が回覧されていますので、参照
してください。」と書いてあるんです。これを読んで、広島差別事件は、中央
の部落差別であるということに僕は確信しました。7月テーゼの現実がこの
事件だと思うんです。7月テーゼは完全に間違いだと。したがって階級的労
働運動路線は戦略的総路線をねじ曲げ、踏みにじり否定し、労働運動しかや
らない路線だという事です。こんな間違っただけに反対するのは全く当然だ
と思っています。

2点目は今提起にあった関西WOB問題です。今の提起に全く賛成です。
3.14決起直後から党中央は関西の党をつぶすことを画策してきたというこ
とです。このような意図を持った関西WOBをどうして認められるのかとい
うことです。

3点目は23全総で、書記長が提起した第1報告の内容、特に「弾圧に屈服・投
降した関西の一部指導部」というところの提起は、絶対に認められません。書
記長もこの「投降を指導した」というところについては、私たちの前では「違
う」と認めていたにもかかわらず、23全総の決定集として出しているとい
うことについては、許しがたい行為です。その点では、この関西一部指導部と
言われている3人の中央批判は全く正しいと思います。

したがって今年の1・1アピールに出された「階級的労働運動路線」とい
うのは、とんでもないものだということです。こんな中央にどうして賛成して
「一体化」できるのですか。本来の革共同に戻すこと、革共同の革命的再生、
今日の革命的情勢の中でこういうことが待たなしに求められていると思
います。私はここに集まっておられる同志の皆さんとともに、断固としてこの
道を進んでいきます。(拍手)

SJ 1号議案と2号議案に私は全面的に賛成です。この3年近く私は革共
同集会とか労働者集会とか参加していません。いきなり本番の党员総会に登
場して高揚しているわけです。これは3・14にいたる過程のあの高揚感です。
今それがもう一度僕の中に再現されてきているわけです。

06年3・14で与田・遠山を打倒しました。奴らは官僚主義的、指導部絶対主
義的、暴力主義的支配の上に君臨し、不正蓄財に浸りこんでいたのです。こ

れに対して関西の労働者党員が怒りを爆発させ、塩川・毛利・椿同志を先頭に奴らを党からたたき出しました。

3・14で、われわれは党を再生し、新たな闘いを推し進める出発点に立ったと思いましたが、だが実はそうはならなかったのです。3・14決起は与田打倒に勝利したのみならず、わが党の政治局自身が革命とは無縁な組織になり果ているという衝撃的な実態を暴くものとなったのです。ここに3・14決起の偉大な闘いの意義があるのです。

安田同志らは口では、3・14支持と言いながら実は、関西に革命派の旗が打ち立てられたことに大衝撃を受けたのです。与田に代わって、塩川同志が、政治局員として安田同志と同席することになり、これは安田同志にとって絶対に相容れないことだったのです。ある意味で3・14があってはじめて党中央の変質・転向が一気に進んだ現実があります。労働運動路線なる純然たる社民思想の打ち出しに始まり、行き着いたのが7・7路線を解体した7月テーゼでした。そして広島差別事件に明らかなごとく、いま7月テーゼをよりどころにした部落差別の洪水が、党の内側から噴き出すという恐るべき事態が生起しています。極悪の差別論文を書きなぐった中央指導部官僚を徹底的に糾弾し、同志会・全国連の同志とともに闘うことを訴えたい。

3・14を打ち抜く過程で、議長の本当の姿も見えてきました。議長は権力欲の強い人物で、地下に潜ってからすでに40年になります。40年間、労働者階級との交通を切断されていたという恐るべき現実の中で、本多書記長が創設したわが党は、今や議長を頂点とした官僚主義、指導部絶対主義の党へと変質しているのです。

レーニンはシベリアの流刑地でも、また外国の亡命地でも、絶えず農民や労働者との交通を真剣に追求しました。そして1917年春、ロシアに革命的情勢が到来すると、命をかけてロシアに帰国し、ロシア革命を勝利に導いたのです。これこそが革命家なのです。

議長はどうだったのか。5月テーゼを打ち出したとき、議長こそ真っ先に浮上すべきだったのです。しかしレーニンのような決断ができなかったのです。さらに3・14決起の直後においても出てきませんでした。議長は5月テーゼを打ち出した後「これだけの路線転換をしながら、党が割れることがなかったのは革命運動史上革共同が初めてである」と自画自賛しましたが、今自ら

党に分裂を持ち込み、関西地方委員会の破壊の先頭に立っているのです。黒田寛一も死んだが、議長も死んだと、私は断言したい。

本日の関西党員総会こそは、5月テーゼ以来の15年間の痛苦の歴史に終止符を打ち、世界革命の党としてわが党を作りかえる決定的な日となりました。私は、残りの人生を革命の事業のために闘い抜く決意です。

SK この提起には反対です。中央にも反対です。両方とも打倒します。階級的労働運動路線と中央が言っていることは、私もなんか変だと思えます。でも、だからといって階級的労働運動が間違っているわけじゃない。階級的労働運動をやりたい、本当にまじめにやりたい。

なので、ここに書いてあるような共産党や新社会党で獲得できる人もいないわけではないが困難。本当に階級的労働運動に立つにはものすごい自己変革が必要。なぜか？ちょっとでもましな労働条件をとるのが体制内労働運動であって、階級的労働運動というのは賃金制度そのものを廃絶することをめざす闘いだと思う。それはマルクスが『労働条件の過去、現在、未来』の中で、はっきり書いています。はじめは労働組合は、自分たちの、生きるために、そういう労働条件を勝ち取っていくところから始まるけれども、やっぱりそれは制度そのものを廃絶していく、その闘いを今こそ私達は、始めていかなければならないと思います。で、その下の、労働運動のリーダー云々だが、昨日まで組合運動に無関心だった人が資本攻撃を受けて決起し、組合本部の抑圧をはねのけてみんなのリーダーになる場合が現実にある。向き不向きなどとしようもないことを書かないでほしい。

だからその「3点に集約できる」というのは、中央が言っていることはこうなんかもしれないけれども、今私たちが何をして、現場と闘っていかねばならないのかっていうことを、論議しなければいけないんじゃないのかと思うんです。本当にワーキングプアって言われている実態の中で、私たちの子どもの世代っていうのは、本当に生きていけない、そういう状態で労働組合自体がどんどん衰退していったって、本当に労働組合なんて言葉さえ知らない労働者が身の回りにいるっていうなかで、どうやって労働者としての団結を勝ち取っていくかっていうことが一番問われていることじゃないのかって思うんですよ。

7月テーゼの問題は次のテーマなのかもしれないけれども、私は日本の労働者階級が排外主義にまみれていくっていうのは、労働者として徹底的に闘っていかない、敵が見えないという中で、排外主義に巻き込まれていくのであると思います。本当に労働者階級として団結して闘っていく中で、組合の中には在日の人も、部落民も、女性も、「障害者」もいますが、そういう労働者階級の内部の階級としていく力を持っていると思う。

昨日私は党が分裂するんじゃないかと寝られなかったんです。

何でもっとこの矛盾を、本当に階級的な立場、革命的な立場から止揚していけないのか、何で分裂して対立して、相手の足を引っ張り合うようなことばかり一生懸命になっているのか本当に情けないと思います。(拍手)

MI 階級的労働運動をやりたいという思いはたぶん、僕も一緒だと思います。だから、階級的労働運動路線の理解が本当に個々ばらばらというか、党がきちんと階級的労働運動路線の中身を革命戦略の中に位置づけてやっていないことが、非常に混乱を生み出していると思います。これは本当に階級的労働運動をやるために出してきた路線かと言ったら、僕は逆だと理解しています。

それと関西WOBの問題なんです、任命された中から唯一私だけが抗議しました。とにかく任命の仕方や内容のやり方がトップダウンでひどい。私の意志は今なお、確認されておられません。名前が名簿に載っただけです。だから、私は反対の声を上げたことは正しいと思っています。

私は初めて5月に拡大中央WOBに参加しました。あそこでは採決は採れなかったんですよ。最後に安田さんが出てきて言ったことは、2つなんです。一つは、路線を深化していくことだねと。これは関西の同志の発言に対応したんです。つまり路線を進化するために党内議論をやらんといかんと言ったんですよ。もう一つはここで党が分裂したら、とんでもない事態に至るって言ったんです。採決を取らなかったのは、安田さんがそういうことを言ったからだと思います。「何という党か」とそのとき思いました。1人の政治局員の発言によって、機関で決議を上げてやるっていうルールすら守らないやり方が、今もずっとやられている。本当に許しがたいと思います。僕は、確かに分裂っていう事態は避けたいと思いますけれども、しかし真実の一つという

ことで突き進んでいかななくてはならないと思います。(拍手)

MK 階級の前衛というのはわれわれだと思います。私は全然労働運動を経験していないから、間違ったことを言うかも知れませんが、賃労働制を廃止するという目的を持って職場支配権と組合権力を奪取する、そういう方向に向かってやっぱり方針を出してやっていけるのはわれわれしかないと思います。優秀な労働運動の労働者もいます。だけど、いざ本当に帝国主義が危機になって、本当にそこに向かって権力を取っていくときに、第2インターの崩壊じゃないですけども、やっぱり倒れていくんです。だからいろいろ学ぶことはあると思うんですけども、そこをはっきりさせておかないと、ダメだと思います。そこをはっきりさせてほしいんです。

AB 階級的労働運動路線で、賃労働の廃絶が核心だと言ってますが私は、ちょっと疑問なんです。私たちは本当に革命家として、賃労働の廃絶を目指して決起してきたと思っています。

だけれども現実の階級的労働運動を推進するにあたって、私は職場で、もちろん労働組合として、賃金問題、一時金問題で交渉するけれども、医療機関は資格職でものごく基本給なんか分断されていて、どうやって団結していくかで悩んでいます。賃金制度の廃絶だということ、職場の組合員さん一人ひとりに言ったからってね、団結は生まれません。だから労働組合の運動っていうのは現実の矛盾に対して、怒りがあって、それを糾合して運動として推進していくことが重要だと思います。賃金奴隷という現実への怒りを組織するけれども、まず「賃労働の廃絶なんだ」ということから出発するなんてことはありえないんです。

私はこの関西WOBの人選問題で、「病院細胞はこの階級的労働運動路線に反対だ」と熊沢さんに言われました。そのあと今度は〇〇さんから、11月8日のクーデターの大阪府委員会で私たち病院細胞委員会に対して、「資本と労働組合との関係、賃労働の問題が、すっかり病院の労組は持ってないから、関西WOBの人選には入ってない」ということを言われたんです。そういう言い方で、関西WOBの人選から外す理由にしているわけです。一方ではWOBに入りたかったら入りたいて言ってきたらいいじゃないかと言うけれども、

明確に排除の理由にしているわけですよ。

だから関西 WOB の立ち上げについて、階級的労働運動路線という中味が議論になっているわけだから、凍結して、本当にもっともっと階級的労働運動の中身として今出ている議論をもっと深めて、やっていくということが重要だと思います。だから関西 WOB の強行ということには断固反対、凍結しかなと思います。(拍手)

TH 今出てきている〇〇さんの意見なり〇〇さんの意見なり、ということも踏まえてその上で僕自身の意見も含めてなんですけど、採決は、関西労働者組織委員会の強行に対して、ここの総会の意志として反対をするということで、取るべきだと思います。この文書そのものは、言えいろいろ議論があると思います。そういう意味で、採決は関西労働者組織委員会を、いま中央労働者組織委員会が進める形で強行することに賛成か反対かという形で、採ったほうが鮮明になると思います。

AK それでは「関西 WOB の凍結」について賛否を問うという形で、挙手をもって採決したいと思います。(拍手)

賛成□□□ 反対0 保留 1で第2号議案は採択されました。(拍手)

第3号議案—1

7月テーゼの撤回と、差別糾弾闘争の圧殺を許さない決議

革命的共産主義者同盟政治局名で出された、2007年7月テーゼは、「反帝国主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命論」と、戦略的総路線である、「闘うアジア人民と連帯して、日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ!」「沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒!」の根底を貫く思想的核心である7・7思想を、あたかも発展させるかの装いをこらしながら、否定・清算するものにほかならない。

7月テーゼは、「7・7思想を血債主義・糾弾主義へと歪曲して路線化し、5月テーゼ路線と動労千葉労働運動への対抗物とした」あり方を克服すると称して、7・7思想をことごとく否定・清算しているのだ。

「被差別・被抑圧人民も労働者階級と同様に『革命の主体』であるとして、被差別・被抑圧人民の闘いと労働者階級の自己解放闘争を並列的に扱う傾向」こそ問題だとし、「差別・抑圧されている人民」は「解放主体」に過ぎず、「プロレタリア革命の主体が労働者階級であるということと、同じ次元でとらえることはできない」などと、被差別・被抑圧人民の存在と闘いを一段低いものと見下しているのだ。

そして、「労働者階級の闘いは、むしろすべてのものにプロレタリア性を刻印し、強制していくことを求める」とか、「他の諸階級・諸階層の人民は、労働者階級の解放の中こそ自らの究極的解放があることを直視し、労働者階級の立場に自らを立たせ、労働者階級と一体となって闘うこと(階級移行すること)」などと、被差別・被抑圧人民の側こそ、「労働者階級の闘いに学べ、階級移行せよ」などと要求しているのだ。

挙げ句の果てには、「『部落民としての自覚』を一切の出発点に置くこ

とは、部落解放闘争をプロレタリア革命の上に置くもの」などと言いなし、部落民としての自覚を否定することこそが部落民が共産主義者になることであり、それが階級移行なのだと言い放っているのだ。

その一方で、「労働者階級は、賃金奴隷制の転覆を求めて資本との闘いに階級として立ち上がっていった瞬間に、自分自身の中にある汚物をも払いのけつつ闘っていくことができる」などと、「資本と闘った」「瞬間」に、帝国主義支配の下で繰り返されるすさまじい差別主義・排外主義の洪水のような攻撃、それに屈服したスターリン主義や社会民主主義のイデオロギーからあたかも解き放たれるかのように言いなしている。

7・7思想の核心は、被差別・被抑圧人民を、共にプロレタリア世界革命を担う自己解放の主体的存在と措定したことである。そして、彼らの存在と生活、闘いに学ぶことは、労働者階級にとって自らの階級性を鮮明化させることであることを明確にさせたことである。さらには、被差別・被抑圧人民の糾弾は、労働者階級にとって自らを階級として形成し、団結を闘いとる上で決定的な援助にほかならないことを確認してきた。だからこそ、差別・抑圧との闘いは、労働者階級自身の闘いにほかならず、「支援・防衛・連帯」の闘いの死活的な重要性を確認してきたのである。

こうしたわが党が、70年7・7自己批判以来貫いてきた7・7思想が、7月テーゼによって全面的に否定されたのだ。

そして、この7月テーゼは、単なる思想的・路線的誤りなどと言って決して済ませることはできない。7月テーゼの思想が、わが党の中で物質化され実体化され、被差別・被抑圧人民と相対したとき、それはすさまじい差別・排外主義となって現れていくからだ。

わが党内で発生した、広島における部落差別事件は、まさにこの7月テーゼが不可避に生み出したものにほかならない。絶対に許すことのできない差別事件である。さらに許すことができないのは、この差別事件に対して、わが党中央は、差別事件であることを否定し、「7月テーゼをめぐる路線討議」であるなどと開き直り、糾弾を拒否し、むしろ糾弾闘争の圧殺へと踏み出そうとしていることである。

差別事件を引き起こしながらそれに開き直った瞬間、それは糾弾闘争の圧殺へと突き進み、極悪の差別主義集団へと転落していくことは不可避である。矢田教育差別事件への居直りが、日共スターリン主義が極悪の差別主義集団へ転落していった岐路だった。

今、わが党は、日共やカクマルと変わらぬ差別主義集団に転落するかどうかの歴史的な分岐点に立たされている。それはわが党に結集する一人ひとりにも突きつけられているのだ。

われわれは、革共同中央による、部落差別糾弾闘争の圧殺を絶対に許さない。革命的共産主義者としての誇りと責務にかけて、差別糾弾闘争の圧殺と闘い抜く。そして、極悪の差別事件を不可避に生み出した、7月テーゼの撤回を要求する。

右、決議する。

第3号議案—2

広島部落差別事件に対し、革共同政治局は直ちに差別犯罪を中止し、真摯な自己批判を行え！

8月の中核派中四国合宿における「7月テーゼ」をめぐる討論を契機として、すさまじい部落差別事件が発生している。合宿に参加した部落解放同盟全国連広島支部に所属する学生のUS同志が、「7月テーゼは全国連を批判しているのではないか？」という疑問を出したところ、「それは戦線主義だ、全国連は物取り主義だ」と、住宅闘争を例にあげて、部落解放運動と全国連を否定する差別的罵倒を浴びせたのである。

住宅家賃値上げ反対闘争（住宅改修をふくむ）は、国家権力・行政に対する大衆的な差別実力糾弾闘争そのものであり、その糾弾闘争の爆発に

おいつめられた大阪府警の寝屋川支部に対するデッチ上げ弾圧をも粉碎して、前進を勝ちとっているのだ。また飛鳥会をはじめ一連の部落差別の大攻撃のなかで、西郡・奈良をはじめとして給料の差し押さえや立ち退き攻撃と真っ向から対決し、生活と権利を守り抜いているのである。この闘いを「物取り主義」と罵倒することは、部落差別と部落解放運動に対する無知・無関心をこえて敵意すら感じるものであり、絶対に許せぬ差別犯罪である。差別糾弾闘争は全国連の命であり、まさに命がけの差別糾弾闘争として住宅闘争は力強く進められているのだ。

また、「部落民的自覚を一切の出発点とするのは、部落解放の道を閉ざす」としたり、「被抑圧人民・被差別人民の解放は、観念的解放(ブルジョア支配の擁護)」などと、部落解放運動をプロレタリア解放闘争よりも「一段と低いもの」とみなす、あるいは蔑視する、「7月テーゼ」が全国連を否定し、このような差別を生み出していると言えるのである。それは何よりも「7月テーゼ」をめぐる討論から、これらの差別が吹きだしていることが証明している。われわれは、こうした部落差別を党の内部から生み出したことを自らの責任として深く自己批判するとともに、労働者党の成否のかかった重大な課題として、この問題の解決のために全力をあげていかななくてはならない。このような差別に対する全国連広島支部の糾弾は、怒りを抑えての階級のきょうだいとしての援助であるにもかかわらず、革共同中四国地方委員会とマル学同広島大支部は、11月15日の第2回事実確認会を電話一本で欠席し破壊したのである。10月4日の確認会につづく2回目の確認会の破壊であり、「糾弾主義反対」と叫んでの、7・7思想に背をむけた糾弾闘争つぶしそのものである。

これは革共同中央が、「糾弾はやらせない。学生を守れ」と指導したと言われているが、その指導のもとで2回事実確認会がつぶされたのである。しかも10月4日には、「糾弾は人格を否定する」と、例の法務省見解・資本家階級の思想そのものを差別的口実にして、確認会を破壊しているのである。実際差別した当該のNJは、「糾弾という行為は、それ自体相手の人格を否定する行為ではないのか？少なくとも私はそう考えて

いる」(10月13日付、NJ文書)と、差別された当該の人権を完全に無視し、「自分の人権が否定されるから」確認会に出ないのだ、などと本末転倒した差別的居直りをしているのである。しかもこのNJ差別文書は、全国連〇〇県連にまで持ち込まれている。これは差別糾弾の破壊・否定をつらぬくための全国連への分裂行為であり、天人とも許せぬ差別犯罪の積み重ねである。革共同政治局はこうした差別犯罪を直ちに中止し、糾弾を全身で受け止め、真摯に自己批判して労働者党としての矜持を回復することを切に要求するものである。

さらに党中央、中四国地方委員会、マル学同広島大支部は、IS同志の差別を糾弾した「9・17文書」が、まず党内に問題を提起せずに全国連に報告したとして、IS同志の行為を「非組織的犯罪、組織規律違反」として断罪し、「革共同をなめるな、自己批判するまで1ミリも妥協しない」などと脅迫している。また1ヶ月も過ぎて糾弾するのはおかしいと誹謗している。だが差別された部落民が、浴びせられた差別に苦悩し、怒り格闘し、いつどこで差別糾弾に立ち上がるかは、部落民自身が決定することなのだ。決めるのは差別者ではないのだ。しかも差別者に事前に相談しないことが「非組織的犯罪である」として、党内の手続き問題として差別糾弾(確認会)を圧殺するなどということは、差別の居直りであり、絶対に許せない誤りなのである。

事実最初から「差別事件なるもの」と称しているように、差別事件とは認めず、糾弾闘争を圧殺し否定するものとして、「党内手続き」を口実として使っているのである。これは党内で発生した差別を、「糾弾主義・戦線主義」と言いくるめて、絶対に糾弾闘争をさせないという差別糾弾闘争への恐怖と否定そのものなのである。これは水平社以来の激しい命がけの糾弾闘争を否定する、資本家や国家権力の立場そのものではないか。

しかも中央部落解放委員会(BOB)で真剣に討論して決定したことさえも否定し、勝手に破る非組織的な行為を、党中央こそ行っているのである。NJ文書の全国連〇〇県連への配布と分裂策動はその典型である。これは差別問題を党内権力闘争のように利用するものであり、差別問題に

対する態度としてはあってはならない暴挙である。差別事件とそれに対する糾弾闘争は、それを全身全霊で受けとめ、その存在と闘いに学び、自己批判をとおして、自らの階級性を豊かにし、プロレタリア自己解放闘争をはじめ、あらゆる人民の自主解放闘争の前進をかちとっていく援助なのである。この事を曖昧にし否定することは、絶対にあってはならない。

まさに今、革共同の労働者党としての資質が鋭く問われているのである。日本共産党は、矢田教育差別事件への居直りを通じて差別的に純化していき、反革命差別集団に転落していった。いま革共同に問われているのは、この問題と同じであるといって過言ではない。革共同政治局は、広島学生差別事件への糾弾を強く受けとめ、革共同の革命的再確立をかけて、謝罪と自己批判をやりぬき、労働者党としての恥ずかしくない態度を貫くことを心から要請するものである。それなしにプロレタリア自己解放闘争の展望はないのである。再びくりかえすが、そのためには、階級的労働運動路線の名の下に、差別を野放しにする「7月テーゼ」の撤回と、差別を受けた当事者と部落解放同盟全国連合会にたいする謝罪と自己批判をやりぬく事を強く要請するものである。

以上

第3号議案—3

改憲絶対阻止へ08年の歴史的階級決戦を切り開こう！

—沖縄人民の教科書検定意見撤回・辺野古基地建設阻止の闘いに連帯して闘い、三里塚闘争の新たな高揚を勝ちとろう！—

7月参議院選挙に始まった07年後半期の階級攻防は、安倍—福田政権による改憲攻撃と、それに対する労働者階級人民による歴史的な反撃の開始として闘われてきた。安倍政権による極右路線と小泉政権以来の〈戦争と民営化、規制緩和と格差社会化〉の大攻撃に対して、「ワーキングプア」の現実を日々強制されてきた青年労働者らの反撃が始まり、圧倒的な労働者階級人民が安倍不信任をつきつけてこれを打倒した。この過程は、同時に対テロ特措法の延長をめぐる攻防の過程であり、その破綻をつきつけられて安倍政権は崩壊したのだ。さらに沖縄では、沖縄戦での軍命令による集団自決の歴史改ざんをめぐって島ぐるみ11万6千名の決起が闘い取られた。

この情勢のもとで引き起こされた福田政権—民主党小沢による大連立構想と、小沢の辞意表明—撤回という事態は、極めて重大である。「衆参ねじれ現象」のもとで法案成立が停頓してきたことへの支配階級の危機意識を背景にしてのことであるが、小沢のアフガンISAFへの自衛隊参戦提唱に民主党内が動かず、民生支援に限定した対案を出した中での事態である。この民主党対案は、「人道復興支援やインフラ整備等にかかわるものに限」とはいうものの、イラクにつづくアフガン侵略派兵そのものであって、絶対に認められないものであるが、小沢の言う民主党の

「力量不足」とは、戦争意思の不足という意味であって、決して茶番劇で済まされるものではない。まさに、大政翼賛会策動そのものだったのであり、情勢次第でいつ復活するかもしれないのだ。「3年後」とされてきた改憲攻撃への敵階級のスケジュールは何ら変わっていない、ということでもある。小沢解任とせず慰留したことで民主党の改憲－戦争遂行行政化が一段と進んだものと見すえなければならない。また、連合が「連合は民主党役員会の決定を尊重し、今後の動向を見守っていく」と、小沢留任を容認したことも絶対に見逃すことができない。

総じて、安倍の対テロ特措法をめぐる辞任から小沢辞意－撤回へ、それに対する9・29沖縄人民の総決起情勢という形で、今がまさに改憲決戦の渦中にあるのだ。日本帝国主義は、国際的な金融通貨不安と大恐慌の危機とイラク・アフガン侵略戦争の泥沼化のもとで、国際的にも国内的にも絶望的危機にのたうち回っている。問われているのは、まさに「戦争か革命か」なのであり、そういう歴史的階級決戦への一過程として今日の改憲決戦があるのだ。われわれは、11月労働者集会の大成功をがっちりと確認し、その地平の上に立って、改憲阻止決戦、沖縄闘争、米軍基地再編攻撃との闘い、三里塚闘争をはじめとする反基地、軍事拠点づくりとの闘いに全力をあげていくことを訴える。

われわれは、この改憲阻止の歴史的決戦が、同時に、労働組合運動への全面的な解体攻撃、団結破壊の諸攻撃や戦時型治安弾圧による労組破壊攻撃と一体であること、さらに、労働者階級人民の生き死にをかけた諸課題の闘いとも一体であることを確認しなければならない。なかでも、今臨時国会で成立をもくろまれている労働契約法案は、戦後労働法制の全面的再編を意味する超反動的な攻撃であり、そのねらいは労働組合運動の絶滅にある。また、すでに進行している郵政民営化や行政サービスの総民営化、教育改悪の諸攻撃こそ、改憲の先取り攻撃であり、4大産別決戦が改憲阻止決戦のなかで決定的な位置を占めていることを確認する

ことができる。しかしながら、それ以上に重要なことは、改憲決戦としての改憲決戦の闘い、反戦・反基地闘争と政治闘争として闘われる侵略戦争攻撃との闘い、そして差別・排外主義との闘いなしには、階級的労働運動の前進はありえないということだ。このことを最もよく理解して闘いを切り開いてきたのが、沖縄高教組をはじめとした9・29総決起を組織した沖縄の労働運動だ。そもそも、戦争協力の問題と国家・社会と労働のあり方の大転換を意味する憲法問題こそ、最大の労働運動課題なのであり、差別・排外主義との闘いこそ、階級形成と団結強化にとって死活的な課題である。このことを等閑視したのでは、「階級的労働運動路線」といっても名目だけのものとなる以外にないであろう。

われわれは、階級的労働運動の大前進をかけて新テロ特別措法成立阻止・自衛隊海外派兵恒久法策動粉碎へ、歴史教科書の改ざん撤回へ、辺野古基地建設阻止、三里塚暫定滑走路北延伸・市東さんの農地取り上げ阻止へ今こそ総決起し、歴史的な改憲阻止決戦を切り開いていこう。

第3号議案—4

総会に欠席した地方委員の関西地方委員会への出席を求める決議

この提案は字議どおりこのままです。11月〇〇日に開かれる今回の関西地方委員会に、本日欠席した地方委員が再び欠席した場合、この日をもって地方委員の地位を降りたと見なし、補充人事を進めるという権限を関西地方委員会に与えるという事です。

補充人事は次回総会で承認を求めるものです。

第3号議案に対する討論

IS 後半の議長を私がつとめます。時間の関係で3つの決議を一括討論していきます。

KR 3つの決議におおむね私も賛成です。その中でも重要だと思うのは3番目の改憲阻止・テロ特新法反対の闘いです。いま中央から出されているのは、組織を弱体化し、分裂を持ち込み、運動が進まない状況を作ろうとしているものだと思っています。だから関西WOBの凍結については賛成です。

あと1番目に出てきました7・7路線については、私自身もこのことについては本当に格闘しなければならない課題だと、思っております。このことがアジア侵略を内乱に転化する、そういう党を形成していったという思いがあります。そのことについて本当に格闘して、わがものにしていかなければならないという思いです。いろんな意見や討議、疑問や異論も出ましたが、それがこれからの運動にとって重要な課題ですので、運動が大きく発展しますようにということをお願いして、意見を述べさせていただきました。(拍手)

HY いまの決議に断固として賛成です。それからこの前同志会の総会がありました。その報告をして決意としたんです。何よりもいま確認されたように、広島差別事件に対して、これは革共同の差別事件であるということを明確に規定して、絶対に許さんという激しい弾劾の声が確認されました。

2番目にだからこそ革共同中央は死んだという規定もしました。しかし、関西派に違和感もあります。そのなかで中央を変えていくという気持ちで独自の道を歩むという提起があった。中央を生まれ変わらせる立場です。この報告に賛成の人もおれば、おかしいと疑問の意見がありました。その中で最終的には、継続討議となって、年内に総会を開こうとなりました。これはかつてないことなんです。継続にしようということは、昔の同志会じゃない。ここにおられる心ある同志とともに革共同を作り変えるんだという思いです。

広島の人を守っていこうという気持ちでやっていきます。党内差別と徹底的に闘うという総会としてやれたことを報告して、年内また新たに決起していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。(拍手)

NZ 今3つ出された決議について断固支持するというをまず冒頭明らかにしたいと思います。私はいま辺野古の大坂行動をやっています。その中で、改憲阻止闘争を、あるいは反基地全国闘争を自分らでやらなアカン、打ちださなアカンといわれます。これは現実の階級情勢の中で、立ち上がろうとしている人、あるいは立ち上がらざるを得ない人が党が革命の戦略とか、改憲阻止決戦に至る戦略を提示しきれてないということに対する怒りの発言だと、受け止めています。求められているのはこういう決議なんだということについて断固確認したいのが1点です。

2番目に広島差別事件について、私たち病院細胞委員会は92年、93年、7回におよぶ糾弾確認会を積み重ねてきました。労働者間の差別発言、結婚差別発言に端を発して、当時の病院細胞の党指導部は、これを隠そうとした。党に対しても全国連に対しても隠そうとして、もみ消そうとしたことの糾弾を受けてきました。僕らは断固として党として再生するという決意をかけて1年有余の糾弾闘争に向き合いました。いまの広島の問題を考えると、同志会の闘いに乗っかるということについては絶対にやってはならない。党が労働者党としてどういうふうに階級を獲得する立場に立ちうるのか。それが7・7思想の根本だと思うんです。全世界のプロレタリアート人民を共産主義のもとにどう結集することができるのかをかけた糾弾だと思うんです。その立場を7月テーゼは、完全に放棄して、そんなのどうでもいい、労働組合運動の邪魔になる、労働現場にはそういうことは通用しないというふうな態度を取る。そういうふうなことを党の指導路線にする。私たちは、病院細胞の歴史を含めて、やっぱりこの問題について主体的に立ち向かわなアカンというふうに思っています。その中の解決の道が、やはり革共同が反帝・反スターリン主義の世界革命の党として、その中に生きる共産主義者の意識的結集体としての党として、一人ひとりが問われていることだと思うし、そういう立場でこの決議について賛成し、進めていきたいということを表明して私の発言を終わります。(拍手)

TT 僕は3つの提案に対して全面的に支持、大賛成だという立場から意見を述べます。僕は、去年の7月6日の大阪府委員会の会議がずっと引っかかっ

てきてたんです。あれは本当に異様な会議でした。7月6日というと、3・14決起をやって本当にこれから新しい大阪府委員会を作っていくんだという解放感で燃えていた時です。本当に職場の労働者の闘いを一生懸命やろうという流れだったんですけれども、突然まったく違った会議になりました。

というのは、突然塩川さん、毛利さんに対するものすごい糾弾がはじまりました。参加した半分くらいの委員が糾弾するのですが、それも文書を読み上げる。僕はものすごく腹が立ったんです。なぜかという、それは明らかにこの会議とまったく別のところで組織されていたからです。みんな打ち合わせてやっていた。僕らが3.14決起をやって求めていた党内の民主主義、中央と細胞が本当に同格であるような組織作り、これらと真っ向から反している。

そこで僕は抗議文を書いて、地区の人にも見てもらいました。他地区の人にも相談しようと思ったら僕は丸め込まれてしまったんです。情けない話ですけれども。その人が言ったのは、「毛利さん塩川さんも、与田・遠山と一緒になんだ」ということです。僕は「あっそうか」と思って、そこで丸め込まれてしまったんです。でもずっとモヤモヤした気持ちを持ってました。

はっきりとわかったのは大原論文を読んでからです。政治局がおかしいと。中央がおかしいと。中央は腐っていると。3.14決起の直後に、3.14決起以前に戻って政治局決定で言ったんですよ。あれから自己批判を何もやっていない。それで僕はこのことがはっきりと見えて、僕らは中央の建設に失敗していると。ということはやっぱりやりなおさなアカンと。僕は「中央と一致しよう」という言葉にもものすごく弱かったんですよ。しかし、細胞が中央なんだと。これは1年間の実践の中でね、職場でね、僕が「中核派なんだ」と立たないと組織できない、労働運動もできない、という事が、この間よくわかりました。

それともう一つ、僕は3.14決起の後、東京の党員総会に行きました。東京の党員総会っていうのは関西以上です。僕らは熱烈に歓迎されました。関西の3.14決起の受け入れというのは、ものすごかったのを見て、東京の組織は、僕ら以上にもっと抑圧的だと、官僚主義だとよくわかった。あの解放感はずごいんですよ。ということは東京の同志はね、あのかの3.14決起の息吹とあれを見ている、いっぱい感じていると思います。だから僕は、この関西の決起に、応えてくれる人たちはたくさんいると思っています。(拍手)

KT 3つの提起を断固支持すると同時に、特に7月テーゼに反対して、安田私党を打倒していくという立場で意見を述べたいと思います。

特に「障害者」戦線の状況について、この間あまり報告されていないと思うので、報告していきます。7月テーゼというのは、「連帯し侵略を内乱」へという、連帯戦略の否定ということなんですけれども、これが7月に突然出てきたものじゃないということなんです。少なくとも今年の新年の関東の党員総会から火を噴いているということなんです。

何があったかという、中央・東京では、戦線中央会議というものの開催が決定されて、各戦線(「障害者」解放戦線を含めて)を解体して地区党へ所属するんだということが行われようとしてたわけです。それに対して関東の「障」解委の同志が、新年総会で断固として異議を唱えるということがありました。戦線解消論ではないのかというさまざまな疑問をそれ以降も関東の同志は、熊沢同志なり政治局なりに問うわけですが、一切答えないと、ということがこの間行われてきたのです。

片方でマル青労同の女性「障害者」が、会議に点字の資料がないと何が話されているのか全然わからない、だからそういう点字資料を保障してほしいと言うと、マル青労同中央の方は、それはもう労働者不信だ、お前はけしからん、ということ言うわけですよ。三里塚の帰りのバスの中で、「労働者を獲得しないと、差別に陥ることもあるんだ」ということを発言したら、それはもう労働者は差別するっていう論なんだと言われる。われわれの言う立場性みたいなことは一切失われているわけですよ。

そういう中で関東「障」解委の同志は、戦線の形を維持しながら、頑張っています。で、中央派のほうに行った「障害者」の同志がどういう状況に置かれているかという、今年の10・30に障害者自立支援法に反対する6500人の集会在日比谷で行われましたが、そこにその地区に移行した戦線の「障害者」同志にやらせたことは、11・4のチケットを売ることです。それだけをやらせるわけですね。集会にまったく外在的に、11・4と結びつかなかったら何の意味もないんだという形で「障害者」同志を動員する、実に許しがたいことをやっているのです。

「障害者」解放戦線としては、7月テーゼを出すような、そういう安田私党を、

打倒していくということに、全国の同志と一体となって闘っていくということを決意して、終わりたいと思います。(拍手)

TH 3点ほど。僕自身は、関西地方委員会では言っていますけれども、部落出身ですので、その立場を含めて発言します。広島差別事件について、まだ詳しくは知らないですけれども、それでも党中央の方がどのようにそれに対して指導しているのか、どういうふう言い逃れをしているのかということ、その上でその背景としてある7月テーゼの問題に関わって、3点言いたいことがあります。

1つはどういう言い逃れをしているのかということ、言っているのは2つですね。あれは路線問題であって、差別事件ではない。党内路線論議を続ければいいんだというのが1つですね。この路線論議っていうのは文字通り、7月テーゼそのものです。それがわかっていないという言い方をしていますね。決議文は、あの7月テーゼ自身がこの差別を生み出したんだという捉え方で批判をしています。差別事件と路線問題、言葉が違えば実態が違うんだ、こんなこと、すぐに言うんです。部落民と労働者は言葉が違うから別の実体だと。

いやちょっと待ってくださいと僕は中央の会議で何回も言いました。部落民の7割は労働者なんです。労働者として自己解放の闘いを労働運動の領域でもやるし、差別されたら部落解放闘争を闘うんです。同じ人間が闘うんです。これは別に部落民だけの話ではない。すべての差別の問題って全部そうでしょう。ところが中央の方は例えば、一番ひどいのは「視覚障害者」は労働者ではない。ぬけぬけとどっかの会議の議事録に書いてあるけれども、そういう捉え方がそもそも間違っているということの上で、差別的路線だから、差別を生み出すんです。差別を生み出すような路線なんです。その路線を糾弾しているんです。

実際問題行われたことは、マル学同の組織会議の中ですよ。その組織会議の中で、指導部が被指導部に対して、差別をやったんです。もちろん正確にいうと、中央的な路線を指導したんです。それが差別だったんです。これを糾弾するんだから、党そのものが糾弾されているんです。だから路線問題と差別問題は一体なんです。言葉が違うから別のものだというのは間違ってい

なます。それが1点。

もう1つ。組織の中で起こったことだから党内問題である。それを全国連に持ち込んだことは組織原則違反であるというのが2つ目の論拠ですね。これを認めたら部落解放闘争は成立しません。部落民というのは基本的に少数者です。1億2000万の中で300万と言われてはいますが、それは圧倒的に少数者です。関西でもそうです。差別が起こるのは純粋な個人対個人の関係で起こるのはめったにありません。ほとんどは何かの組織の中で起こるんです。社会問題としての差別問題というのは全部組織問題なんです。それがどんな組織の中で起ころうとも、少数者である部落民は、部落民みんなが団結をして、その組織に介入して糾弾するんです。組織そのものを糾弾したりもするんです。それが裁判所であろうが国家であろうが、学校であろうが企業であろうが労働組合であろうが、党であったとしてもそうするしかないんです。それができなかつたら、少数者としての部落民は、いつ差別されるかもしれない関係を打ち破ることなんかできません。ましてや党が、組織的に差別をしたんだから、その党を糾弾するのは当たり前でしょう。こんなことは部落解放運動にとっては常識だと思うんですよ。その常識が完全に党から吹っ飛んでいる。これが本当に恐ろしいと思います。

もっと言うとね、中央WOBの大原提案、あの文書自身が僕は差別文書だと思っている。部落民が差別されてそれを糾弾するのは自然発生的意識だというこの規定が認められますか。その自然発生性を止揚するというときに、部落民は、あるいは部落解放運動はどういうふう闘ってきたかという、差別した個人を問題にするのではなくて、その個人を生み出し、その差別意識を生み出したこの社会の差別の再生産構造を問題にしてきた。社会のあり方を問題にしてきた。だから日本帝国主義を問題にしてきたわけですよ。だからこそ部落解放闘争は帝国主義打倒の闘いだというふう確認して、われわれは闘ってきたはずでしょう。これが僕らの部落解放闘争だったはずでしょう。

それは石川さん個人に対する差別を、全部落民への差別だ、あるいは日本の国家社会のあり方そのものが問題だとして、全人民のものにしてきたわけですよ。意識の問題とは違う。差別を意識の問題にねじ曲げてきたのは共産党ですよ。この社会に差別はない、残っているのは封建遺制の古い意識の問題にして解消論を進めているのは共産党でしょう。同じことをわが党が

やってどうするんや。これなんかも朝田理論以前というか、信じられない話なんだけれども、そういう党中央の、血債領域における後退というか分解というか、本当に恐るべきものだと思います、絶対にこんなことは許せない。という立場で、僕の意見とします。(圧倒的な拍手)

MS 人事の問題についてもともと去年の総会で信任された人たちに出席を求めるのは当然だと思います。その上で欠席の時は補充という場合、こういう時期ですからそれでいいと思いますけれども、次回の総会で、ちゃんとした信任手続きを取るということをお願いしたいと思います。本来はコミュニケーションの原則だと思うんですよね。討論し、決定し、実践するという。そういう意味で私はあのときに拍手ではなくて、人事に関しては投票で信任、不信任をはっきりして、不信任の票が自分に何票あったかということも意識してちゃんと活動するということを提案して、そういう投票になりました。これは決して手続き論ではないと思っています。(拍手)

TB 今のTH同志の意見も含めて全くそう思います。当事者であるU同志が、今年の荒本の選挙のときに街宣隊の先頭で頑張っていました。私は彼女が子どものときからいろんな場所に出会っています。部落解放闘争の中で育った人です。学校でも自分の友達と本当に手をつないで、「日の丸・君が代」に先頭で闘ってきたし、これからの解放運動と党を担っていく同志だというふうに、心から敬意を持っていました。こんな問題に直面しながら選挙戦の先頭で闘っていた姿を忘れません。

女性解放のことで皆さん06年夏の革共同集会のMM同志の発言について覚えておられる方、多いと思います。あれをめぐって昨年秋の関西の女性解放小委員会で、大議論になりました。「党の中に分断を持ち込む、労働者を分断させるものである」と。それについてもっとちゃんと内容的に討論をしようというっていたけれど、できないままになっています。こういう意見をいった人たちは、「プロレタリア革命の中に女性解放がある。階級内部の女性差別を糾弾するのは労働者階級を信頼していないからだ。分断を持ち込むことで戦線主義・糾弾主義だ」という立場に立っている。いまの中央女性解放組織委員会、女性解放戦線も基本的にそういう立場で、女性解放闘争は特別

にやる必要はないんだと。でも婦民はやるという。しかしそれはなんでかと言ったら、11月集会へのある種の動員の水路、と位置づけでしか婦民はないんじゃないかと私は思っています。関西では3・8闘争を統一戦線という形で、これまで4回やってきました。それを全面的に見直すと中央が夏に言い始めました。理由は何かって聞いたら、「11月集会が位置づいていない、動労千葉労働運動が位置づいていない、革命が位置づいていない」と。今、それにいちいち反論している時間はありませんけれども、統一戦線とか、女性解放運動とかについての中身がまったくないんですよ。実際、あっちこちで統一戦線を党がつぶしている

来年は、3・8国際婦人デーのきっかけとなった1908年のニューヨークの女性労働者のデモから100周年に当たります。本当に革命の、階級の闘いの前進を切り開くものとして女性解放闘争はあるんだということ、私たちは絶対的に確信しています。だからそのためにどうやってプロレタリア女性を大きく獲得していくのか、また労働現場から排除されている女性たちをふくめどうやって革命運動を担う隊列として獲得していくのか。女性に対する差別と抑圧と収奪は、帝国主義の危機のもと極限的に強まっています。今こそ私たちは女性解放闘争を闘わないといけないと思います。そういう意味で7月テーゼというのは、それを破壊するものです。

全国の同志たちが今、関西の我々を注目しています。孤立的状況にあって、自分は間違っているのかと、悩みながらやってる他地方の同志に7月テーゼについての戦線会議の議事録を送ったら、「あ、自分はどんくさいと思っていたけれど、そうじゃなかった。自分は正しかったんだ。これで頑張れる」と言ってくれました。ここにいる力が、全国の同志を本当に勇気づけるものにならずにちゃいけないと思っているし、なっています。困難を乗り越えて、本当に党を作り変えるための先頭に立つ責任が関西の私たちにはあると思います。その一員として私もみなさんとともに全力で頑張ります。(拍手)

IS それでは、各決議を一つ一つ拍手で確認したいと思います。(拍手)
それぞれ圧倒的な拍手で採択された事を確認したいと思います。

総会まとめ

KS 今日多くの同志の参加のもとにこのような盛大な、革共同の旗を守る、そして全国に広げていくという総会が行われたことを大変うれしく思います。今年冒頭の、兵庫県党の合宿で、3.14決起を担いぬいた兵庫県党こそが、これを最後まで貫徹して全党を獲得しなければならないと、多少気負って提起したんですけれども、現にそうなりつつあるということ、非常にうれしく思います。

論議の中で思ったのは、階級的労働運動路線についての誤解がかなりあると思いました。労働運動の階級的発展ということに反対する人はわが党の中に誰もいないと思います。労働運動を階級的に発展させる、僕もそういう思いでやっているわけです。

ところが誰も反対できないようなタイトルをつけながら、階級的労働運動とはまったく似て非なるというか、それを台無しにしてしまうものを現在の安田一派が推し進めている事を、この落差を私たちはちゃんと見る必要があると思います。お互いに足を引っ張り合っているように見えるかもしれませんが、決してそうではなくて、安田一派が、動労千葉というわれわれの党の精華を根拠にして、党を強引に変質させようとしている。ここが一切の問題なんです。

僕は今年の4月に、全通総会で、4・28問題についての安田同志の誤りを批判しました。そして「3.14決起のときにあなたはなぜ自己批判を拒否したのか」と面と向かって言いました。そのときの安田同志の回答が、「お前は党を出て行け」ということだったんです。三十数年間党の看板背負ってやってきたと自負しているんだけど、その人間に対して、「出て行け」と言われたことについては、絶対許すことができない。彼らの思想の転換としてそういうことがあったと思います。

僕は革共同の旗を守るということについては誰にも負けません。この旗を守るのは、ここに結集した私たちの中にあるし、さしあたって少数かもしれないけれども、そんなことを全然悲観する必要はないと思います。全党を獲得し、もうすでに始まっている階級決戦を全力で闘って行こうではありませんか。

付 属 資 料

関西一部指導部の分派主義・解党主義を徹底的に粉砕し関西の同志を先頭に全党の同志の総決起を訴える

革命的共産主義者同盟・政治局決定

(一)

関西の一部指導部は国際階級闘争の帰趨を決する11・4全国労働者集会の前夜、関西WOB建設の闘いが力強く開始されたことに恐怖し、その凍結と解散を求めて「関西党員総会」を強行しようと、クーデター的に関西地方委員会での採決を行った。

この関西地方委員会の採決は、階級的労働運動路線に反対してきた関西一部指導部による許しがたい党分裂の強行であり、党破滅行動であり、断じて認めることはできない。しかもこの暴挙が11・4集会の直前、全党が11・4の大結集実現のため死力を尽くして奮闘しているさなかに強行されたことは、それ自体が11・4への事実上の破壊・敵対宣言である。革共同政治局は、関西一部指導部を満身の怒りをこめて弾劾するとともに、重大な決意をこめて、このような党分裂・破壊行動の続行を直ちに中止するよう通告する。

政治局は同時に、関西一部指導部による関西地方委員会の私物化を断じて許さず、「全国単一の党」としての革共同を守りゆくために、当面、関西地方委員会の指導機関としての執行を停止することを決定した。

関西の全同志は、今こそ中央政治局のもとに結集し、党の分裂強行のための「関西党員総会」開催策動を徹底的に拒否し、粉砕し、関西地方委員会の再建にむけてともに闘うことを訴える。さらに全国の同志が、11・4の歴史的な集会・デモを実現した上にあたって、関西一部指導部の分派主義・解党主義を徹底的に粉砕し、革共同の労働者党としての一層強固な確立を闘いとるために総決起することを訴えるものである。

(二)

関西一部指導部による「関西党員総会」開催策動は、10月30日の関西地方委員会で、9対6、保留2、欠席1でクーデター的に強行採決したものである。こ

れをもって関西の一部指導部は、「民主主義だ」「多数決だ」と言い放っている。だがこれこそ、まったく許しがたい陰謀的な党分裂策動である。それは、「小ブル民主主義」をかかげた、ボルシェビキ的組織性のかけらもない解党主義であり、最悪の分裂主義である。

そもそも現在の関西地方委員会は、どのような位置に置かれているのか。それは、関西の議長であり政治局の一員であった塩川が、「階級的労働運動路線への敵対」と「完黙・非転向思想を解体した略式起訴問題」の指導責任について、自ら誓約した自己批判を拒否し、一方的な「辞任届け」を出していっさいの責任を放棄するという、天地をひっくり返しても許すことのできない暴挙に端を発している。このために、〇〇同志が緊急に議長代行となり、党中央から書記長が参加して、関西地方委員会は中央直轄体制となった。塩川のおよそ信じられない無責任きわまるとんでもない非組織的行動によって、〇〇体制をとおした政治局の直接的指導が必要となったのだ。それは関西地方委員会が100%承認したものである。

ところが今回の「党員総会」開催の関西地方委採決は、中央直轄体制の指導を完全に無視し、拒否し、〇〇議長代行の反対をも踏みにじて強行された。このような「関西地方委員会採決」なるものは、断じて認められないどころか、それ自体が完全な党の分裂の強行である。またそもそも、現在のような非常体制でなくても、地方委員会の党員総会開催は党中央の承認のもとで行われるのが全国単一党建設の原則であり、その承認を無視した、一部指導部の分裂的行動によって招集される「関西党員総会」など、断じて認めることはできない。

このことは、「党員総会」の強行なるものが、関西一部指導部による、党中央指導の100%の拒否宣言であり、逆に党中央打倒に関西地方委員会を陰謀的に組織し、党を分裂させる反動的クーデター策動であることを完全に示すものなのだ。

(三)

彼らのいう「党員総会開催」の理由は、「関西WOB建設の凍結と解体」である。このような理由で「党員総会」を強行すること自体が、党分裂の陰謀である。

そもそも関西の労働者同志がWOBとして屹立し、階級的指導部へと自己を形成するために決起を開始したことを、「規約違反だ。凍結しろ。解体せよ。」とはなんたる言動か。「党規約違反」などという言いがかりは、中央委員会と労働者細胞が革共同のいっさいの基本組織であり基本骨格であることを否定するものだ。中央労働者組織委員会の存在をかぎりなく低め、否定し、この中央WOBのもとに関西WOBが建設されることに真っ向から敵対するものである。総じて労働者党建設を根底的に否定するものだ。まさに全関西の労働者同志の蜂起により、労働者党建設をかちとらんとして闘われた「党の革命」を自ら否定し、敵対するものである。

彼らは「規約違反」なる言いがかりで、「中央委員会-細胞」と中央WOB建設に敵対し、「自立した共産主義者」論なる小ブル主義を対置している。レーニン主義を歪曲して「分派結成の自由」を叫び、分派主義・解党主義を公然と主張し、革共同の単一党建設の営為を破壊して、連合党への変質を強行している。はっきりいえば、その根本思想においては、党の革命で打倒された与田らとなんら変わらないのだ。

「党規約」とは何か。党規約とは、党の綱領と基本戦略、基本路線と一体であり、その体现だ。彼らの言う「規約違反」なる言動は、党の綱領・基本路線をまったく無視し、結局は階級的労働運動路線に敵対し、これを解体しようとするものだ。

スターリン主義の官僚的腐敗は、まさに一国社会主義路線に発している。路線と官僚主義とは、切り離すことはできない。「党の革命は路線問題ではない」という彼らの主張こそ、階級の大地から自己を切り離し、権力との死闘から逃亡する、新たな日和見主義・解党主義を生み出したのだ。

(四)

さらに、今回の問題が、「略式起訴受け入れ」というおぞましい権力への屈服・投降に対して求められた自己批判を拒否することから始まっていることを、断じてあいまいにしてはならない。

その根底には、今日の革命的情勢の急接近に対する彼らの決定的なたじろぎがある。この情勢を歓迎し、これを本物の革命に転化するために猛然と闘うのではなく、まったく逆に、階級闘争の非和解的・内乱的発展に恐怖し、そ

こからの逃亡を図ろうとするものだ。ここに、略式起訴問題の本質がある。

彼らは、この自己批判を拒否し、居直るために「意見の自由」「党内民主主義」を持ち出しているがとんでもないことだ。革命党の組織原則である「民主主義的中央集権制」とは、革命的規律である。革命的規律とは、党と労働者階級との生きた交通によって成り立つ。同時に、敵階級・権力との血みどろの死闘にかちぬくことがいっさいの成立条件である。

関西の一部指導部は、今回の「黨員総会」強行の策動によって、自己の国家権力への投降主義を居直るだけでなく、その転向思想を全関西の同志に強要することを開始したのだ。自己批判を最終的に徹底的に拒否するための行動が、関西地方委でのクーデターの採決強行であり、「関西WOB凍結・解散」であり、「関西総会」強行の策動なのである。

(五)

政治局は、あらためて、一部関西指導部、とりわけ塩川・毛利・椿の分裂行動と敵対を重大な決意をもって徹底的に弾劾し、関西地方委員会の指導機関としての執行停止を確認する。そして中央政治局のもとで、関西の戦う労働者同志を先頭に、監視地方委員会再建の闘いを開始することを宣言するものである。

関西一部指導部の行動は、最も悪質な分派主義であり解党主義である。直ちにこれらの分派主義・解党主義の行動を中止し、徹底的に自己批判し、政治局決定5項目を貫徹せよ！このことを最終的に通告する。政治局は、彼らの卑劣な策動を全面的に粉碎するために、拡大全国委員会総会を開催する。全関西の同志は拡大全国委員会総会へ結集することを訴える。

2007年11月6日

意見書

党中央政治局、および関西地方委員会並びに大阪府委員会へ

2007年11月12日

緊急全党回覧

病院細胞委員長 安部今日子

11月8日の大阪府委員会において、「革命的共産主義者同盟・政治局決定」として、『関西一部指導部の分派主義・解党主義を徹底的に粉碎し関西の同志を先頭に全党の同志の総決起を訴える』という文書が提出され、読み上げられました。その内容は、10月30日の関西地方委員会で採決され、すでに全関西の各機関、細胞で討議されている「関西党員総会」開催にたいする党中央による「中止通告」です。そして、「関西地方委員会の指導機関としての執行停止の決定」が書かれたうえで、最後に「全関西の同志は拡大全国委員会総会へ結集」を呼びかけて終わっています。

これは、組織原則からも、その内容からも、まず、「執行停止を決定」する全関西の執行機関である関西地方委員会へ提出された上で、各級機関、細胞に通知遂行されるべきものではないかと思えます。今回、関西地方委員会を飛び越えて、大阪府委員会に先行して出された党中央政治局の意図は何なのでしょう。

(1) 中央政治局は、なぜに「執行停止の決定」を当該機関である関西地方委員会にではなく、大阪府委員会へ提出し組織されたのか全く理解できません。それこそ分裂を組織し、事態の固定化を組織する行為であると考えざるを得ません。

ただちに、関西地方委員会を開催し、党中央政治局による11月6日付け『通告・決定書』をめぐる関西地方委員会としての討議を行い、全地区・細胞にたいして、地方委員会としての態度表明を求めるものです。

他方、昨年、私たちが選出した関西地方委員である、〇〇同志、〇〇同志、〇〇同志、〇〇同志、さらに9月から加わった〇〇同志ら5名の大阪府委員会委員は、関西地方委員会に責任を負う義務があります。「執行停止の決定」という機関の存亡がかかった最重要の問題にたいして、その当該である関西地方委員会で討議することなく、先行して選出母体である大阪府委員会において先に、今回の「中央決定」の討議を行ったことの組織破壊的行為を自覚しなければなりません。

関西地方委員としての責任を放棄しているとしか考えられません。

今回の事態は、党中央の指導としてなされたのか。「11・6政治局決定」は関西地方委員会について、書記長である熊沢同志も出席する「中央直轄体制」になったと書

かれています。であるなら、なぜに、その当該機関である関西地方委員会にたいする「通告」をしながら、まずそこでの討議を組織されないのか。党中央、熊沢書記長、関西地方委員会議長代行〇〇同志、書記長椿同志には、このような経過に至った説明責任があります。

大阪府委員会3役でもある〇〇同志、〇〇同志、〇〇同志へも、党中央による分裂の組織化と固定化ともいえる今回の由々しき事態にたいしての危機感を喚起していただきたく意見書を提出します。なによりもまず、この内容からいって、緊急に関西地方委員会を開催し討議すべきです。一刻も早く関西地方委員会での議論と各細胞の討議を組織し、内容を明らかにされるよう強く訴えます。

(2) さらに、11月6日付け「政治局決定」の撤回を求めます。

病院細胞は3.14決起以降、大阪府委員会に可能な限り出席し、労働者党員を軸とした地区党建設に向かって大阪府委員会から学び実践的に結合しようと不十分ながら歩を進め努力してきました。病院細胞と大阪府委員会とが分断されていた3.14決起以前のあり方から脱皮して、一日も早く病院細胞の総意を組織し大阪府委員会との組織的結合を実現しようとの立場で、関西地方委員会だけでなく、大阪府委員会へも病院細胞代表の安部をはじめ病院細胞4役が先頭になって、オブザーバー出席を追求し可能な限り出席してきました。

病院細胞にとって、この間、明らかになったことは、病院細胞と党中央指導方針との不一致です。熊沢同志は、『関西労働者組織委員会』に病院細胞からは選出しない理由として「階級的労働運動路線に反対だから」と指摘されました。さらに〇〇同志は、『10・6医療・福祉委員会が開催され、画期的にうちぬかれた。』と関西地方委員会メモ(10・16)で明記された直後の10月30日の関西地方委員会で、「医療・福祉委員会が確立されていない」と発言し、さらに今回の事態に至った11月8日の大阪府委員会では、「病院細胞での労働組合が資本との関係として明示な方針をもっていないからだ」と発言されました。

全国交流センター医療・福祉部会は、今年で14回を数え3.14決起以降2回目の開催となりました。国鉄戦線における「安全・保安闘争」に学ぶ労働現場として、また、医療・福祉の解体攻撃、「市場原理」の導入・民営化攻撃にたいするたたかいや、自治体労働者を獲得し結合する医療・福祉戦線の位置などを確認し、11・4一万人結集にむけた討議を行いました。昨年3.14決起直後の討論では全国医療福祉部会の再建を誓い、この一年をとおして、新たな医療・福祉労働者の決起と全国的運動の広がり報告されています。これまでの全国交流センター医療・福祉部会としての取り組みの成果の上に立って、11・4一万人結集の一翼を担う部隊として一千名獲得の

実践方針を確認したのが、今年9月9～10日の部会であり、後の10月6日「医療・福祉委員会」が開催されたものと認識しています。

また、私たち病院細胞は、党と結合した地域医療運動の拠点として、社会保障をめぐる階級の普遍的課題を直接的にも実践的にも据えきって闘うことで、階級に根を張り選挙闘争をも堅持し、今日の革命的情勢の急迫に食い込んだ本格的な地区党建設の展望をこじ開けています。反弾圧の闘いを柱に全党を守り、労働者階級の普遍的課題である医療福祉運動を通した障害者解放・部落解放など戦線課題や、さらに改憲阻止、反戦闘争をも包摂した本来の地区党建設のあり方をすでに担い、不十分ではあっても目的意識的に必死に組織し、わが党のたたかう闘争の出撃拠点へ飛躍しようと奮闘しています。資本と権力に対峙する労働者階級の医療の砦として医療機関を維持し、階級の信頼を裏切らず闘う医療運動を誇りに日々活動しています。

こうしてすでにある生きた運動と闘争拠点、党と階級の共同の拠点である病院細胞が位置づかないという今日の党の「路線」とは、いったい何なのですか！？ この病院細胞の闘いが今日の党の「路線」に反対している」とか、事実でもない「医療・福祉委員会が確立していない」とか、「資本との関係がはっきりしない存在」などと得手勝手に一方的評価を行い「関西労働者組織委員会」への選出から排除する、この間の言動にはほとんど失望しています。

このような危機的現状を何としても克服したい。党内思想闘争・路線論争をこそ、とことん行って一致をかちとり、その総団結の力で権力との死闘に打ち勝つ組織を建設しましょう。党内思想闘争・路線論争を切り捨てることなく断固行っていきましょう。『〇〇で言った、〇〇で決めた』といったレベルにとどまるのではなく、権力・資本とたたかう労働運動・大衆運動と党建設に責任を負う指導的同志一同が同席したなかで、全党員が討議内容と決定方針を共有すること、「総会」の総意を組織する徹底討論が何としても必要です。

以上のような観点から、11月〇日の「関西党員総会」の開催を断固推進する立場を表明し、『政治局決定』11月6日』の撤回を強く求めます。

「3」中央WOBの指導部であり、今回『関西WOBの強行』に走った大原同志、安田同志、そして、熊沢同志、〇〇同志、〇〇同志、〇〇同志、〇〇同志は、「関西党員総会」に出席し、一致のための努力を最先頭で行っていただきたい。『中央WOBと関西WOB』建設問題と、強行した第1回目の『新関西WOB』の討議報告を、全関西の同志のまえで説明する義務があります。

また、先日行われた「医療・福祉委員会」の指導責任者である〇〇同志をはじめとする諸同志も「医療・福祉委員会」の全党的認知のために、「総会」で議論の報告をし

ていただきたいと出席を強く要求します。

「総会」において、なぜに今回「新関西WOB」を強行しなければならなかったのか。さらに「11・4 一万人組織のために」であるならば、その議論と具体的方針案とは何だったのか、そして11・4労働者集会の総括案を明らかにする義務があります。このような党的責任を放棄する「総会」への欠席・ボイコットは、逆に、政治局こそが「解党主義」であると言わなければなりません。現にある「関西WOB」を無視し強行した第1回「新関西WOB」の討議内容の報告もなく、第2回を設定していた事実こそ、党の私物化です。

「凍結要求」と「総会」への関西地方委員会採決を踏みにじって「総会」を認めず、さらに「全関西の同志は拡大全国委員会総会へ結集せよ」と訴え、「拡大全国委員会総会」を対置させる対応に至っては、そのあまりの異様さに驚愕しています。党の分裂を最終的に組織しているのが、他でもない党中央政治局と中央WOBであるといわざるを得ません。「政治局決定」を関西地方委員会よりまえに大阪府委員会に提出し、「拡大全国委員会総会」へ組織化する行為こそ、大阪府委員会を利用した私党化といわざるを得ません。党中央政治局による組織原則からの逸脱です。「執行権力」をつかった情報操作とデマゴギー政治による粛清、そうした粛清運動への全党の総動員であり、まさにスターリン主義のやり方そのものです。今日のわが党の危機に際し、声を大にして全党に喚起しなければなりません。

この批判に答え、党中央政治局の信頼回復を得るためには、「拡大全国委員会総会」の対置ではなく、「関西党員総会」に結集し、上記の質問事項にさらに加えて、予定していたという第2回の「新関西WOB」(11月〇日)での議題案をも「総会」に提出し、関西の党員をはじめ全党に公開し討議にかけること以外にはないと考えます。

関西地方委員会の「執行停止」を打ち出し、その当該の「総会」を妨害する行為は、わが革共同中央が、共産主義者の政治的結集体としての党、プロレタリア階級闘争の最高の意識形態、最高の団結形態、最高の戦闘形態、最高の指導形態としての歴史と誇りを投げ捨てることに等しい行為であると思います。

階級の前衛に立つ共産主義者たらんとするものの確信に満ちて、党的組織原則にもとづく党内闘争を不断に厳格に遂行して思想的・理論的力を打ち鍛え、党と階級の闘いを統一する路線を打ち出すとの中に、プロレタリア革命党建設の核心があると思います。

「関西党員総会」へ出席し、義務を果たされんことを強く訴えます。

以上

7・7思想を改ざん・否定する「7月テーゼ」に反対する —7・7思想の今日的確立のために—

革命的共産主義者同盟・関西入管闘争委員会

はじめに

07年8月6日付けの「前進」2306号に、「2007年7月テーゼ——労働者階級自己解放と差別・抑圧からの解放——階級的労働運動路線のもと7・7思想の革命的再確立を」という論文が掲載された。革命的共産主義者同盟政治局名で出された以上、重要な指導論文である。

7・7思想は、わが革共同が、全世界のプロレタリア人民、被抑圧民族人民・被差別人民とともに、プロレタリア世界革命を実現するための思想的核心である。わが革共同の戦略的総路線である、「たたかうアジア人民と連帯して、日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ!」「沖縄奪還、安保粉碎・日帝打倒!」の根底を貫くものである。

では、この7月テーゼは、今、わが党中央の言うところの「階級的労働運動路線」を豊かに発展させるために書かれたものなのであろうか。

ここでは最初に、そもそも、7・7自己批判とは何であったのかを、「7・7」を知らない世代の若い同志にもつかんでもらうために、華僑青年闘争委員会による7・7告発についてあらためてとらえ返し、その中でわが党は何を自己批判し、7・7思想をどのように確立していったのかを確認しておきたい。その上に立って、7月テーゼそのものを検証していきたい。そして、7月テーゼと「階級的労働運動路線」の関係についてとらえ返ししていきたい。

〔I〕70年7・7自己批判前後をめぐる階級情勢について

わが革共同は、70年7月7日、在日中国人青年の戦闘的組織である華僑青年闘争委員会から厳しい糾弾を受けた。この糾弾とは具体的にどのようなものであったのかは後に触れたいと思うが、その前に、70年7・7前後における日帝のアジア侵略をめぐる攻撃はいかなるものであり、在日朝鮮・中国人民への日帝の入管攻撃とはいかなるものであったのか、そしてそれに対するわが革共同を先頭とする革命的左翼はそれをいかに受け止めて闘い、また在日朝鮮・中国人民はどのように闘おうとしたのか、そして日本の革命的左翼と戦闘的在日朝鮮・中国人民との関係はどのようなものであったのかを最初にとらえておきたい。

まず日本帝国主義は、敗戦帝国主義としての戦後的あり方の突破をかけて、65年日韓条約強行を重大な突破口にし、そしてベトナム戦争への参戦国化へと踏み出していった。そして、70年安保大改定から71年沖繩返還協定の強行を通して、日米同盟の再編を通して、侵略帝国主義としての転換へと踏み出そうとしていたのだ。

こうした日帝の登場に対して、わが革共同は、67年10・8羽田闘争での武装決起を突破口にして68年新宿騒乱闘争から東大・日大闘争を闘い抜き、そして69年11月決戦へと登りつめていった。全学連はもとより、反戦青年委員会に結集する労働者は、逮捕・投獄、解雇をも恐れず、鉄パイプと火焰瓶で武装し、首都・東京で武装決起したのである。そしてわが革共同は、70年を「死闘的調整期」と位置づけて大量逮捕による組織的困難を必死で回復して、71年沖繩返還協定強行に対して「第2の11月」を準備していたのだ。そのまっただ中で70年7・7入管集会在が革命的左翼と華僑青年闘争委員会によって計画されていたのだ。

この日帝の安保・沖繩攻撃を柱とする侵略帝国主義としての転換の攻撃は、在日朝鮮・中国人民をはじめとする在日アジア人民に対する入管攻撃のすさまじいエスカレートでもあった。それは1つには69年入管法制定をめぐる大攻撃であった。戦後入管体制は、入管令と外登令の制定を柱にした入管体制によって、戦後革命に対する在日人民の決起を鎮圧しようとしてきた。その核心が24条退去強制条項である。入管令制定直後は、退去強制条項の中に、「生活保護の受給者」「らい患者」「精神障害者」まで含めるというすさまじい差別的な代物だったのだ。もちろん一切の政治活動は禁止され、それに反すれば問答無用に強制送還されたのだ。まさに、「煮て食おうと焼いて食おうと自由」だったのだ。50年朝鮮戦争をはさむ日帝敗戦の45年8・15から55年体制成立までの戦後革命期に、数百名の在日朝鮮人が、これによって大村収容所に収容され、朴独裁政権の下に強制送還され、処刑された。この入管令を「法」に「格上げ」しようとする攻撃が加えられたのだ。

もう1つは、65年日韓条約締結に基づく協定永住権申請の期限切れが71年1月16日を迎えることだった。戦後の在日朝鮮人の国籍は朝鮮籍だったが、この日韓条約とあわせて締結された日韓法的地位協定によって、協定永住権を取得できるとしたのだ。しかしそのための条件は、韓国籍への国籍変更だった。協定永住権を取得すれば、先に述べたすさまじい退去強制条項を若干緩和するとしたのだ。これを使って日帝は、朝鮮籍を離脱させ(それはイコール朝鮮鮮連からの離脱と朴独裁政権と反共民団に忠誠を誓わせることを意味する)、戦後革命期に果たした在日朝鮮人の戦闘的闘いを解体しようとする攻撃を加えてきたのだ。その申請期限の71年1月16日を目前に控えていたのだ。

この入管法制定攻撃と協定永住権申請期限切れをめぐる、在日朝鮮・中国人民は、帝国主義国内における被抑圧民族の存在をかけたたたかいを不可避免的に迫られていたのである。

こうした中で、戦闘的在日朝鮮人・中国人青年は、10・8羽田闘争を突破口とする日本の革命的左翼の荒々しい武装決起の闘いと、その思想的核心であるマルクス主義・レーニン主義の影響も受け、日本の革命的左翼との共闘を求めて決起を開始し始めた。その中で生まれたのが在日中国人青年の戦闘的組織である華僑青年闘争委員会である。華青闘は、大きくは中国スターリン主義の影響を受けていたとはいえ、共産主義思想を基礎に、直接的にもヘルメットを被って集会・デモを繰り広げて日帝と激しく対決する闘いに立ち上がっていた。それは日帝の激甚な反応を呼び起こし、直接的にも、劉道昌君、劉彩品さん強制送還の危機をめぐる激しい攻防が大焦点となり、ハンストやデモ、神戸入管・大阪入管・大村収容所闘争が何度も激しく闘われた。

こうした中で、入管法制定と協定永住権申請期限切れの71年1・16を前にして、華青闘の呼びかけの下に準備されたのが70年7・7集会であった。

この準備過程で、そして当日も含めて、わが革共同を先頭とする日本の革命的左翼と日本の労働者階級は、華青闘を先頭とする在日朝鮮・中国人民の日帝に対する命がけの決起の意味をどう捉えていたのか、もっと言えば日帝の入管攻撃が在日人民の生活と存在、その闘いにとっていかにすさまじい攻撃であるのかをどのようにとらえていたのか。現実には、われわれは、それをとらえる階級的感性を、スターリン主義や社会民主主義と決別したわれわれですら無自覚的に喪失させられてきた現実を、華青闘の糾弾を通して直視させられたのだ。

だからこそわが革共同は、結党以来始めと断言していい、根底的な自己批判を行うことを決意したのである。

〔Ⅱ〕 70年7・7自己批判とは何であったのか

7・7自己批判は、直接的には、7月5日の実行委員会における華僑青年闘争委員会の抗議退場に対し、華青闘の抗議退場の持つ意味を必死でとらえようとせず、わが党の指導的同志であった山森同志が、「いいじゃないか」という差別的敵対的暴言を行ったことを契機としている。

しかし問題は、スターリン主義や社会民主主義と決別してマルクス主義、共産主義で武装し、アジア人民との連帯をかけたプロレタリア世界革命をめざしている我々自身が、山森発言の中にあらわとなったように、差別主義・排外主義とは決し

て無縁ではないことを徹底して突きつけられたのだ。

したがってわれわれは、華青闘の糾弾を以下のようにとらえ返してきた。

それは第1に、華青闘の糾弾は、在日人民一般からの糾弾にとどまらず、在日被抑圧民族の共産主義者としての立場から、抑圧民族の日本の共産主義者に対する糾弾であったということだ。したがって、彼らがいかにスターリン主義・毛沢東主義の影響を受けていたとしても、戦後革命期と朝鮮戦争下の在日共産主義者に対する日本共産党・スターリン主義の裏切りと政治利用主義を厳しく糾弾し、日帝のアジア侵略に対して中・朝・日人民の共同の力で阻止することを呼びかけたのだ。したがってわれわれ日本の革命的共産主義運動は、これに真っ向から応えることが問われていたのだ。

第2に、彼らは、日本の労働者人民に対しては、日帝のアジア再侵略に加担するのか、それとも屈服するのかを問い、国際主義的連帯を求めていたのだ。そのためには、日本の労働者階級は、自国内において、社会排外主義＝民族排外主義と闘うことは死活的であることを問うていたのだ。

第3に、在日共産主義者の立場は、自らの民族内部のブルジョア民族主義者やスターリン主義者の「在外公民」規定に基づく「内政不干渉」路線を厳しく批判し、日帝足下の抑圧と差別とのたたかい、日帝のアジア再侵略を粉碎するたたかいの最前線に立ってたたかうという立場であったことである。

第4に、日帝のアジア再侵略と差別・抑圧の歴史を直接体现する在日アジア被抑圧民族として、アジア人民と日本労働者階級とのたたかいの接近・結合の触媒としての歴史的任務を担うというものであり、その立場から分断と排外主義に抗して入管闘争をたたかい、入管体制の粉碎なくして安保粉碎も日帝打倒もありえないという認識を確立していたのだ。

われわれは、華青闘からの糾弾の本質的意味を以上のようにとらえ直してきたのだ。

したがって、日本共産主義運動の敗北の歴史を今度こそ乗り越えて、在日共産主義者と共同の事業としての日本革命、朝鮮・中国・アジア革命・世界革命に勝利するために、日本の共産主義者に何が問われているのかを、必死になってとらえ返したのだ。

〔Ⅲ〕 7・7思想の核心問題について

こうしてわれわれは、華青闘の糾弾を厳しくとらえなおし、7・7自己批判の立場、7・7思想を確立してきたのだ。

それは第1に、被抑圧・被差別人民を自己解放の主体として措定したことである。7月テーゼは、「労働者階級は革命の主体」だが「被差別人民は解放主体」などとして、この点を徹底してあいまいにしようとしている。たんに存在を措定したのではない。ましてや革命の随行者や政治的利用の対象としたのではないのだ。日本の労働者階級にとって、彼らの存在や生活・たたかいを「学ぶ」という契機の重要性もここから出てくるのだ。かならずしもプロレタリアートではない(逆に言えばプロレタリアートからすら排除された人々をも含む)彼らを、抑圧民族と被抑圧民族の区別、階級内部の差別による分断の認識、自覚に踏まえて、世界プロレタリア革命の共同の主体としてしっかりと措定したことなのだ。実にここに、革命的共産主義運動が、レーニンを継承して切り開いた歴史的地平があるのだ。

第2に、差別・抑圧からの解放のたたかいを、プロレタリア革命の正面課題に据えたことだ。「支援・防衛・連帯」を、お題目や倫理的要請のようなものとしてではなく、プロレタリアート自身の階級性の鮮明化がかかった課題として、革命綱領の中に確固として位置づけたことなのだ。

それは、プロレタリア革命の主体である日本労働者階級にとって、それをなしうる主体として自己を階級として形成するためには、差別・抑圧問題を自らの課題として闘うことが絶対必要であることを徹底して鮮明にしたことでもある。

したがって、その一環として、日本階級闘争における主体的・階級的契機としての入管闘争、在日朝鮮・中国—アジア人民との支援・防衛・連帯のたたかいを措定したのだ。入管闘争の契機を捨象した「アジア人民との連帯」はありえないことを鮮明にさせたのだ。7月テーゼやこの間の党中央の主張する「3国連帯が7・7思想の発展」という主張は、この核心問題を切り捨ててしまっている。

第3に、全国政治闘争と地域日常闘争の両輪論という運動組織論を提起したことだ。7月テーゼの第1章、第4章には、「7・7」の核心点として、第1に、日本プロレタリアートの階級的・国際主義的本質が歪められてきたことに踏まえ、第2に、この負の歴史と党と階級が向き合ってアジア人民との連帯を築き上げることが挙げられて、第3に入管体制粉碎を日常的課題とすることが提起された、とまとめられている。この第1と第2は、「7・7」以前から少なくとも観念的には理解されていたにもかかわらず、なぜに実践されず糾弾を受けたのかをこそ厳しく問い返さなければならない。それは政治決戦主義的なわれわれのあり方のために、プロレタリアート自己解放の不可欠の課題として、差別・抑圧との闘いを自覚的・目的意識的に位置づけ、実践することが欠落していたからにはほかならない。そしてそのことは、実はわれわれは被抑圧民族の生活とたたかい、入管体制のすさまじい現実への根底的無

理解にほかならないことを突きつけられたことではなかったのかということだ。

入管法制定攻撃をめぐる華青闘の糾弾の中に、「入管決戦の季節が過ぎれば忘れ去られてしまうのだ」という言葉がある。日本の労働者階級にとっては、「入管決戦に敗北」したとしても「実害」はないが、在日アジア人民にとって生活と存在の根底を脅かされることへの認識の欠如を厳しく指摘した発言である。例えば、同じ闘争で逮捕・投獄されたと仮定しよう。日本の労働者人民にとって、退学や懲戒免職をもたらすかもしれないが、在日アジア人民にとってそれは強制送還=処刑をもたらしかねないことなのだ。それが入管体制なのだ。

われわれは、こうした観点から、地域的・日常的たたかいを担う固有の部隊として「戦線」を形成してきたのだ。70年をたたかい抜いた若き共産主義者がこの中で配置されたのだ。

以上のことは、世界革命運動と革命的共産主義運動史上、実に画期的で価値創造的なものなのだ。被抑圧民族人民、被差別人民の存在とたたかいを、プロレタリア世界革命の決定的存在としてとらえきり、帝国主義打倒のプロレタリア革命と民族解放・革命戦争の世界史的結合・合流として確立し、それを実践し貫徹する思想的核と根拠を、7・7思想として確立したのだ。それを可能としたのは、反帝国主義・反スターリン主義の綱領的立場と3全総から3回大会を経て、11月決戦を切り開いた革共同のたたかいである。現にわれわれは、「7・7」を、綱領的次元においても、3回大会に次ぐ前進を切り開いたものと確認してきたのだ。華青闘の糾弾をいやいや認めたなどといったものではないのだ。

〔IV〕 7・7思想の現代的発展のために

今や帝国主義は労働者階級を生かしておくことができず、しかも世界戦争と侵略戦争によってしか延命できなくなっている。この革命情勢の切迫のもとで、世界プロレタリア革命を準備するために、戦争と改憲、民営化と労組破壊とたたかい、労働者階級の中に深く根を張り、労働運動、労働組合運動の先頭に立つことが求められている。党の「諸戦線」は、このたたかいを支え、その路線の物質化の先頭に立つことが問われている。そのうえで、7・7思想を発展的に継承した「諸戦線」の新しいあり方を豊かに創造するために、革命的自己変革を遂げ、「党の革命」を断固として継続・発展させなければならない。

今、戦争と恐慌への突入情勢の中で、差別・排外主義がかつてなく高まっている。拉致問題で排外主義の弁を開き、一挙に改憲にまでもっていかうとする攻撃は、小泉・安倍・福田—奥田・御手洗と、労働者階級に対する階級絶滅攻撃として継続・激

化しているのだ。在日朝鮮人民の民族的団結体としての朝鮮総連への弾圧に対する断固たる抗議のたたかい。沖縄戦の「軍による集団自決の強制」を抹殺する教科書に対する沖縄人民の巨大な怒りの爆発と12万の決起。「障害者」の地域自立生活を奪い存在すら抹殺する自立支援法の撤廃を求める巨万の決起—排外主義と差別・抑圧に対する怒りと糾弾は、被差別・被抑圧人民の中に強烈に渦巻いている。それにプロレタリアート自身が共感し、自らの課題として決起する条件が圧倒的に形成されている。格差社会の極限的進行と戦争と侵略への労働者階級の生きんがための決起と、被差別・被抑圧人民の怒りと糾弾が爆発的に結合して激しく爆発する情勢を迎えようとしている。この闘いの先頭に立つことができない党の現状は何としても変革しなければならない。

その重要な一環として、被差別・被抑圧人民の決起論、組織論を深化・発展させなくてはならないのだ。このような努力を、「階級的労働運動路線」の名の下で否定したり、軽視することは、「階級的労働運動路線」を狭くすることにほかならないのだ。労働者自己解放の立場は、被差別・被抑圧人民や農民などの帝国主義とのたたかいは断固として支持するものであり、彼らが独自の立場から決起することを、プロレタリアートの決起への援助と受け止め、そのたたかいを促進し、ともに担い、「兄弟的」同盟関係を形成して闘うのだ。

ムスリム人民をはじめ、被抑圧民族人民は、こんにち、古典的帝国主義を超える過酷な状況に置かれている。おしなべて被差別・被抑圧人民はすさまじい非人間的現実を強制されている。彼らが、自らの人間的要求を掲げ、即時の解放を求めて決起してくることは当然のことだ。その時、「革命は労働者が行い、労働者が解放された後、被差別・被抑圧人民の解放が取り上げられる」とか、「被差別・被抑圧人民の解放はプロレタリア革命の課題ではない」などと言うならば、それは差別・抑圧への根本的無自覚であり、マルクス主義の完全な否定である。

資本主義・帝国主義の下で基軸となる社会的生産のすべてを担いながら、賃金奴隷として搾取・抑圧されている労働者階級こそ、最後まで革命的階級であり、真の解放主体である。差別・抑圧と闘うことは、プロレタリアートがブルジョアジーを打倒し、階級社会そのものの廃絶をめざす自らの独裁能力を獲得し、全人民の指導的階級として自らを形成するために不可欠なたたかいである。「労働者の自己解放がすべてである」として、決起している被差別・被抑圧人民の差別・抑圧への怒りを否定し、これを抑制するためにマルクス主義や労働者自己解放論を持ち出すことがあってはならない。被差別・被抑圧人民の決起を運動としても発展させ、労働運動・労働組合運動と連帯・合流できるように指導できないとすれば、そのような党は革

命を担うことはできないのだ。

9・11以降の現代世界の変容(帝国主義支配、階級支配の構造、恒常的対テロ戦争国家化)に踏まえた、新たな7・7論の確立をめざして闘わなければならない。これは、74—75年恐慌以降の現代世界において、80年代中期のレーガン・サッチャー・中曽根反動後、ソ連崩壊と総評解散後、95年日本経団連プロジェクト報告(9割の労働者の非正規化と外国人・高齢者・障害者・女性の差別的動員)後に比して、7・7論的に階級支配構造的、革命論的に、より深刻な変化をもたらしている。何よりも、民族解放闘争が帝国主義本国に直接持ち込まれ、革命的内乱として発展しているからだ。背後にある帝国主義による侵略と植民地支配化。民族的尊厳の蹂躪と搾取・抑圧の強化。帝国主義本国への強制連行的流入。新自由主義と格差社会の階級関係にがっちり組み込まれたあり方の強制……。

とりわけ、21世紀革命はムスリム人民の闘い抜きには決してありえないのだ。7月テーゼでは、そのことが一言も論じられていない。世界革命における民族解放闘争がまったく位置づいていないことと関連して、これは革共同が世界革命の党に飛躍していくカギを放棄するに等しいことなのだ。

9・11以降、恒常的な「反テロ戦争」はアメリカ社会を激変させた。大統領権限の異常な肥大化、本土安全保障省の設置、「反テロリズム法」にもとづく盗聴・密告の「監視社会化」、「知る権利」の制限、非米国人の「不法戦闘員」を裁く特別軍事法廷の設置、恣意的な予防拘禁、グアンタナモ基地への「捕虜」の幽閉、空港の特別検査や厳重な出入国管理、イスラム教徒に対する攻撃・暴行などのヘイトクライム(憎悪による差別犯罪)の頻発などだ。

これと一体で進行してきたレーガン軍拡と新自由主義政策(市場原理、規制緩和、民営化、戦争、金持ち減税など)の結果、米国内の社会的格差は圧倒的に広がった。人口3億人の米国の中で、金持ちと中産階級(両極分解で消滅しつつある)は私的保険、高齢者と貧困層は公的保険だが、「中途半端な貧困層」4700万人は健康保険がない状態に追いやられているのだ。

また、日帝・ブルジョアジーの「雇用政策」は、今年2007年度版の日本経団連『経営労働政策委員会報告』においても、「多様な働き方」と称して、女性・高齢者・障害者・外国人の「活用」を挙げている。これは、95年日経連プロジェクト報告・『新時代の「日本の経営」』で、労働者を「長期蓄積能力活用型」「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」の3類型に分け、圧倒的多数の労働者を、不安定・非正規・使い捨て型雇用に陥れる方針を打ち出して以降、一貫して主張し、追求してきたことである。

日本のブルジョアジーは、もはや労働者を生かしておくことができず、徹底的に

搾取し、団結を破壊することによってしか自ら延命できなくなっている。多様な労働力の「活用」とは、上記のように、性・年齢・「障害」の有無、国籍によって労働者を差別・分断し、団結を破壊するものだ。そして何よりも、排外主義・愛国主義で戦争に動員することによって、国内階級支配を維持するためなのだ。

74・75年恐慌以降の労働者間の格差の拡大、とくに95年以降の格差拡大によって、すでに非正規雇用の比率は38%にまで達している。2000万人といわれるロスト・ゼネレーション、若者の膨大な層を見よ。

いまや革命的爆発が不可避となっているこれら階級の現実の中で、被差別・被抑圧人民の決起とその解放課題が切迫しているときに、7月テーゼは、次のような各戦線の個別的具体的闘争について、まったく興味も関心もなく、一言の言及すらしようとししないのだ。

入管闘争については、対北朝鮮排外主義と朝鮮総連弾圧。滞日外国人に対する強制送還と収容所をめぐる闘い。日帝の戦争責任を追及する闘いなど。

部落解放闘争をめぐるのは、部落解放運動つぶしの大攻撃と住宅闘争。狭山闘争など。

女性解放闘争をめぐるのは、関西の大衆的統一戦線など女性労働者の組織化をめぐる堅忍不拔の闘い。

沖縄闘争をめぐるのは、教科書歪曲弾劾闘争の歴史的爆発や辺野古の闘い。在本土沖縄戦線の闘いなど。

「障害者」解放闘争をめぐるのは、自立支援法撤廃の大闘争の爆発など。

反軍闘争については、PACIII配備反対の闘いなど。

そして、結論である6章、7章にさえ、「新しい7・7思想」にもとづいて具体的にどう闘うのかがまったく書かれていない。ただただ、「血債主義」「糾弾主義」「戦線主義」の問題をあげつらい、克服・打倒しなければならない傾向・主義・路線について書いてあるだけに過ぎない。

このように、自ら革命のための積極的主張、具体的闘いへの熱意も方針もないものが果たして革共同のテーゼたりうるのであろうか。まずこの点から問題を明らかにしていかなければならない。そして、「血債主義」「糾弾主義」「戦線主義」批判を核的結論とした7月テーゼが、革共同をいかに変質させるものであるかを、最後に具体的に検証していきたい。

〔V〕 7・7思想の変質—純粋プロレタリア革命論と2段階革命論

もともと7月テーゼの筆者の7・7論は、道徳的血債論と経済主義的純プロレタ

リア革命論の接ぎ木で、いつでも片方を切り捨てる構造になっている。その上で今回の7月テーゼは、筆者が、プロレタリア革命とマルクス主義の背教者に転落した決定的メルクマールをなしているのだ。

何よりも筆者は、7・7思想を党と革命にとって死活的課題とは考えていないことだ。7月テーゼは、そもそもどういう政治的意図で書いたのであろうか。7・7思想を深化する立場で書いたのか。そんな痕跡すらどこにも見えない。被差別・被抑圧人民とともに革命をやるうという気持ちがまったく表れていない。党全体が、帝国主義抑圧民族の党として格闘するという91年5月テーゼの立場さえも否定している。むしろ、この間の党の変質を7・7論で完成させようとしているのだ。その思想的根拠は、純粋プロレタリア革命論にある。

純粋プロレタリア革命論とは何か？ それについてレーニンは次のように言っている。

「植民地およびヨーロッパにおける弱小民族の反乱をぬきにし、あらゆる偏見をもっている小ブルジョアジーの一部がまきおこす革命的爆発をぬきにし、また地主的・教会的・君主制的・民族的等々の抑圧にたいする意識の低いプロレタリアならびに半プロレタリア大衆(被差別・被抑圧人民と読め！ただし「意識の低い」は余計である)の運動をぬきにして、社会革命が考えられると思うならば、それは社会革命を拒否することを意味する……。こういう考え方からゆけば、一つの部隊がある場所に整列して、『われわれは社会主義に賛成だ』と言い、他の部隊は他の場所に整列して『帝国主義に賛成だ』と言え—それが社会革命だということになる！アイルランドの反乱(1916年3月のイースター蜂起を指す)を盲動(ママ)と罵倒するのは、ただこういう術学的なこっけい千wan見地からだけ考えられることであつた。『純粋の』社会革命を期待する人は、決して革命にめぐりあえないだろう。そういう人は、真の革命を理解しない口さきだけの革命家だ。」(「自決にかんする討論の決算」1916年7月執筆)

90年代においてすでに、このような純粋プロレタリア革命論の裏返しとして、被差別・被抑圧人民の解放をプロレタリア革命の課題から排除する2段階革命論が、わが党の内で一部指導部によって主張されてきた。今回の7月テーゼはそれを完成させるものなのだ。ではなぜ、純粋プロレタリア革命論=歪小・歪曲された「プロレタリア自己解放」論は間違っているのであろうか。

それは第1に、党や階級の内向きの観点しかないことだ。したがって、党としての闘いと党のための闘いの弁証法的統一の観点が欠落し、結果的には党否定の解党主義につながっていくのだ。「団結の究極の拡大が革命である」などという内向き

の団結論がその典型だ。

第2に、権力・資本との対決、および他の階級・階層や、自らの階級内部の差別・分断にはまったく目が向かないのだ。その結果として、7・7思想の意識的放棄に帰結するのだ。

第3に、歴史的には、創生期のロシアのマルクス主義的労働運動において、経済主義者が「労働者階級自己解放団」を名乗ったのにたいして、レーニンは「労働者階級解放闘争同盟」を結成して闘ったことに表されているように、「労働者自己解放」を異常に強調するのは、逆に労働者階級を無力な存在と考える小ブル・インテリの本性なのだ。

ところで、「純粋プロレタリア革命論」の反革命的先行者はカクマルだ。故本多同志は、カクマルが、「ロシア革命=後進国革命」と規定し、帝国主義国におけるプロレタリア革命であることを否定したことに對して、ロシア資本主義の金融資本主義的な形成が、民族=植民地問題と農業=農民問題という2つの課題をロシア・プロレタリア革命とその前衛党の指導のもとに達成される課題としたことを明確にし、革命的前衛党は、農民や被抑圧民族の人民の闘いが独自の革命的発展をとげることを積極的に促進し、その勝利のために重大な努力をはらうとともに、このような闘争の究極の勝利が、プロレタリアートの革命的独裁権力を樹立することによって切り開かれることを、同時に明らかにしたのだ。(『本多延嘉著作選第一巻』p15-16)

また本多同志は、カクマルが、帝国主義による民族抑圧の現実を擁護し、現代プロレタリア革命における民族=植民地問題を抹殺していること、またプロレタリア革命と民族解放闘争との結合を否定していることを弾劾して、民族解放闘争に関する5つの戦略的視点を提起している。帝国主義の民族排外主義との闘争において最も重要な視点は、「支配的な民族による他民族の抑圧と、それにたいする被抑圧民族の人民の民族解放の闘いは、プロレタリアート自身の問題であり、マルクス主義の一貫した主要なテーマのひとつ」(前掲書p33-34)であるとしたことだ。そこで本多同志は、アイルランド問題についての、「他民族を抑圧する民族は、けっして自由ではありえない」というエンゲルスの名言を次のように引用している。(なお、マルクス・エンゲルスのアイルランド問題への言及は、レーニンの民族問題論と帝国主義論の基礎となっている)。

「僕が何年もアイルランド問題を調べてきてえた結論は、イギリスの支配階級にたいする決定的な打撃(また、それは全世界の労働運動にとって決定的)は、イング

ランドではなくて、アイルランドでしか加えることは出来ないということです」(イギリスは、資本の中心であり、いままでのところ世界市場を支配している強国であるので、さしあたり労働者革命にとっては最も重要な国であり、しかもこの革命の物質的条件がある成熟度まで発展している、唯一の国だ。イギリスにおける社会革命の促進は、だから国際労働者協会の最も重要な対象だ。これを促進する唯一の手段、それはアイルランドを独立させることだ。だから『インタナショナル』の任務は、いたるところでイングランドとアイルランドの紛争を前面に押し出すこと、いたるところで公然とアイルランドに味方することだ。ロンドンの中央評議会の特殊な任務は、アイルランドの民族的解放がイングランドの労働者階級にとって、抽象的な正義とか人道主義的感情の問題ではなくて、彼ら自身の社会的解放の第1条件であるという意識を、イングランド労働者階級の心のうちに呼びさますことだ。)(マルクスからジークフリート・マイヤーおよびアウグスト・フォークト(在ニューヨーク)への手紙 1870年4月9日)

マルクスの偉大な点は、アイルランドの民族解放をイギリス労働者階級自身の課題として提起している点である。そのために、排外主義の克服を重視し、植民地民族の民族解放・革命戦争を断固として支持し、それがプロレタリア世界革命に重要な寄与をなすことを明確にしたことだ。7月テーゼの筆者なら言うであろうような、帝国主義国のプロレタリアートにたいする絶望からこのような発言をおこなっているのでは断じてない。

本多同志の重大な提起のつづきを見てみよう。「プロレタリアートは、自己解放をとおして人間全体の解放をかちとり、また、人間全体の解放を条件として自己を解放する共産主義的な観点にたつて」闘うべき存在だと述べている。要するに、「プロレタリアートは、自分たちの直接の、狭い職業的な利害をもってプロレタリアートの真の階級的利害にかえるべきではなく、あくまで共産主義的な究極目標をめざし、それをたたかいることを唯一の階級利害としなくてはならないのである。いいかえるならば、ブルジョアの秩序が必然的にうみだすところの民族的な抑圧=被抑圧の關係、前近代的な差別=被差別の關係の残存、資本制的な社会關係があらたにつくりだす種々の抑圧と迫害、こうした地上のいっさいの問題にたいし、労働者は、自分たちの解放のためのたたかいの一環としてとらえかえし、その廃絶のためにたたかわなくてはならないのである。)(前掲書p32-33)と提起しているのだ。

さらに、「プロレタリアートは、その特殊利害の貫徹のうちに普遍的利害を準備するともいえるのである。だが、このような歴史的な關係は、プロレタリアートの

特殊利害を、ブルジョア体制内の経済的な利益、労働組合闘争の利益と同一視する社民的思想を根拠づけるものではなく、あくまでも、プロレタリア独裁をたたきとり、それをテコとして新社会を建設していく、という世界史的過程の総体において位置づけられなくてはならないのである。(前掲書p141)とも述べている。

民族抑圧、社会的差別との闘いは、帝国主義を打倒し、プロレタリア独裁を実現したからといって自動的に解決するのではない。「プロレタリア権力の指導そのものが種々の形態をとってその母斑に影響される危険がはまれるのである。したがって、プロレタリア独裁下の権力は、民族抑圧、社会的差別とたたかう旧被抑圧民族、旧被差別人民の自己解放の歴史と現状にふかく学び、そのたたかいをプロレタリア権力の中心的な課題に強くおしおしあげていかななくてはならないのである。」(前掲書p111)と述べているのだ。

レーニン、党の官僚主義的変質と民族問題での少数民族にたいするロシア的大国主義との闘争を遂行するため、生涯最後の闘いで、つぎのような「大国主義的排外主義との闘争についての政治局への覚え書」を、1922年10月6日に書いている。

「大ロシア人的排外主義にたいして、私は生死をかけ闘いを宣言する。」(全集第33巻p385)

ところで、7・7思想を革命的共産主義運動が実践するうえで、カクマルの「ふまえ、ふみにじり」論は、もっとも批判・打倒しなければならない対象であった。それは次ぎのような主張である。

現代帝国主義は侵略や植民地体制がなくても存立しうる。

戦後植民地体制は崩壊した論=カクマル式「新植民地体制」論。

帝国主義はスターリン主義への対抗上、民族ブルジョアを育成する論。

アジア人民の民族解放闘争に敵対し、その中止を要求する。

「民族自決権を原理化し、原則化するのではなく、それにふまへのりこえて」(『解放』214号)、ついには、ベトナム人民の反米武装闘争(農民の軍事的組織化にもとづく革命戦争形態)にたいして、「軍事力学主義的おいつめ」と批判し、中止を要求した。

狭山闘争・部落解放闘争に関しても、国家権力と日本共産党の「石川=犯人」説を唱えるなど最悪の差別主義的反革命に転落した。

「石川青年は権力の犯人像に似ている」「今日、すでに部落差別はないのだ」「糾弾などといってもはじまらない」「解放同盟は自己批判したほうがよい」

カクマル「本来の戦線」論とは、大企業の労働者のみが革命的で、日本革命は大企

業の労働者の「ショウギだおしのゼネスト」によって現実的となるという反動的な社民的階級闘争観である。

(以上は『内乱期の反革命』より)

〔VI〕 19全総、6回大会の地平からさえの後退

第1に、7月テーゼは、「闘うアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱へ!」「沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒!」などの戦略的総路線にかかわるプロレタリア革命の戦略的課題を、部分的・特殊的課題に歪小化せんとしているのだ。われわれの戦略的総路線は、7・7思想の発展であり、具体化であり、革共同が世界革命の党となるカギをなすものだ。これを7月テーゼは清算しようとしているのだ。

第2に、7月テーゼは、自然発生性と意識性の概念を転換し、差別・抑圧との闘いはプロレタリアートとその党の最高の意識性を要求するとしていたのを、差別との闘いは自然発生的で、次元の低いものであるかのように言いなしている。両者の自己解放闘争を「並列的に扱ってはならない」だの、「同じ次元でとらえてはならない」ということ自体が、その存在と闘いを一段低いものと見なす以外のなにものでもない。「プロレタリア性を刻印し、強制していく」ということで、労働者に差別者になれと扇動するのか。

第3に、7月テーゼは、プロレタリア革命が諸問題を自動的に解決するかのようについて述べている。民族解放闘争にとっては「同化主義」であり、部落解放闘争にとっては「解消論」にほかならない。他の諸課題にとっても同様である。しかもそれを共産主義、マルクス主義の名でやるのだから悪質なのだ。プロレタリアートの特殊的解放が、即(「同時に」と言えば「即」の意味にしかならない)、普遍的人間解放になるとするのと同じ意味をもつ。賃労働-資本関係の廃絶だけでは階級の廃絶はもちろん、差別や民族的抑圧の廃絶にもならない。そのための条件と可能性を切り開くことに意味があるのだ。プロレタリア独裁の実現だけでは民族的抑圧が解決しないことは歴史的に証明されているし、共産主義の第1段階では女性や「障害者」の解放はまだ完全にはできないことは、『ゴータ綱領批判』を読めば明らかだ。

第4に、なぜそうなるのか?である。反スタが分かっているからである。スターリン主義とはたんにスターリン主義圏の存在や官僚的抑圧体制を指すのではない。「一国社会主義論に基づく国際共産主義運動の疎外態」と、なぜわれわれが規定しているのか。それを主体的にとらえないといけなないのだ。「反スタ」の規定は、資本主義・帝国主義と闘うプロレタリア革命党、革命運動そのものの反省規定としてある。自らもあらかじめスターリン主義的なものと無縁ではない。官僚的で抑圧的な

もの、差別的で排外主義的な汚染から解放されているわけではないことを自己反省して進むことを綱領的次元にまで明確にさせたものである。その意味では、筆者の付け焼刃の反スタは、カクマルのようにソ連圏がなくなったから、(帝国主義との闘いなどは彼らにはもともと位置づいていないから)後は、「宗教=民族紛争」が世の中の悪の根源、イスラム教を絶滅すれば現代世界の矛盾はすべて解決するかのようと言う論理と本質的に変わらないのだ。

第3点を補足しておけば、プロレタリア独裁は、民族解放の可能性をつくりだすが、民族抑圧からの真の解放のためには、なお意識的努力が必要であるということだ。レーニン、10月革命のまえにすでに次ぎのように言っている。

「資本主義を社会主義へ改組したのち、プロレタリアートは、民族的抑圧を完全に排除する可能性をつくりだす。この可能性は、住民の『共感』に応じた国境の決定や分離の完全な自由をいたるまでの民主主義をあらゆる領域で完全に実行するにあい「はじめて」——「はじめて」だ!——現実性に転化する。この地盤のうえで、逆に、ごくわずかの民族的摩擦も、ごくわずかの民族的不信も、絶対に排除することが実際におこなわれ、諸民族のすみやかな接近と融合がうまれ、国家の死滅によって完成されるのである。」

「エンゲルスは『経済上の』もの(社会主義的変革のこと)が、ひとりで、直接に、あらゆる困難をうまくかたづけるものとは、すこしも考えていない。経済的変革は、すべての民族を刺激して、社会主義にむかってすすませるが、しかし、このばあいには、革命——社会主義国家にたいする革命——も可能であれば、戦争も可能である。」

「民族的反感は、そう急速には消滅しないであろう。抑圧民族にたいする被抑圧民族の憎悪、しかもまったく至当な憎悪は、しばらくは残るであろう。それは社会主義革命の勝利ののちに、そして諸民族のあいだの民主主義的な関係が決定的に設定されたのちに、はじめて消失するであろう。」

(「自決にかんする討論の決算」1916年7月執筆)

では次に、7月テーゼそのものの検証へと移っていきいたい。

〔VII〕 7月テーゼ各章の批判

第1章の問題点

まず、7月テーゼは、6,7章が問題で、それ以外は問題がないという理解はとんでもないということである。第1章だけをとってみてもつぎのような問題がある。

世界戦争が単純に帝国主義の(経済的)争闘から起こるという理解が下敷きに

なっている点である。帝国主義の国内階級支配の破綻を対外的に転化する、そのために排外主義と差別主義を煽り立て、プロレタリアートの階級性を解体することによって初めて帝国主義間戦争、侵略戦争は発現する。対外侵略と国内階級戦争の関係もたんに並立の関係ではないのだ。これは、反戦・反軍闘争にとって重要な観点である。

改憲・プロレタリア革命決戦の叙述が、すさまじく客観主義的で待機主義である。内乱・内戦、テロ合戦、職場闘争と蜂起的街頭闘争の錯綜した展開が今日にも明日にも始まるという緊張感がまったくない。

「06年3・14党の革命」の中身をまったく展開していない。どのような党のあり方に労働者党員がノーを突きつけたのか、なぜ彼らが命がけで蜂起したのか、まったく分からないのである。「党の革命」否定のための「階級指導部建設」論という解党主義・召還主義に掉さすものである。「労働運動研究9月号」に至っては、「『党の革命』にもかかわらず党が階級的労働運動路線で前進している」と、「党の革命」を文字通り否定の対象と位置づけているのである。

与田らが、5月テーゼの実践を拒否して、7・7思想を血債主義と糾弾主義に歪めてきたというのも正しくない。ましてや与田の影響で党の戦線が歪んできた、いや被差別出身の党員はすべて歪んでいるといったとらえかたは論外である。7・7思想を正しく位置づけ指導できない指導部のあり方、それを与田らに丸投げしてきた中央指導部の責任こそ明確にすべきなのだ。「自らの内なる体制内労働運動の打倒」「われわれの存在自身が抑圧になっている」(天田書記長の発言)という言い方そのものが、「血債主義」の対象を、被差別・被抑圧人民から労働者に移しかえただけではないか。信仰の対象が、被差別・被抑圧人民から労働者にかわっただけで、要するに小ブル的他者依存で、階級の先進闘士としての革命的前衛党の立場などどこにもない。「自立した共産主義者」論を必死になって否定するのも、もっともなことである。

第2章の問題点

「資本主義以前の階級社会が生み出し資本主義のもので再生産されてきたあらゆる反人民的な差別的・抑圧的諸関係」と言っているのは、差別的・抑圧的なものを、資本主義以前の残り滓のようなものとして理解するという根本的間違いを含んでいる。部落差別のような身分的差別も後期封建社会である徳川幕藩体制下のその単純な延長でも、残存物でもありえないのだ。このような理解こそ、2段階革命論により、差別・抑圧問題を、プロレタリア革命の正面課題から排除するものになっ

ているのだ。

「労働者階級の特殊な階級的解放が、同時に(即という意味)、全人間の普遍的な解放である」(7月テーゼ第2章)、などということ、しかもそれを、本多同志が『レーニン主義の継承か、レーニン主義の解体か』で言っているというのは、完全なでっちあげである。本多同志はむしろ、プロレタリアートは、普遍的な人間解放を革命の目標として最初から目指さなければならないこと、賃労働・資本関係の廃絶という特殊な利害・特殊な解放に自己限定してはならないことを強調しているのだ。労働者階級が特殊な利害の追求、特殊な解放にとどまる限り、その延長上に普遍的な人間解放などありえないのだ。それは労働者階級の革命性や指導性を解体するものになるのだ。革共同の新規約に「階級的解放は同時にあらゆる人間の抑圧・差別からの解放、すなわち普遍的・全面的解放として実現される」と書いてある。しかし、この文章にはその前に、「共産主義社会の実現こそは、労働者自己解放のたまたかの最後の到達点である」という文章が冒頭にあって、「この階級的解放は…」とつづくのだ。共産主義の実現としての階級的解放が、「普遍的・全面的解放」であるのは当然である。労働者が特殊な解放をめざして闘えば、自動的に普遍的解放になるという意味では決してないのだ。

プロレタリアートの解放なしに被差別・被抑圧人民の解放はないこと(これはプロレタリア革命の客体構造について『経済学・哲学草稿』で明らかにされた点である)のみを強調し、それとは逆に、被差別・被抑圧人民の解放なしにプロレタリアートの解放はないこと(これは『ヘーゲル法哲学批判』で明らかにされるプロレタリア独裁とプロレタリア革命の主体的推進の論理)を無視しているのだ。とくに7月テーゼ第2章の最後の部分では、諸階級・諸階層の人民の「階級移行」なるデタラメな提起を行っている。階級概念と差別・抑圧概念のマルクス主義的把握ができていないのだ。また差別・抑圧問題が労働者階級自身の問題であることに自覚がないのだ。結果として、あらかじめ被差別・被抑圧人民をプロレタリアートとは別のものとして(被抑圧民族の農民や「重度身体障害者」のように「階級」からさえ排除されている存在がいる現実にあぐらをかいて言っている)、自らに「一体化せよ」とか「階級移行せよ」などと説くことがいかに許されないか、考えるべきである。圧倒的な被差別・被抑圧人民が階級的にはプロレタリアートであること一つをとってもこのような論理はなりたたない。強引にそれを通用させようとするために、女性は労働者であっても被差別・被抑圧人民ではないという暴論さえ主張されている。仁村論文を部落青年戦闘同志会の指導部におしつけたときに、「部落民は労働者ではないことを認める」という「指導」が、某中央指導部によっておこなわれたのと同根の

誤りである。

以上の点を、党内の戦線担当者に関して言っているのだという弁解は止めたほうがいい。党内でしか通用しない(本当はそこでさえ通用などしていないのだが)論理を、『前進』で述べることにしんがとんでもないことなのだ。

第3章の問題点

被差別・被抑圧人民を獲得と連帯の対象としかとらえていないことだ。1か所だけ「ともにプロレタリア革命を担う解放主体」という表現が出てくるが、そのすぐあとで、「援軍として獲得していく」と述べている。どこまでも、被差別・被抑圧人民を世界革命の主体と認めていないのだ。「自己解放の主体」という言葉を避けるために、わざわざ苦心して「解放主体」などというあいまいな言葉を捏造することなど許されるものではない。

また第3章では、これが「資本主義以前の社会から引き継いできた反動的要素」として、差別・抑圧じしん、ひいては被差別・被抑圧人民じしんを「反動的」ととらえかねない言い方をしている。とんでもない差別ではないか。

第4章の問題点

11月日米韓連帯集会和動労千葉労働運動に7・7思想がすべて体现されているかのようにいう大国主義的傲慢さは、世界革命の党としての革共同の思想的解体であり、7・7思想の切り捨てである。「抑圧民族と被抑圧民族の区別」は、「抑圧民族の労働者階級と被抑圧民族の労働者階級の区別」にまで論理を発展させないとレーニン主義的水準に達しない。労働者が「本質的に単一の階級」であることをどれだけ確認しても、帝国主義下の闘いは一步も前進しないのだ。

レーニンは、「マルクス主義の漫画および『帝国主義的経済主義』について」(1916年8~10月執筆)において、つぎのように述べている。

「抑圧民族の労働者の現実の地位と、被抑圧民族の労働者のそれとは、民族問題の見地からみて一様なものかどうか?

いや、一様ではない。

経済上の相違——抑圧国の労働者階級の一部は、抑圧民族のブルジョアがつねに被抑圧民族の労働者からむごい搾取をして手にいれる超過利潤のおこぼれをもらう、そのうえ、経済的資料によると、『職長』に進級する割合、すなわち労働者階級の貴族に出世する割合が、被抑圧民族出身の労働者よりも抑圧民族労働者のほうがより大きいことをものがたっている。抑圧民族の労働者は、被抑圧民族の労働者

(および住民大衆)を略奪するうえで、ある程度まで、自国ブルジョアジーの助力者である。

政治上の相違——抑圧民族の労働者は、被抑圧民族の労働者にくらべて、政治生活のいくたの領域で特権的地位をしめている。

思想上または精神上の相違——抑圧民族の労働者はつねに、学校でも、実生活上でも、被抑圧民族の労働者を軽蔑または軽視する精神で教育されている。たとえば、大ロシア人のあいだで教育され、もしくは生活してきた、すべての大ロシア人は、これを経験してきた。」

この立場からレーニンは、「インタナショナルの一元的行動」という空文句を弾劾し、「實際上抑圧民族に属するものと被抑圧民族に属するものとに分裂している労働者からなりたつインタナショナルの行動が統一的であるためには」として、抑圧民族のプロレタリアートには、自国によって抑圧されている植民地および諸民族の政治的分離の自由を宣伝しなければならない。同時に、被抑圧民族のプロレタリアートは、「抑圧民族の労働者と被抑圧民族の労働者との完全な無条件的統一を強調し、それを実現しなければならない」と述べている(『社会主義革命と民族自決権』1916年1-2月に執筆)。この義務を果たさないと、7・7思想の前進などと言ってはならないのだ。

第5章の問題点

70年7・7自己批判を論じるとき、差別する側の自己解放の課題として、被差別・被抑圧人民の存在と闘いについて、観念的確認ではなく、分かっている自分たち自らをいかにして自覚するのか?が厳しく問われたのだ。無理解であることを自覚することは決して簡単ではない。そのためには、日常的に被差別・被抑圧人民がおかれている現実を深く知ることが必要なのだ。これが「存在と闘いに学ぶ」ことの実体である。また言葉ではなく実践的に連帯し、支援することでもある。

その意味で、日本の労働者階級が帝国主義的民族排外主義に屈服を重ねてきたことを、すべて社会民主主義とスターリン主義の指導の責任に解消することは、反スターリン主義・革命的共産主義運動の主体的成立根拠をあいまいにするものでしかない。レーニンの「償い」に関して、問われているのはまさに党なのだ。労働者階級は国際的に単一の階級であることをいくら確認しても、「7・7自己批判の立場」を一步も深めることにはならない。「『血債』という言葉を使うと血債主義になるから『償い』に言い換えた」(天田書記長発言)などというのは噴飯ものである。「血債」や「償い」を階級的課題としてではなく、たんなる「言葉」としてしかとらえてい

ないからこういった発言が出てくるのだ。

5章の最後のところでも、帝国主義戦争を内乱に転化するためのカギが、「革命的祖国敗北主義」にもとづく闘いとされずに、ただ一般的に「階級性を貫徹すること」と書いてある。「連帯」も「償い」もないのだ。「血債」「償い」がもっとも問われる帝国主義戦争、侵略戦争で、超一般的な「階級性の貫徹」とは一体なんということだ。プロレタリアートが、とくに帝国主義の世界では、抑圧と差別によって分断されており、「単一の階級としての本質」をとりもどすためには、とくに差別し、抑圧する側のプロレタリアートの側の意識的努力が必要であることがすっぱりぬけているから、こういったエセ・マルクス主義が登場するのだ。逆に、どんな闘いについても「階級性を貫徹する」とは協会派でも、カウツキーでも言うことではないのか。

第6章の問題点

「被差別・被抑圧人民の闘いと労働者階級の自己解放闘争を並列的に扱」ってはないと、あらかじめ両者を実体的に分断したうえで、「労働者階級の闘いは、むしろすべてのものにプロレタリア性を刻印し、強制していくことを求める」と、およそ階級の「兄弟」としてともに世界革命を担うということからかけ離れたいい方をしている。「被差別・被抑圧人民の闘いが発展すればおのずからプロレタリア革命になる」とか、「現実の労働者は差別と排外主義にまみれており、これを徹底的に糾弾して正さないと革命の主体として目覚めることはできない」(これが「糾弾主義」であるという)、「差別なき社会の建設という空想を追いつめていく」、などと、およそ誰も主張していない影法師を振り回すことなど、決して許されるものではない。

差別との闘いの意義や被差別・被抑圧人民の糾弾のすばらしさを一言も論じないで、「糾弾主義」批判なるものを行うことは、差別糾弾闘争にたいする恐怖と否定以外の何物でもない。国家権力こそが糾弾闘争の圧殺に必死になっているときに、差別と迫害への人間的怒りを「自然発生的怒り」などと蔑視し、プロレタリア革命なしに被差別・被抑圧人民の解放はないことを自覚せよなどと説教を垂れることこそ、被差別・被抑圧人民の解放運動を否定する、許されざる居直りなのだ。

それは7・7思想の否定と解消を図るものにほかならない。そのために、「糾弾だけで労働者を階級に形成できる」などと、だれも主張していないことをもちだすのだ。ところが逆に、「労働者階級は、資本と闘えば自動的に差別を克服できる」というのだ。共産党やカクマルの「労働者=差別しない」論がそれである。ここで筆者はそれと同じ立場に立っているのではないのか。労働者があらかじめ差別から自由

であるならば、資本・権力との闘いで、差別・分断を打ち破って、団結形成の努力をすることすら必要がないではないか。労働者が闘うことによって変わることができる階級であるという場合も、「学ぶ」という契機をぬきにしてはありえないのだ。

現実には、労働者階級が資本との闘いで階級的団結を形成するためにも差別・抑圧との闘いは不可欠なのだ。なぜなら、資本・権力の団結破壊は、かならず差別・分断をとおして行われるからだ。正規・非正規や職種・職能による分断じたいが、あらゆる社会的差別を動員して行われているのだ。外国人労働者、アジア人労働者、滞日労働者が、大量に同じ職場で働いている(日本はもちろん、中国などの現地地)なかで、労働条件をめぐる闘争じたいが、学び、ともに闘うことをとおして団結が形成されていくのだ。差別、排外主義と必死で闘わなければ労働組合はなりたたない。資本との闘いと排外主義との闘いを分けて(こちらから分断して)、闘えるはずがないのだ。朝鮮総連にたいする大弾圧に、関生や港合同が、朝鮮総連の呼びかけるデモに大挙して決起したことを考えても、差別・排外主義との闘いと資本との闘いを分断して、どちらが上か、どちらが優先されるべきかを論じることの間違いは明らかなのだ。

この章でまた重要なことは、被差別・被抑圧人民を「解放闘争の主体」と認めても、自己解放の主体とは認めていないことだ。「7.7」の原点そのものを否定しているのだ。労働者階級の自己解放闘争と「並列的に扱ってはならない」とか、「同じ次元でとらえることはできない」ということばかり強調しても、両者の各々の位置づけと相互の関係を積極的に提起しない限り、被差別・被抑圧人民の闘いを一方的に排除することにしかならないではないか。

「諸戦線の共産主義者」といって、現実の被差別・被抑圧人民の解放運動について言及しないのはなぜなのか? 「階級的労働運動路線」の名のもとに差別・抑圧との闘いの戦線を解消する意図があるからこそ、「部落民としての自覚」を出発点とすることを否定して、いっさいをプロレタリアとしての階級意識から出発せよなどということが出来るのだ。部落民的自覚を否定することから始める部落解放闘争などでは1人の部落民も獲得できるものではない。圧倒的に労働運動からも排除されている部落民労働者が決起するや、君たちの運動は次元が低いからまずプロレタリアートとして階級意識を形成してから出発せよ、というのか。

われわれは、ロシア革命の勝利を指導したレーニンが、被抑圧民族出身の共産主義者たちとの論議における態度を、深くとらえ返さなければならない。帝国主義ロシアを打倒した1917年ロシア革命は、被抑圧民族人民の民族解放闘争に巨大な衝撃を与え、その先進的部分は続々と共産主義運動に合流し、コミンテルンに結集し

ていった。こうした中での有名な論争が、レーニンとインド出身の共産主義者のロイとの論争であり、ムスリム出身の共産主義者のスルタンガリエフとの論争である。レーニンは、こうした被抑圧民族の共産主義者が、ロシア革命勝利に民族解放の大きな希望を膨らませ、そして共産主義に対する確信を深めつつあることをとらえるとともに、しかしなお、被抑圧民族出身の彼らが、抑圧民族出身の共産主義者とその党への不信感を全面的に拭い得ていない現実を厳しく直視し、いかに彼らとの信頼関係を形成するのかに最大限の問題意識を注いだ議論を行っていったのだ。

7月テーゼが言うような、「被差別・被抑圧人民の存在と闘いを労働者階級の闘いと並列して、両者の『合流』として革命を考えることは間違いである。逆に労働者階級の闘いは、むしろすべてのものにプロレタリア性を刻印し、強制していくことを求める」などという傲慢・不遜な態度を取らなかったのだ。

逆に、7月テーゼのような立場を取ったのがまさにスターリンである。スターリンの主張した「自治化計画」をめぐるいわゆる「グルジア問題」について、スターリンらは、「グルジア中央委員たちの民族主義的傾向は『焼き印でもって』消し去らねばならない」と公言し強行した。まさに7月テーゼが言うように、「刻印し強制」したのだ。

第7章および結論について

単一党が形成できず、連合戦線党になっていたという問題を、「戦線の歪み」を理由にすることなど許せるものではない。与田を許してきた党中央の責任を徹底的に明らかにすることによってしか、連合戦線党、というよりむしろ「私党連合化」していた革共同の革命党としての再生はできないのだ。

戦線の地区移行の論議を豊かに発展的に行うために、昨年以來の討論で、つぎの4点を全党的に確認してきている。それをなぜここで再確認しないのか。戦線は歪んでいるから、解体して地区に移行するという誤った理解がなぜ克服されないのか。7・7思想の今日的発展のためには不可欠なことなのだ。そこで確認してきたことは、

地区への移行は行政的ではなく、当該戦線と当該同志との一致にもとづいて実施すること。

フェーズⅠ、フェーズⅡを経て、90年代以降、30数年にわたって、戦線を独自に維持して、7・7思想を堅持、発展させてきた特殊であり、かつ長期にわたるあり方を全面的に総括すること。とくに党全体、党中央の側からの総括が求められる。

各戦線の全国指導を保障すること。それには全メンバーをばらばらに地区に編入しては不可能である。大衆組織の中央指導、全国闘争を担う体制、中央委員会の指導、および常任体制などを考慮する必要がある。

地区党自身の変革が決定的に必要である。階級的一斉蜂起にむけ、全階級の課題を担うことができること、とくに7・7思想を体現して、地域の労働組合、大衆組織と結合して、地域日常闘争を闘う体制づくりが重要である。

以上の4点である。

全章を通じて、労働者階級と被差別・被抑圧人民とを相容れない区別すべき存在としていることが問題である。「労働者階級である私と被差別・被抑圧人民であるあなた」というある中央指導部の同志の言い方がまさにそれである。たとえばアメリカの労働者階級を措定するとき、白人だけでなく、黒人もヒスパニックもアジア人も、つまり民族問題を階級の課題としない限り団結はできないのだ。被差別・被抑圧人民と労働者階級の区別のみを強調するあり方は、帝国主義国では日本でのみ成立してきた極反動の「単一民族の思想」の産物ではないのか。3国連帯を考える場合、アメリカの労働者が、この民族問題とどのように格闘して、のりこえて結集してきているかを、われわれは真剣に考えなければならないのだ。また民主労総が資本と闘うから革命主体で、反日反米闘争を闘ったら革命主体でなくなるのか。少し考えればこの主張の自己矛盾と破産が分かるはずである。

〔Ⅷ〕 7月テーゼは何を生み出したのか

7月テーゼは、わが党の路線の核心を貫いてきた7・7思想の歪曲であるとか、変質であるとかの次元だけで決してとらえることはできない。なぜなら、こうしたテーゼは、わが党の中で物質化し実践として発動されるからだ。それは一体何をもたらすのか。結論から言えば、わが党の差別主義集団への転落である。そして今、わが党はそこに転落するのかどうかの岐路に立たされている。

7月テーゼの発表後、すさまじい差別暴言、排外主義暴言が党内から吹き出している。その一例をあげれば次のようなものだ。

「『障害者』・患者のためにとか、ともにとかは、これまでの労働組合のあり方だ。作業所は『障害者』の場ではない。労働者の労働現場だ。労働者の権利をいかに勝ち取るのか」

「差別・抑圧問題は重い課題とこれまで考えていたが、皆で明るく仲良く楽しくやればよい」

あげくの果ては、「7月テーゼでもまだ問題がある。7月テーゼでも3回も、『日本の労働者階級は侵略戦争に屈服し』という文言が出てくる。こんなことを書くから、『日本の労働者はだめだ』という意識が生まれてくる」

これはまさに、「つくる会」の思想と瓜二つではないか。「つくる会」派は、「歴史教科書に加害の歴史を書くから日本民族の誇りを失わせた」と主張している。これと一体どこがどう違うのか。「日本民族」が「日本の労働者階級」に言葉を換えたに過ぎない。

そしてついに、広島において重大な部落差別事件が党内において発生した。しかもことあるうに、わが革共同の内部から起こったのである。全党員がこの差別事件と向き合い、共産主義者としての自己をかけて自己批判的にとらえ返さなければならない。しかるにわが党中央はこれを、「差別事件ではない。路線論争だ」「党内手続きこそ問題」と開き直っている。党中央は、起こっている事実を全党員に明らかにする責任がある。7月テーゼをめぐる議論の中で起こったことだから路線論争だと言い張るのか。「部落民としての自覚を置くのではなく共産主義者として自覚せよ」と強制することじしんがすさまじい部落差別にほかならないではないか。広島における差別事件は、7月テーゼの必然的帰結である。まさに7月テーゼじしんが差別論文にほかならないのだ。

〔Ⅸ〕 なぜ、今、この時期に、7月テーゼを出したのか？

ではなぜ今この時期に、こうした領域にかかわる新たなテーゼを出す必要があったのであろうか。それは、「階級的労働運動路線」と深くかかわっているのだ。わが党の今日までの戦略的総路線であった、「たたかうアジア人民と連帯して、日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ!」「沖縄奪還、安保粉碎・日帝打倒!」をなし崩し的に亡きものにし、それにかわる路線として、「動労千葉労働運動への特化」を核心とする「階級的労働運動路線」へと全党を組織していくためである。

その場合、これまでの7・7思想をいきなり全否定することは党の変質を満天下にさらすことになり、また7・7思想を重大な思想的確信としてあの内戦をもたたい抜いてきた労働者党員からすぐさま変質を見破られることは不可避であるため、あたかもこれまでの7・7思想を継承しさらに発展させたかの装いをこらして、実は7・7思想を決定的に改ざんしようとしたのだ。

こうした悪辣な意図を持って出されたのが7月テーゼである。この7月テーゼ以前から、もっと言えば昨年秋以降、「差別・抑圧戦線の地区党への移籍」を、諸戦線の同志の激しい反対の声を押し切って強行してきていたが、それをテーゼ化した

のがこの7月テーゼである。

7月テーゼと「階級的労働運動路線」とはまさに一対のものであり、「階級的労働運動路線」の中身が7月テーゼである。そして7月テーゼの実践的帰結が、差別事件を不可避にもたらしたのだ。

今やわが革共同は、日共やカクマルと変わらない差別主義集団へと純化してしまうのかどうかの岐路に立たされている。

われわれは、この7月テーゼで絶対に一致することはできない。

今、わが党内において、「中央の方針に一致することが党員の義務」という声が、一部の人々の中から巻き起こっている。われわれは、同志的信頼を基礎にして、一致に向かって粘り強い同志的討論を行わなければならない。しかし、「中央の方針に一致することが党員の義務」では決してない。中央と細胞は同格であり、中央と細胞が双方向に議論して一致を勝ち取っていくのである。

さらに言えば、中央が決定的誤りを犯したり変質していく場合、それと全力で闘うことは共産主義者としての絶対的義務であり、取るべき態度である。

先に、「グルジア問題」をめぐるレーニンが、「大ロシア人的排外主義にたいして、私は生死をかけ闘いを宣言する。」(全集第33巻p385)と述べて、書記長・スターリンの解任を決断した「レーニン最後の闘争」は、まさに「党中央—スターリン打倒」の決断と闘いではないのか。「中央との一致こそ絶対」と主張する同志たちは、このレーニンの態度をどうとらえるのか。「中央との一致こそ絶対」と考える「共産主義者」たちが、レーニン死後、グルジアをはじめとする被抑圧民族人民への徹底的な抑圧・圧殺を、「共産主義者」の名をもって行っていったことをどう考えるのか。わが党の党員一人ひとりにとって、広島部落差別事件によってそのことが問われているのだ。

このレーニンの姿勢と決断こそ、われわれがいうところの、「自立した共産主義者」のありようなのだ。われわれは、この姿勢と決断を押し貫いて、「06年3・14の党の革命」をやり抜いたのだ。そして今もその姿勢と決断によって、「階級的労働運動路線」と7月テーゼに代表される党の変質に対して闘っていく決意である。

自己批判と決意

2007年9月

椿 邦彦

8月〇〇日の中央執行委員会・地方代表者会議合同会議で私に対する自己批判要求と「すべての指導的地位からの辞任」勧告が決定されました。その理由は2点です。

(1) 廃棄物処理法弾圧において関西地方委員会として「略式起訴」方針を決定した組織的責任。またこの反階級の方針によって全国連のとんでもない危機をつくりだしたこと。

(2) このかんの関西指導において党の路線反対を組織したこと

以上2点について、私の見解を述べたいと思います。

I 廃棄物処理法弾圧において関西地方委員会として「略式起訴」方針を決定した組織的責任およびこの反階級の方針によって全国連のとんでもない危機をつくりだしたことについて

(1) 事実経過

現時点で私が関西地方委員会および救対の諸同志とのあいだで確認した事実経過は以下の通りです。

06年12月6日 大阪府警公安三課が廃棄物処理法の「積み替え・保管禁止違反」でT病院、S病院、メスジャパンおよびメスジャパン近畿の4カ所を不当搜索

07年1月中旬 G氏が大阪府警公安三課の事情聴取に応じる。ただしこの時点で関西地方委員会はこの事実を掌握していなかった。

07年2月7日 兵庫県警公安三課が関西合同労組日本管検工業分会の分会員5名を詐欺雇用保険法違反をでっち上げ不当逮捕。5名中4名は大衆で逮捕経験はなかったが、全員が黙秘を貫徹する。

07年2月28日 日本管検分会の5名を処分保留で全員奪還

07年3月 大阪府警公安三課が大阪府委員会所属のR同志にたいして任意出頭の呼び出し。救対がR同志と討議し、出頭拒否と完全黙秘を確認。R同志はこの確認

にふまえて出頭を拒否した。このときのR同志の報告によって関西地方委員会は1月中旬にG氏が公安三課の事情聴取に応じていた事実をはじめて知る。

R同志から報告を受けた救対は、直ちにこの事実を塩川同志に報告し、G氏の事情聴取を行うよう要請。塩川同志はその直後の関西地方委員会においてG氏から事情聴取を行うことを提起した。この提起にたいしてY同志から「関西地方委員会が直接G氏から事情聴取するのは無理だろう」との意見が出された。そこで塩川同志が「間接的に事情聴取することはできないか」と問うたところ、Y同志は「間接的ならば可能でしょう」と返答した。そこで同志会または全国連としてG氏から事情聴取を行うことをこの日の関西地方委員会で決定した。

この関西地方委員会決定から間もなく、全国連からG氏から事情聴取した結果のレポートが提出された。しかしそのレポートでは公安三課に供述した内容を具体的に明らかにされていないため、より詳細な報告を求めたが追加の報告はなされなかった。

07年4月 関西地方委員会は統一地方選闘争(八尾・高槻・守口)の必勝に向けて総力戦態勢にはいる。

07年4月22日 統一地方選投票開票日。八尾・高槻・守口で全候補の当選をかちとる

07年5月8日 大阪府警公安三課がT病院事務長のC同志と医療法人Y会理事長F同志およびS病院総務課長Nさんと医療法人K会理事長H同志へ任意出頭の呼び出し。

これに対してY会理事会(T病院)はK会理事会(S病院)にたいして、合同理事会で統一した弾圧対策を行うように呼びかけたが、K会理事会はこれを拒否した。

07年5月13日 救対と病院委員会がK会理事会への公安三課の呼び出しに対する対応の協議を開始。この時点でK会理事会は出頭を拒否する方針であった。

07年5月14日 K会理事会への呼び出しに対する対応を弁護士と協議。この話し合いに救対のS同志が参加する予定であったが、K会理事会のK同志がS同志に「出席を遠慮してほしい」と要請。そのため大野弁護士との協議に救対は出席できなかった。その後、K会理事会は出頭に応ずる方針に転じた。

07年5月29日 救対とT・S両病院の細胞と協力して、K会理事会のK同志と2時間以上にわたる説得を行うが、K会理事会は出頭方針を変更せず。

07年6月5日 S病院の事務長Dさんと総務課長Nさんが出頭し、事情聴取に応じる。

07年6月13日 大阪府警公安三課がG氏、R同志およびメスジャパン社長のI夫

妻の4名を不当逮捕。容疑は「無許可営業、積み替え・保管禁止違反、再委託禁止違反」の3点。

G氏は取り調べに応じる。R同志は黙秘。直ちに救対、Y、Bおよび大阪府委員会の代表者で弾圧対策委員会を設置。A弁護士解任とO弁護士、N弁護士の選任を決めるとともにG氏にたいして「完黙で聞え」という強力な指導を行うことを確認。

07年6月18日 救対のS同志と同志会のB同志とG氏の供述問題について協議。全国連からG氏に黙秘に転ずるように要請を行う。この要請を受けてG氏は黙秘を開始。

07年6月24日 関西地方委員会として弾圧対策会議を設置。

07年7月2日 13時すぎ、検事がO弁護士にたいして略式起訴を打診。O弁護士はすぐに救対のS同志に検事からの打診の内容について連絡。

14時頃、S同志は同志会のB同志およびY同志に検事からの打診の内容(法的な意味と罰金の額)を伝え検討を要請した。またS同志は当日R同志の面会にはいることになっていたO弁護士から「何か伝えることはないか」と問われ、R同志に検事からの打診内容を説明するように依頼。S同志の連絡を受けたY同志とB同志は急遽二人で協議し、「略式起訴の受け入れはやむなし」と判断。

B同志がS同志に「不本意ながら略式起訴を受け入れる」と回答。この連絡のあと、関西支社におい椿がE同志から「B同志が略式起訴を受け入れることにしているがそれでいいか。」と打診をうける。椿はE同志に「わかりました。それでいいです。」と回答した。

19時頃、O弁護士からS同志にR同志との接見報告があった。R同志は略式起訴の打診について「早く出られるなら出たい。お金は何とかお願いします」という返事をしたとのことであった。

20時頃、G氏に弁護士を通じて「〇〇〇〇〇の決定として略式起訴を受け入れることにした」と伝える。G氏は「組織の指示に従います」と返答した。

23時、弾圧対策会議。S同志から検事から打診のあった略式起訴の内容について説明し、略式起訴の受け入れを承認することを提起。E同志が「椿も承認した」と報告。参加者から異論は出されず、罰金の調達と支払い方法について意見交換がなされた。

07年7月3日 R同志に弁護士を通じて「略式起訴を受け入れる」ことを救対方針として伝える。

07年7月4日 G氏、R同志、Iさんの3名およびメスジャパン、メスジャパン近畿の2法人が略式起訴される。同日、逮捕された4名全員釈放。

07年7月6日 椿が参加した阪神大震災被災地現地闘争本部指導部会議において同志会の同志から7月4日のG氏奪還集会の報告がなされる。椿はこの報告のなかで略式起訴を受け入れたことを積極的に評価するニュアンスを感じ、危機感を抱く。

07年7月8日 T病院とS病院に不当捜索。大阪府警公安三課がT病院事務長のC同志、Y会理事長のF同志、S病院総務課長Nさん、K会理事長Uさんに出頭要請。全員拒否。しかしK会理事会は大阪府警に「N総務課長を出頭させる」と電話していた。

07年7月9日 関西地方委員会三役会議。ここで椿は7月6日に感じた危機感について具体的に報告し、「もしも早期奪還のために略式命令を受け入れることを積極的に評価したら、偽装転向を認めることになる。略式命令の受け入れは原則的に誤りであることを関西地方委員会で明確に確認すべきである」と提起。全員一致で翌日の関西地方委員会で略式命令受け入れは誤りであることを提起することを確認した。

07年7月10日 塩川同志が関西地方委員会で「略式命令受け入れは誤り」であることを提起。

07年7月11日 C同志、Nさん不当逮捕。

07年7月12日 この日以降、高槻医療福祉労組が連日の激励行動、大阪地裁、大阪地検へのピラ入れ行動。不当弾圧への大衆的反撃を組織。

07年7月15日 中央による略式命令受け入れにかんする関西地方委員会および関西救済批判が始まる。

07年8月1日 C同志、Nさんを「処分保留」で奪還。

(2)略式起訴の受け入れに対する謝罪と自己批判

以上の事実経過にふまえ私の弾圧対策指導と全国連指導の敗北の誤りについて明らかにします。

第一の誤りは、7月2日、関西支社においてE同志から「B同志が略式起訴を受け入れることにしたと知っているがそれでいいか。」と打診された時に安易に「それでいい」と承認を与えてしまったことです。本来ならばこの日の弾圧対策会議に私が出席をして、どうしてB同志が略式起訴の受け入れを表明したのか、その事実関係を明らかにして、そうした事情をふまえたうえで完全黙秘の原則を貫くために諸同志との討論し、その方策を探り出すためにギリギリまで努力すべきでした。私はこの

日の夕刻から全通の重要シンパと郵政民営化後の方針をめぐって重要な討論を予定しており、そのスケジュールを優先させてしまいました。しかし廃棄物処理法弾圧の重大性から鑑みてこの判断は誤りでした。

私が略式起訴受け入れの誤りの深刻性に気がついたのは事実経過で明らかにしたように、7月6日にG氏奪還集会の報告を受けてからのことでした。私はそれまで略式命令についての法的知識に乏しく、その危険性についての認識が不十分でした。私がおの危険性について認識を新たにしたのは7月10日の関西地方委員会において塩川同志から略式起訴の受け入れの誤りを激しく弾劾されたことによってでした。

第二の誤りは、G氏が07年1月に公安三課の呼び出しに応じたときの供述内容を党にたいして報告することを拒否していることが判明した3月の時点で、G氏の説得・獲得に関西地方委員会として全力を挙げてあたることを確認し、直ちに実行しなかったことです。もちろん関西地方委員会としては塩川同志およびY同志が、また救済としてS同志がG氏からの事情聴取を追求し続けていました。しかし私自身がこうした諸同志とともにG氏を説得・獲得するための努力が足りなかったことを率直に認めます。

こうした私の指導上の誤りによってG氏を「略式命令」受け入れという不名誉な事態に陥らせたことを自己批判し、同志会の同志および全国連の同盟員の皆さんに心から謝罪します。

(3)「党の革命」の内部から発生した新たな日和見主義批判について

23全総第一報告(以下「第一報告」という)における「党の革命」の内部から発生した新たな日和見主義批判について私の見解を述べます。

第一報告12ページにおいて「06年12月から開始された日帝大阪府警の“党の革命”を粉砕する弾圧の開始に対して主体的に受け止めず、2-3月弾圧を放置し、6月弾圧で屈服し、7月弾圧を党中央と一体となって反撃することで、“党の革命”を最低のところまで防衛することに成功した」と提起されています。

まず引用の冒頭の「06年12月から開始された日帝大阪府警の“党の革命”を粉砕する弾圧の開始に対して主体的に受け止めず」とは何を根拠にそういっているのでしょうか。そもそも私たちは、与田によるT・S病院を舞台とした公金横領事件をつかんだことによって、これをめぐる権力の弾圧が不可避であると判断して06年3・14決起を決行したのです。したがって与田を追放したとしても病院に対する弾圧

情勢は継続しているということを片時も忘れたことはありません。そして3・14決起直後から特別委員会を組織して与田による不正・腐敗の実態解明を行ってきました。病院関連についてはほぼ実態の解明が進みました。解明した部分に関しては「権力が介入する余地はほぼない」という結論に達していました。唯一グレーゾーンとして残ったのはG氏がかかわっている病院関連の事業にかんするものでした。これはG氏の協力が得られないかぎり解明できないものでした。昨年12月に両院およびメスジャパン、メスジャパン近畿に行われた不当捜索は、まさにこのグレーゾーンをついたものでした。だからこそ全ての同志が「ついに病院への弾圧が始まった」と「主体的に受け止め」、身構えたのです。

引用の「2-3月弾圧を放置し」というのも事実無根です。1月にG氏が出頭に応じていたことを知ったのは3月に入ってR同志から「大阪府警から呼び出しをうけた」という報告を受けたときです。G氏が出頭に応じていることを知っていて放置していたのでは断じてありません。このときS同志はR同志に出頭を拒否するように指示し、関西地方委員会に対してG氏からの供述内容にかんする事情聴取を行うように要請しました。これを受けて、関西地方委員会としてG氏の供述内容を把握するために直ちに対策を取りました。たしかにこうした対策が不十分であったとのそしりは免れません。しかし2月はまるまる日本管検弾圧を粉碎する闘いに救済も関西地方委員会(椿)も全力を投入していたのです。権力との闘いを放棄して安穏としていたのでは断じてありません。

第一報告12ページ～13ページにおいて「関西の一部指導部は、…昨秋以来中央打倒闘争がいつさいの活動形態に転換した。しかし、この現実、関西労働者細胞を先頭に先進的な地区委員会が再建されるなかで、追いつめられてますます転向を深めたのである」と決めつけています。

まず「昨秋以来中央打倒闘争がいつさいの活動形態に転換した」とはいかなる事実を指しているのでしょうか。廃棄物処理法弾圧の事実経過を見ても明らかのように、この弾圧と闘いながら、日本管検弾圧を粉碎し、4月統一地方選挙を関西の総力を挙げて闘い勝利してきたのです。「中央打倒闘争がいつさいの活動形態に転換した」というのなら、日本管検弾圧とのたたかいや4月統一地方選挙闘争が「中央打倒闘争」であったとでもいうのでしょうか。このような荒唐無稽な提起は到底受け入れることはできません。

また「関西の一部指導部」が「関西労働者細胞を先頭に先進的な地区委員会が再建されるなかで、追いつめられてますます転向を深めた」と決めつけていますが、具体的には何をさしているのでしょうか。「関西の一部指導部」とは私のことを指してい

ると理解していますが、私が「先進的な地区委員会が再建される」ことによってどうして転向を深めなければならないのでしょうか。具体的な論証をぬきにした一方的な決めつけはやめていただきたい。

第一報告では「関西一部指導部」の「転向」の証拠として「完黙・非転向を日常的に指導せず、司法取引に走り、…取り調べに全部応じて供述することを放置容認し積極的方針にした」と述べています。しかしここで述べられていることも、(1)で明らかにした事実経過に照らしてみればとんでもないデタラメであることは明らかです。まず「完黙・非転向を日常的に指導せず」というのはまったく事実と反しています。私は2月の日本管検弾圧においても完黙・非転向を指導原則として貫き通したし、廃棄物処理法弾圧においても基本的にそれを貫いたと胸を張っていることができます。関西における救済指導は常に「完黙・非転向」を原則として貫いています。

その後につづく「取り調べに応じて全部供述することを放置容認し積極方針にした」とは具体的には何を指しているのでしょうか。事実経過でも明らかにしたように、07年1月にG氏が出頭に応じた時も、これを容認するような態度は一度たりとも取ったことはありません。また07年6月13日にG氏が逮捕され取り調べに応じていることが判明した時も、直ちに黙秘に転ずるように強力で指導しています。また07年5月8日にT・S病院の4名にたいして任意出頭の呼び出しが行われた時も、これを拒否するように指導し、出頭に応じたK会理事会に対しても最後まで出頭方針を撤回するように説得し続けました。当たり前のことですが、関西において「全部供述することを積極方針にした」ことなど金輪際ありません。

以上から明らかであろうと思いますが、第一報告の「“党の革命”の内部から発生した新たな日和見主義」なるものの唯一の根拠は「略式起訴を受け入れた」ということだけです。私はすでに述べたとおりの「略式命令受け入れ」の誤りを率直に認めるものですが、しかしこの一点だけを取って「権力への投降・屈服・転向」であると断定するやり方には反対です。

その理由は第一に、こうした批判によっては廃棄物処理法弾圧によって突き出された課題を本当に乗り越えていくことはできないからです。

廃棄物処理法弾圧で突き出された課題はふたつあります。ひとつは3・14決起以降、G氏と党とのあいだの信頼関係を再形成することができていないこと。いまひとつはK理事会の「出頭方針決定」に見られる問題です。

ひとつめの課題について。3・14決起以降、党とG氏とのあいだの信頼関係が崩壊していたということをまず真正面から見すえなければなりません。信頼関係が崩壊していたことによって最もG氏と近い存在であったY同志やB同志においてもG

氏に対して「略式命令を拒否して原則を貫くべし」という踏み込んだ指導ができなかったのです。それをやればG氏が「ぶっ飛んでしまう」という危惧を捨てきれなかったのです。私はこうした事態に直面した時に「G氏をぶっ飛ばしてでも完黙・非転向の原則を貫くべし」という論法には賛成することはできません。獄中にいる同志を「ぶっ飛ばして」しまったら、その同志はどこに行ってしまうのでしょうか。それこそ、権力の懐のなかに追いやってしまう結果になりはしないでしょうか。もしそうだったとしたら、「完黙・非転向」を貫徹したといえるのでしょうか。私はそうは思いません。

繰り返しになりますが、この問題を乗り越えるためには「略式命令受け入れ」という原則を逸脱した方針を承認し、そのことによって全国連の権威、G氏の名誉を傷つけてしまったことの最深の根拠がG氏と党との信頼関係が損なわれていたことであることを見すえることです。そして3・14決起以降、なにがG氏との信頼関係の再形成を阻害してきたのかを具体的に明らかにしなければなりません。そして党として謝罪すべきことは率直に謝罪するということから始めなければ、G氏との討論関係は成立しません。党とG氏との信頼関係の再形成こそがG氏と全国連を防衛するための核心的な方針です。

ふたつめの課題について。K会理事会内の同志たちに対して「完黙・非転向の原則を投げ捨てた」といって批判して解決する問題ではありません。事実、彼らに対して再三にわたって「出頭拒否」が党の基本的な立場(完黙の立場)であることを説得してきたにもかかわらず、彼らは最後までそれに抵抗していたのです。私の結論は、彼らを3・14決起の地平で獲得・再獲得することぬきには現在の状況をのりこえることはできないということです。K会理事会内の同志たちのなかには3・14決起について受け入れがたいところがあるのだと思います。また高槻市議選におけるK同志の不出馬問題でも納得していないことが多々あると思います。こうした問題について互いに胸襟を開いて討論を開始しなければなりません。

「権力への投降・屈服・転向」であるとの断定に反対する理由の第二は、それがはなはだしい事実誤認に基づいてなされているからです。

これは(3)において縷々述べたところですのでくり返すことはしませんが、1点だけ確認しておきたいと思います。それは当初、党中央が「塩川同志が権力への屈服・投降方針を最初からとり続け、略式起訴を受け入れるように指示した」という批判を行っていたことです。事実経過を見れば明らかなように塩川同志は略式起訴の受け入れには一切かかわっていません。検事から略式起訴の打診があった7月2日か

ら逮捕された4名が釈放される7月4日まであいだ、塩川同志はB会議への出席のため関西を留守にしていたのです。その場にいない人物がどうして「略式起訴の受け入れ」を指示できるのでしょうか。しかも政治局の諸同志は塩川同志とともにB会議に出席していたのですから、塩川同志が「略式起訴の受け入れ」を指示したり、追認したりすることができなかったことは百も承知していたはずで、にもかかわらず、中央はどうして「塩川同志が略式起訴の受け入れを指示した」というデマを流したのか、まったく理解に苦しみます。

かつて与田も関西においてデマ政治を使って陰湿な権力闘争を行っていました。デマ政治は党の団結を破壊し、私党化や腐敗を生みだし、権力のスパイを暗躍させる温床となります。これは3・14決起の重要な教訓です。

「権力への投降・屈服・転向」であるとの断定に反対する理由の第三は、このやりかたが正しい党内闘争とは断じて言うことができないからです。

今回の「略式起訴の受け入れ」をめぐる関西一部指導部批判は、01年から02年にかけて病院細胞において発生した党内肅正事件と酷似しています。党内肅正事件は当時の病院細胞キャップであったQが病院発足以来の古参メンバーD同志に対して「公金横領」の罪をでっち上げて病院から追放した事件です。

QはD同志を追放するために彼女がかかわっていた病院関連の事業において発生した不明金を「Dが横領した」かのようなキャンペーンを張ったのです。しかしこの不明金は単なる帳簿の記載ミスだったのであり、それは調べればすぐにわかることでした。しかしQは「事実を確認した方がよい」と忠告する同志に対して、逆に「Dの思想に問題があるのだ。そのDを擁護するのか」と恫喝して一切の反論を封じました。そして病院細胞をまるごとD同志への追放処分にも動員したのです。これはまさにスターリン主義の肅正運動とまったく同じ構造です。この事件は病院細胞に破壊的なダメージを与えました。

さて「〇〇〇〇メモ 9/17〇〇」15ページでは「…(関西)一部指導部の中央打倒闘争の路線的歪みが、対権力への武装解除から投降・転向路線への浸食を促進させた。その極めつけが階級闘争の原則を破壊した完黙・非転向闘争の解体思想である。関西一部指導部は、現在の時代認識が、体制内労働運動擁護にあらわされているように決定的にあいまいである。…完黙思想の解体一弾圧への敗北は、階級的労働運動への不一致・敵対と一体である。権力の弾圧に対する敗北主義と、階級的労働運動路線の拒否の思想的根拠は同じなのである」と断じています。

ここでは、「関西一部指導部は路線的思想的に歪んでいるから打倒しなければならぬ」ということが一切の出発点であると同時に結論となっています。しかもそ

れを「事実無根の断定」によって強行しようとしています。このようなスターリン主義の肅正運動まがいのやり方こそ党を破壊するものです。それは私たちが党内肅正事件からつかんだ血の教訓なのです。

現在病院細胞の多くの同志たちはこの党内肅正事件の痛苦的自己批判を通して06年3・14に決起し、党内肅正事件を乗り越えて本物の労働者細胞建設するために苦闘を続けています。党中央がおこなっている「関西一部指導部打倒闘争」は、こうした同志たちの苦闘を踏みにじるものです。

「権力への投降・屈服・転向」であるとの断定に反対する理由の第四は、それは廃棄物処理法弾圧粉碎闘争の一局面で生じた「略式起訴の受け入れ」だけに焦点を当てて、それを思想問題として批判するやり方は、より重大な組織的誤りに転化してしまうからです。

廃棄物処理法弾圧の本質は全国連弾圧であると同時に、関西の最大の労働者細胞であり、地域医療の拠点である病院細胞に対する大弾圧の開始ということなのです。これに対し病院細胞を先頭としてこの大弾圧を縮戦において粉碎したということの意義をしっかりと確認しなければなりません。ところが中央の廃棄物処理法弾圧粉碎闘争に対する評価は「6月弾圧までは権力に屈服した関西一部指導部の指導によって敗北したが、7月弾圧は中央指導によって勝利した」というものになっています。このような恣意的な評価は現場でこの弾圧と闘ったものにとっては到底受け入れられるものではありません。

私は現在行われている「関西一部指導部」批判は、05年H会議とまったく同じ誤りをくり返しているということについて、ことに政治局・中央執行委員会・地方代表者会議の諸同志の注意を喚起するものです。05年H会議において与田は宝塚市における「つくる会教科書」採択阻止闘争の過程で提出した請願書のなかで学習指導要領の中の「近隣条項」にかんする記述を肯定的に引用したことだけをクローズアップし「帝国主義的民族排外主義の極致」「闘う教育労働者への敵対」など最大限の悪罵を浴びせかけ、この闘争にかかわっていた毛利同志に対する打倒闘争を展開しました。「つくる会教科書」の採択を阻止するという画期的な勝利を勝ち取ったにもかかわらず、それを評価せずに党内権力闘争にうつつを抜かしていたのが与田です。この件については当時H会議を主催していた議長が根底的な自己批判を行っています。

議長は06年7月の「R会議への提起」で次のように述べています。

「H会議における宝塚問題の討議での私の大脱線は、それ自身私が、新指導路線の

真髓をなし、現場で闘う労働者同志の闘いの場に身をおき、一切の討論をそこから行うというイロハをふみにじったところにまず問題があるが、直接的には〇意見書問題での討議のなかで、激しい中央批判やそうした主張をするグループにたいして反対派的に位置づけてひたすら徹底粉碎の対象とするというあり方、あえていきってしまえば分派的なものへの中央指導部官僚としてのスタ官にもひとつのような憎悪の感情にひきずられて、あらゆる契機をつかまえて批判してしまうという方向につっぱってしまったものということが核心である。」(24ページ)

このように鮮明な自己批判が議長から提起されているにもかかわらず、どうしてまったく同じ誤りを政治局の諸同志がくり返していることのか私にはまったく理解できません。賢明なる政治局の諸同志においては、どうか議長の05年H会議にかんする自己批判を共有し、組織破壊的な党内思想闘争を直ちに中止するように切に要望します。

II このかんの関西指導において党路線反対を組織したことについて

(1)07年2月兵庫県委員会総会について

07年7月25日付の「あらためて、兵庫県委員会を批判する」と題する〇同志による意見書のなかで「2月兵庫の総会では『3全総、4全総から、70年代反戦派労働運動に学ぶ』として、中央とは全く関係のない、新年号と対立する内容が出されてきました」と記述されていることをもって、私が関西指導において党路線反対を組織した「証拠」とされています。そこでまず私が2007年2月3日から4日にかけておこなわれた兵庫県委員会総会においてどのような報告を行ったのかを明らかにしたいと思います。

私の報告のタイトルは「三全総と反戦派労働運動 ～四全総報告および『帝国主義と対決する労働運動を』(陶山健一)から学ぶ～」というものです。この総会では私の報告以外に、情勢報告、憲法闘争報告、全通報告、自治体労働運動報告、労働法制改悪反対闘争報告、合同労組運動報告、マル青労同報告が行われました。前出の意見書で〇同志は私の報告を評して「具体的な青年労働者の現実やそれに対する方針などが全くなく、…青年労働者をどのように獲得していくのかという…最も重要な

問題が討論されていないことが許せなかった」と書いていることから、兵庫県委員会総会が非実践的な討論に終始していたかのような誤解を多くの同志に与えているようですが、総会全体としては実践にふまえた建設的な討論が行われたことを強調しておきたいと思います。

さて私がどうして「三全総と反戦派労働運動」というタイトルで報告を行ったのか、その問題意識を明らかにしたいと思います。

それは私が06年10月に執筆した葉月論文における問題意識を継続・発展させたものでした。葉月論文を執筆するさいの問題意識は、戦後労働運動史を労働者階級の職場・生産点におけるたたかいがどのように発展してきたのかという視点からもう一度捉え返すことによって、今日の日本の労働運動が乗り越えるべき課題を明らかにするというものでした。そうすることで現在われわれが職場闘争の全面的な実践を通して、連合・全労連支配をうち破って行くための道筋を照らし出しているということでした。この執筆過程で私が最も学ぶところが大きかったのは、斉藤一郎氏の『戦後賃金闘争史』でした。この著作は斉藤氏の絶筆となったのですが、斉藤氏がそれまでの自己の戦後労働運動史を全面的に見直して書き上げたものでした。すなわち日共スターリン主義や社民による労働運動指導の破産やその裏切りを労働運動史のモチーフとするのではなくて、現場の労働者のたたかいを軸にすえて戦後労働運動史を再検証するというものでした。

『戦後賃金闘争史』を学習することを通して私は、日本の戦後革命期における労働者階級のたたかいが日共スターリン主義の無指導と裏切りにもかかわらず力強く発展していった姿や、戦後革命の敗北後、朝鮮戦争過程で再び労働運動が生き生きと甦ってくる様子をつかむことができたのです。そして職場闘争を土台とした労働組合運動は50年代から本格的に始まり、その頂点としてたたかわれたのが三池闘争であったということ。その三池闘争の敗北によって労働運動全体として職場闘争が衰退し、それが総評労働運動の破産へとつながっていたたこと。だからこそ革共同が三全総で「戦闘的労働運動の防衛」と提起した時の実践方針はまさに職場闘争の防衛であったことをつかみとることのできたのです。

私が『戦後賃金闘争史』からとくに重要な示唆を受けたのは、その最後の部分で斉藤氏が67年10・8から始まる激動の7ヶ月のたたかいを高く評価し、反戦派労働運動を総評労働運動を決定的にのりこえる新たな潮流の登場と規定していることでした。葉月論文のなかでは原稿の締め切りによる時間的制約や紙数との関係でこのテーマについてはほとんど深めることができませんでしたが、当時の私の問題意識は三全総路線と67年10・8羽田闘争から「二つの11月」にいたる過程のなかで、いか

なる路線的な発展や深化が勝ち取られていったのかを明らかにするということでした。

そうした問題意識に基づいて、私は三全総報告、四全総報告、そして陶山健一同志の『帝国主義と対決する労働運動』および『帝国主義を打倒する労働運動』の二つの論文をテキストにして07年2月の県党総会の報告をまとめました。とくに『帝国主義と対決する労働運動』の冒頭のローザ・ルクセンブルグの引用は衝撃的でした。それは次のようなものでした。

「不自然なスケジュールにもとづいて都市プロレタリアートが行う一回限りのデモンストレーションや、党指導部の指揮権によって規律だけをとのえた大衆的ストライキ行動などでは、広汎な人民層の血をわかせ、関心をよびさますことができないのは明らかだ。しかし、革命的な情勢から生まれた、工業プロレタリアートの真の強力な仮借ない闘争ならば、どん底の階層もただちに反応し、正常な太平の時代には労働組合の日常闘争の圏外に立っていたすべての労働者層が嵐のような全面的経済闘争にまき込まれてゆくことは疑いない」

また同じ論文のなかで陶山同志は60年代末の大学闘争の爆発によって「新しい闘争観」が登場したとして、次の5点に要約して提起していました。

- ① 直接個人の意志による、自主的な闘争参加
- ② 自己の政治判断と決意によって闘争は行われるという視点の確立
- ③ 「まず組合ありき」という民同的慣習の左からの打破
- ④ 民同・日共の「組合の統一」「世論の評価」を軸にした戦術展開にたいして闘争戦術は敵に与える打撃を中心に決定されるという視点の提起
- ⑤ 政治闘争—経済闘争、街頭—生産点といった対立的な把握を打破すること、すなわち「職場のたたかい」にたいする組合主義的限界を打破すること

この「新しい闘争観」こそ、斉藤一郎氏「総評労働運動の限界をのりこえるもの」として反戦派労働運動を評価した核心であると思います。これは反戦派に対する「街頭主義」や「戦術主義」といった浅薄な批判を根底から粉碎し、日共スターリン主義や社会民主主義による組合主義的制動をうち破って、階級闘争の本来的なラジカルな闘争スタイルを荒々しく復権したということです。だからこそ、70年安保・沖繩闘争が革命的左翼の主導によって60年安保闘争をこえる大闘争として膨大な学生

や青年労働者の決起を生みだしのです。

革共同への2度にわたる破防法弾圧とそれと一体となったファシスト・カクマルによる白色襲撃は、革命的左翼と反戦派労働運動に日本階級闘争の主導権が奪取されることを阻止するための一大反革命でした。この一大反革命と闘い抜き、90年決戦を貫徹し、対カクマル戦争の勝利を確認し、5月テーゼによって革命軍戦略から戦闘的大衆闘争と労働者細胞建設へと基本路線の転換を勝ち取ったわが党が、革命的情勢の切迫に対して青年労働者・学生に真っ向から提起すべきものこそ、この「新しい闘争観」ではないでしょうか。

これが2月の兵庫県委員会総会で私が提起した内容の第一です。

いまひとつ私が兵庫県委員会総会で提起したのは革命的共産主義者の基本姿勢にかかわることです。それはカクマルとの第三次分裂が何をめぐって起こったのかという問題と深くかかわっています。このテーマを四全総報告から明らかにしようとしたのです。

三全総で確立した革命的共産主義者の基本姿勢を要約すれば、①プロレタリアートの最も戦闘的な翼との生きた交通関係の形成すること、②労働者階級に対する搾取と抑圧とそれへの反逆の中に反帝・反スタの契機が内在しているという「開かれた綱領的立場」に立つこと、③したがって反帝・反スタとは、綱領的立場を異にする一切のプロレタリア運動から自己をセクト主義的に区別し召還するものでは断じてないということです。

この対極にあったのがカクマルです。カクマルはどのような立場をとったのか。その第一の特徴は権威主義と密教的組織支配でした。カクマルは黒田を中心とする宗派的グループを形成し、そのみが革命主体でそれ以外の「革共同」は権力から防衛する必要さえ認めないとする「党中党」作りに熱中していたのです。それは革共同の歴史のなかで黒田だけが一貫して正しく、他はすべて誤りであるとして、その黒田の正しい本性に立ち返ることが一切の問題の解決法であるとしたのです。これに無批判に飛びついていたのがカクマルなのです。

第二の特徴は、「反帝国主義反対」論と超セクト的な組織戦術です。それは、労働者人民はスターリン主義に思想的に支配され階級的エネルギーを一切失っているから、「反帝」の主張はスタを強化するという歪んだ評価に基づいています。そこからカクマル式「思想闘争」を直接的活動形態として絶対化し、一切のスターリン主義から決別した者のみが真のプロレタリアートであるとし、あらゆる人びとを「親スターリン主義」として排斥することを党組織の任務としたのです。

第三の特徴は、共産主義的主体性の否定とそのエセ「思想闘争」です。カクマルは共産主義的主体性を「党の組織性」の敵対物であると主張して、自らの組織破壊行為を正当化していました。また実践のなかで生起するさまざまな困難や失敗は、単純化された思想傾向に還元され、具体的事実の検討さえも「〇〇主義の克服」におきかえられてしまい、カクマル主義の主体化こそが党建設の基本路線だとしたのです。

以上が2月兵庫県委員会総会における私の提起のすべてです。この私の提起を「中央派」を自称する〇同志が「反中央を組織した」として批判するのはある意味で当然のことだと思います。すでに賢明な諸同志においてはお気づきのこととは思いますが、5月の全国WOB議案や23全総報告において党中央が提起している内容は、三全総、四全総提起や三回大会提起を土台とした陶山同志の反戦派労働運動に対する評価とはほぼ正反対の立場です。私は党が基本路線の変更を行うこと自体が間違いだとは思いません。91年5月テーゼは明確な路線転換だったのであり、私はこの路線転換は正しかったと思っています。今回の「階級的労働運動路線」の提起をもって、党中央は三全総—三回大会路線から明らかに転換しているのですから、そのことを全党員に向かってはっきりと言うべきです。三全総—三回大会のどこが誤りでありどこが不十分であるから転換するのだということを説明すべきです。くり返しますが、私は党が路線転換することを一般的に否定する立場ではありません。三回大会における現代世界認識も今日的に変更されなければならないことは当然です（なにしろ40年以上も前の分析ですから）。また世界認識の変更によって革命戦略も変更を余儀なくされることは当然です。しかし、こうしたことは全党員のなかで徹底的に議論されなければなりません。いや党員だけでなく戦闘的な労働者や革命的インテリゲンチヤそして他党派をも巻き込んだ階級闘争上の大論争としていかなければなりません。

それをせずして党内から反対意見を提出した者に対して「中央打倒闘争を組織した」と決めつけて弾圧するやり方では、わが党の真の発展はありえません。

(2) 組織改革委員会における提起(06年5月～6月)について

①「自立した共産主義者」という表現について

23全総第一報告において「革共同の綱領的思想的な歴史的継承性に反対する『自立した共産主義の党論』として関西に設置した組織改革委員会において06年5月か

ら6月にかけて私が提起した内容にたいする批判が展開されています。そこでは「…個々の党員と党に対する『自立』にしてしまっていることに問題がある。ここで強調されている『自立』とは、党員の主体的決起のうえに形成される党の細胞性とは異質な、むしろ相容れない『自立』の強調に転落している」「…関西の一部指導部の理解は、党とは個々バラバラに存在する『自立した共産主義者』が結集したにすぎないとされる」(15ページ)と断定されています。さてこの『自立した共産主義者』にかんする議論は昨秋の関西総会議案をめぐって活発になされました。とくにこの表現に反発したのは大阪府委員会の一部の同志諸君でした。そこで私は昨年10月30日、この『自立した共産主義者』という表現にかんする私の見解を明らかにしました。この見解は今日も変わっていませんので少し長くなりますが引用して諸同志の評価を仰ぎたいと思います。

(以下引用)

「自立した共産主義者」という考え方についてですが、この問題を考えるためには、3・14決起がどのような経過によって実現されていったのかを振り返ってみる必要があります。そもそも与田による党組織の私物化(私党化)や党組織の官僚主義的変質、財政的腐敗、そしてプロレタリア革命路線に対する背反・敵対といったものがどのようにして革共同の内部から生み出されてきたのかという問題があります。この問題についてはこれから解明していかなければならない重要なテーマではありません。しかしこれは簡単に扱えるものではないので、今回は3・14決起の直接のきっかけとなったH会議とその後の関西地方委員会および兵庫県委員会や被災地現本の同志たちの間における討議を対象を絞っていききたいと思います。

05年10月に行われたH会議においては、兵庫県委員会の〇同志から議長あてに提出された意見書(「〇意見書」と、宝塚市における「つくる会教科書」の採択を阻止した闘争の過程で、百万人署名運動兵庫県連絡会が宝塚市教育委員会に提出した「請願書」とが重大な組織問題であるとして取り上げられました。そしてH会議の直後から与田は「毛利同志が新指導路線反対の分派として兵庫県委員会を組織していた」などという途方もないでっち上げを行って、毛利同志に対する統制処分を行おうとしていました。

しかし毛利同志の頑強な抵抗にあって行き詰まった与田は、12月7日付で私に1通の手紙を送りつけてきます。この手紙の中で与田は「兵庫県委員会が党の新指導路線とは異なった路線が論議されている」としたうえで「〇意見書」については「議長の見解はきわめて明確なもの」「一言で言ってこれは党の新指導路線とは根本的に異

なる見解である」と決めつけていました。そして手紙の最後では次のように書いていました。

「党中央の態度は鮮明です。あらためてこのことを貴君に伝えておきます。貴君は党指導部の自覚にたつて、新指導路線の厳格な一致の立場にもとづいて兵庫県委員会を導いてください。〇意見書のような思想や路線で兵庫県委員会を導くとしたら、重大な路線上の対立問題にまで発展してしまうという危機感をただしくもって兵庫県委員会の指導にあたってください。

今回の手紙では言いたいことの100分の1も述べていませんが、どうか党中央の真意を汲み取ってください。」

この文章は一見すると「指導文書」のような装いをとっていますが、ここで与田がいたかったことは私と兵庫県委員会に対して「お前たちのやっていることは新指導路線と党中央に対する敵対だ。直ちにその誤りを認めて自己批判しなければ、反党分子として処分するぞ。これは党中央の決定だ。」ということでした。与田は最大級の恫喝をもって兵庫県委員会に屈服を迫ってきたのです。

これは本当に理不尽きわまりない「指導」でした。私や兵庫県委員会および被災地現本の同志たちは、国労兵庫〇〇分会のたたかい、全通〇〇〇分会の闘い、〇〇や〇〇における教育労働者運動、神戸を中心とする合同労組運動はもちろんのこと、被災地運動や百万人署名運動などにおいても闘いの規模は小さいながらも6回大会路線と新指導路線を真剣に実践してきたと自負していました。

宝塚市における教科書闘争は、杉並の闘争と一体となって闘い、つくる会教科書の採択を阻止するという重要な勝利を実現していたのです。また「〇意見書」は、都議選の敗北という重大事態に対して激しい危機感をもった〇同志が、当時多くの同志が抱いていた疑問や意見(選挙のあり方、教科書闘争のあり方、教労運動あり方、党内民主主義の問題、非正規雇用労働者問題など)を率直に表明したものです。05年8月という時期に、党中央に対してあれほど率直な批判的意見を提起した同志がほかにいたでしょうか。しかもこの意見書を素直に読めば、〇同志の問題意識が「6回大会路線および新指導路線を今こそ本格的に実践しなければ、党は重大な危機に陥ってしまう」ということにあることはすぐにわかるのです。

ところがこうした私たちの闘いを「新指導路線に敵対するもの」と180度ひっくりかえった評価をして全否定してきたのです。しかもこれは単に与田個人が勝手にそ

う判断したというわけではないのです。実際にH会議の討議においてはそこに出席した議長も与田と同意見であったわけですから、この時点で“兵庫県委員会は新指導路線で一致していない”というのは党中央の判断であったのです。すなわち与田の手紙は私および兵庫県委員会に対する「中央指導」だったのです。

このとき、私や兵庫県委員会および被災地現本の同志たち一人一人に重大な決断が問われました。従来の「軍令主義的」な思考からすれば、“いかに理不尽なものといえども「中央指導」である以上は受け入れるべきだ”という判断も十分にあり得たと思います。しかし私を含めてほとんどの同志は、自らの信念と確信にもとづいて“間違った「中央指導」を拒否する”という決断を下しました。

これは、今振り返ってみてもたいへんな決断であったと思います。なにしろ兵庫県委員会と被災地現本の同志たちをあわせても〇〇人そこそこという勢力で、関西地方委員会ひいては党中央を向こうに回して「戦争」をやるといいますから。しかしわが同志たちのほとんどは、ここ数年の与田と与田に阿諛追従（あゆついしょう）する取り巻きどもによる独善的かつ強権的な党内支配とマルクス主義とはおよそ無縁な「指導」とによって党が重大な危機に直面しているという認識では一致していません。それは、“もはや与田の打倒なくして党の前進はない”という確信でした。

もちろんなんの成算もなしに決起を決断したわけではありません。たとえ小なりといえども兵庫県委員会という一つの県委員会が決起することで、全党の同志たちはことの重大性を認識するであろう。私たちの主張を真正面から訴えれば労働者党员同志をはじめとした同志の大半を獲得することができるであろう。そうすれば必ず党中央と与田の側から私たちの側に獲得することができる。おおよそこうした見通しのもとに、私たちは決起に踏み切ったのです。ただし、敗北すれば自らの革命家人生に終止符をうつことになることを覚悟して。

このときの兵庫県委員会および被災地現本の同志たちの主体的な決断なくしては、06年3月の3・14決起はなかったでしょう。そういう意味では私にとっても兵庫県委員会と被災地現本の同志たちにとっても3・14決起の核心中の核心は、この“主体的決断”なのです。先に“自らの信念と確信もとづいて・・・決断を下した”と書きましたが、それは言葉をかえれば“共産主義者としての自己の理性と良心にもとづいて主体的に決断した”ということでもあるのです。

さて3・14決起以降、私は多くの同志から提出された3・14決起に関する意見をくまなく目を通していたのですが、その中で古参の同志諸兄がこの3・14決起の核心を見事にとらえておられることに勇気づけられると同時に感激しました。こうした同志諸兄は自らが日共スターリン主義と決別して革命的共産主義運動を創成する過

程と3・14決起とを重ね合わせて意見を述べておられました。私はこうした意見にふれて、私たちが3・14決起の核心としてつかんだ“共産主義者としての主体的決断”こそ、反スターリン主義・革命的共産主義運動の原点であったのだと確信しました。

さて、3・14決起の過程で私たちはもう一つの重要な問題に突き当たりました。それは“党の路線や方針はいかにして形成され、実践されるのか”という問題です。

すでに述べたように、私たちは与田によって“新指導路線反対派”というレッテルを貼られて攻撃されたわけですが、こうしたことは05年に始まったことでありません。一例をあげれば、02年秋の国労全国大会代議員選挙において私たちが新社会党グループとともに本部反対派の統一候補を押し立ててたかかったことに対して与田らは「兵庫県委員会は社民だ」とレッテルを貼って、執拗に妨害してきました。このときは闘争団への統制処分を強行しようとしていた国労本部の策動を粉砕するために、全国の同志が反対派代議員の選出を目指して奮闘していたときです。私たちは僅差でチャレンジグループの候補を破って反対派代議員の選出を実現しました。もしこのとき、与田らの「兵庫県委員会は社民」というレッテル貼りに屈していたら、私たちは国労兵庫地区本部における拠点建設の展望を自らの手でつぶしていたでしょう。

また宝塚市における教科書闘争では、地域の保護者の運動と連携しながら運動を進めたことに対して「市民運動主義」というレッテルを貼られ、「請願書」で学習指導要領を引用したことをもって「排外主義者」とまでいわれ、最後には「兵庫県委員会は分派」というところまで行きついたのでした。

このような得手勝手なレッテル貼りをされるたびに、私たちはいいようのない屈辱感を味わってきました。しかも与田らは「新指導路線を理解していない」とか「新指導路線から逸脱している」などと決めつけてくるわけです。こうしたことが繰り返されると、現場の対応はおおよそ次の二つのうち、いずれかを選択することになります。

すなわち、指導部の批判をおそれたえずビクビクしながら行動し、そのうちに何もなくなるのか、それとも自らの確信にもとづいて実践を推し進めるのか。私たちは後者の道を選択しました。その過程では「そもそも党の路線や方針とは何か」ということを私たち自身の中で改めてはっきりさせる必要がありました。

マルクスは『共産党宣言』の中で共産主義者の当面の目的は「階級へのプロレタリアートの形成、ブルジョアジーの支配の打倒、プロレタリアートによる政治権力の奪取」（『新訳・共産党宣言』32ページ）であるとしています。したがって、党の方針

あるいは路線とはプロレタリアートの階級形成、ブルジョア支配の打倒—プロ独権力樹立のための指針、あるいはそこに至る道筋を示したものであるとっていいでしょう。

ところでこうした指針や道筋はどのようにして形成されるのか。それは、階級闘争の実践によって得られたさまざまな経験や教訓の総括と、資本主義社会の現状分析によって得られた諸成果とを総合することによって形成されていくのです。すなわち、プロレタリア党の路線や方針は書齋の中で生み出されようなものでは決してなく、生身の労働者が資本と対峙しているまさにその現場において共産主義者(=党)が実践し、思考することによって形成されるということです。

以上の観点から新指導路線をとらえ返すとどうなるか。新指導路線を一言で要約すれば「労働者階級に根ざし、労働者細胞を土台にした労働者党建設」(夏期特別号『前進2258号』の政治局特別アピール)ということであり、実践的には「工場・経営・生産点・職場での労働運動づくり、労働者細胞づくり」(同上)ということです。

これは共産主義者(=党)としてのもっとも基本的な実践とは何かを改めて明確にしたものです。すなわちプロレタリア革命のもっとも基本的な綱領的立場(プロレタリアートの階級的解放を通して共産主義社会を実現するという)を承認するものであれば、何一つ異論を差し挟む余地はありません(むしろ新指導路線の提起によって党に突きつけられているのは「なぜいままでそうではなかったのか」というかなりシビアナ総括なのですが、今回はこれについては述べません)。

まさに「新指導路線とは革命的実践そのもの」(同上)なのです。この革命的実践の中から私たちは、プロレタリア革命の実現に向けた現実的な路線や方針を内容のあるものとして形成していくのです。ここは大事なところで、党の側にあらかじめ内容があるわけではないのです。与田などの「指導」には「党があらかじめもっている豊かな内容を実践をとおして物質化する」というニュアンスが濃厚でした。つまり、「豊かな内容」をマスターしている「超人的な指導部」が、下部党員をまるで将棋の駒のように意のままに操るのが「指導」だというわけです。まさに観念論的倒錯としかいいようがないのですが、これが組織の中でまともに実行されるといったいどうなるのか。そこでは党員の主体性がことごとく抑圧される一方で、指導部への阿諛追従と面従腹背が横行し、党員間の不信と対立の増幅させられ、そのまま放っておけば組織はどこまでも腐敗し変質をとげていく。こうしたことはすべて私たちが経験したとおりです。

したがって、3・14決起の過程で私たちがつかんだ今ひとつの重要なことは“生身の労働者が資本と対峙しているまさにその現場において実践し、思考する”という

共産主義者(=党)の基本的な態度あるいは在り方だったのです。またこの立場、すなわち「実践者が認識者であるという主体的立場=実践的唯物論の立場」(本多著作選第1巻264ページ)をはっきりさせることではじめて、「中央委員会と細胞とは同格であり同質である」ということの内容をつかむこともできたのです。

以上が私たちが3・14決起の過程でつかんだことであり、またそのことによって3・14決起を可能ならしめたものでした。ですから、この間の関西地方委員会論議で問題となった「自立した共産主義者」という表現は兵庫県委員会や被災地現本の同志たちにとっては3・14決起の核心そのものだと言っても過言ではないのです。そしてこうした考え方は革共同の組織論の核心でもあったのです。

本多同志は共産主義者と党との関係について次のように述べていました。

「・・・党とは共産主義者の政治的結集体である。だから共産主義者というのが前提にあるんだ、党の前に。

党としてしか、ある意味では表現されないから、たえずその構成員は、共産主義者であることに自分自身がたちかえるかたちでしか党にかめないのだ。それなしには、党の構成員の一人となることはできない。そういう意味では、党とは何かというのは、まずもって共産主義とは何かということをはっきりさせることからは基礎づけられなければならないということだ。」(著作選第7巻49ページ)

ここで述べられているように、特定の党派の構成員であるということが共産主義者の属性であるわけですが、そのうえで“党の前に共産主義者というのがある”と強調されていることが大事なのです。ですから「自立した共産主義者」というのは“共産主義的な共産主義者”というような同義反復になってしまうので「日本語としておかしいのではないか」という批判はあってもいいと思いますが、これが「『党の団結』と対立する」という批判は事実としても受け入れがたいのです。

「事実としても」というのは、兵庫県委員会や被災地現本の同志たちは「自立した共産主義者」ということを実践的につかむことを通して、一致団結して3・14決起へと決起することができたのであって、もしもここをはっきりさせることができなかったら、3・14決起はあり得なかったし、いまこの時点においても私たちは与田と与田に阿諛追従する取り巻きどもの下でバラバラに分断され、組み敷かれたままであったらということなのです。」

(引用終わり)

この引用を一読してもらえれば、私たちが『自立した共産主義者』という表現に込めたものに対して23全総第一報告でなされている「党員の主体的決起のうえに形成される党の細胞性とは異質な、むしろ相容れない『自立』の強調」「…関西の一部指導部の理解は、党とは個々バラバラに存在する『自立した共産主義者』が結集したにすぎないとされる」という批判がいかに的外れであるかは明らかであろうと思います。

②「選挙制」「公開制」について

「関西一部指導部」に対して「『選挙制』『公開制』を主張して国家権力への屈服・投降を要求している」という趣旨の批判がなされていることにたいして反論しておきたいと思います。本年5月に開催された全国WOB第一報告の中の「レーニンは、…『公開制』や『選挙制』を行うなどというのは革命的組織においてあり得ないことであり、空虚で有害な遊び事であると主張した」などがこうした批判の最も典型的なものだと思えます。

『なにをなすべきか』でレーニンが批判しているのは『ラボーチェエ・デーロ』が党の組織原則として「党組織の広範な民主主義原則」を主張していることに対してです。ここでレーニンは「広範な民主主義原則」を実行するための必要条件として「第一に完全な公開制、第二にすべての職務の選挙制」のふたつをあげています。そして「自己の党員以外のすべての人びとに対して秘密のヴェールで閉ざされているような組織」においてはこのような「広範な民主主義原則」を実行する条件はないではないか、しかもそれはツァーリの警察との闘争という党の「緊要の任務」を忘れるものではないか、と批判しているのです。

『なにをなすべきか』を読む時に注意しなければならないのは、この当時のロシア社会民主党は地方的なサークルの連合体のようなもので、およそ党組織としては体をなしていなかったということです。しかもその地方サークルは一斉検挙で壊滅させられるたびに、一から作り直すというをくり返していたのです。このいかんともしがたい現状を打開するためには、政治警察との闘争において訓練された職業革命家による継承性のある中央集権的な党組織を建設することが「緊要の任務」だったのです。そこを忘れて「広範な民主主義原則」を主張することは「空虚で有害」と批判しているのです。ただレーニンは全国WOB第一報告で述べられているような「『公開制』や『選挙制』を行うなどというのは革命的組織においてあり得ない」と

いう主張はただの一度もしていません。『なにをなすべきか』では、「…いまだかつて革命的な組織で実際に広範な民主主義を実行したものは一つもなく、また自分ではそうしたくても、実行できないからである」と述べています。ここでは「広範な民主主義（党組織を完全に公開し、そのことを土台に党の全役職の選挙を行うこと）」の実行が「革命的な組織」では不可能だといっているのであり、一般的に「公開制」や「選挙制」が「ありえない」などとはいっていないのです。

実際にボルシェヴィキにおいては、選挙制は一貫して行われていました。またレーニンは党内の論争やその組織実態についても政治警察から防衛しながら党員および先進的な労働者大衆に公開する方法を追求していました。17年革命後の国内戦時代も一部の例外を除いて選挙制が貫徹されていたのです。任命制が広がっていたのはネップ時代なのです。これはスターリンが党内の権力を掌握する目的で任命制をフルに活用しはじめたことが原因です。

権力の弾圧を口実にして、党内における任命制を正当化し、党員に対する秘密主義を強めていくことは、私党化や幹部の腐敗を生みだす土壌となるということもまた、3・14決起の重要な教訓です。私は党内民主主義そのものを否定するかのような党中央の諸同志の言動に強い危惧を抱くものです。

③「思想的路線的一致」について

この間の党内論議のなかでこの「思想的路線的一致」ということが異様に強調され、党中央の提起に対する一切の反論を許さないという風潮が党内を覆っています。私はこれをきわめて憂慮すべき事態であると思っています。

なぜなら共産主義者の党にとって「一致」が問題となる最大のテーマは、「党の綱領・路線が労働者階級全体の利害と一致しているのかどうか」ということであって、けっして「党内における思想的一致の強制」などというような内向きなものではないからです。

『共産党宣言』第2章の冒頭ではまず「共産主義者は、プロレタリア一般にたいして、どのような関係にたつのか？」と問題をたてられています。つまり党にとって「党と階級との関係」ということが最も重要なことなのです。つづいて『宣言』は「共産主義者は、プロレタリア階級全体の利益から切り離された利益をもたない」と述べています。これは「党の利害と階級の利害とが一致している」ということが共産主義者の党の基本条件であるといっているのです。ただしこの基本条件はあらかじめ与えられているものではありません。そうした基本条件を党が満たしているのかどうかは、

党がその実践を通して、労働者階級によって絶えず検証され、現実による審判を受けなければならないのです。この原則は『なにをなすべきか』から『共産主義における左翼空論主義』にいたるまで、レーニンのすべての著作において貫かれています。そしてそれは革共同が三全総で確立した革命的共産主義者の基本姿勢として明確にした「党とプロレタリアートの最も戦闘的な翼との生きた交通関係の形成」ということの内容そのものなのです。

したがって党の綱領・路線は労働者階級全体の利益と一致しなくなれば当然それは変更されなければならないのです。そのことをめぐって党内で意見が対立し、活発な議論が交わされていくことはきわめて健全なことなのです。

ところがわが党の現状はこうした「開かれた綱領的立場」とはおよそかけ離れた、内向きな「党内思想闘争」に終始しているというのが実情ではないでしょうか。このような「内向き」の姿勢をとり続けていけば、わが党の労働者階級からの乖離と理論的な空疎化がますます進行していくことは間違いありません。このことに対して私はすべての同志に警鐘を鳴らさざるをえません。

結語

ここで「すべての指導的地位からの辞任」勧告に対する態度を明らかにしたいと思います。この勧告は私が「共産主義者として解体」し「権力への屈服・投降を生みだすまでに思想的に腐敗」していることを理由になされたものです。私はこのようないわれのない誹謗中傷を受け入れることは断じてできません。したがって辞任勧告は拒否します。

最後に私が「中央打倒闘争を組織した」という批判について見解を述べます。私は昨年5月の関西における組織改革委員会に提出したレジメで次のように述べました。

「このかんの政治局の決議や声明等々で、『政治局が打倒された』という文言が散見されるが、これは早計というべきである。つまり、未だ破産した中央指導は打倒されていないのだ。いま『党の革命』のために闘いを開始した同志のだれ一人としてそのような実感(つまり『政治局を打倒した』という実感)をもっていないであろう。立ち上がったすべての同志がその手で『党を革命した』という実感をつかむまで、徹

底的に党内闘争を推し進めることこそが正しいのだ。」

この提起をもって「中央打倒闘争」を扇動したと批判されているようですが、私はこの批判にあえて反論するつもりはありません。なぜならばこの間の党内の状況は私たちが3・14決起によってめざしたものとあまりにもかけ離れているからです。むしろ3・14決起以前よりも状況は悪化しているといっても過言ではないくらいです。いま私は3・14に決起した時と同じ危機感を抱いています。それは「いまの党の現状ではおよそ革命を主導することはできない」という危機感です。私は3・14に決起したものとして、3・14決起の地平を守り抜く責任があります。3・14決起は反帝・反スタプロレタリア世界革命の実現をめざし、革共同を真の革命党として再生するための決定的な第一歩でした。私は3・14決起で踏み出した一歩を決して後退させはしません。そしてこの先、どのような困難があろうとも次の新たな一歩へとふみだしていく決意を固めていることを全ての同志の前に明らかにして筆を置きます。

以上

労働者党員の意見書

マルクス主義・レーニン主義・本多思想からの 急速な逸脱を深める革共同中央を批判する

～改憲阻止闘争を労働運動の正面課題にかけ、
帝国主義を打倒する階級的労働運動を構築しよう

2007年4月19日 革共同兵庫県委員会 大久保一彦

序) 07年2月13日に、初めて意を決して『前進』新年号批判の「意見書」を提出したが、何の返答も無いままである。そればかりか現場労働者党員の反対意見など無視しても大したことはないとはかりに新年号批判を受けとめず、さらに反動化させる路線論文や各種発言がオンパレードである。暴力革命・プロレタリア独裁へのまがう事なき賛辞は消え、「団結の究極的拡大が革命」などという協会派かカクマルかと見間違ふような論調が『前進』に踊っている。1957年の党創成以降、本多書記長をはじめ幾多の先達と私たち自身が、血と汗と涙でうち立ててきた革共同の闘いの歴史と路線が大きくねじ曲げられようとしていることに、もはや我慢できない。全ての党員・同志が、新年号以降の革共同中央のこの変質をただす闘いに立ちあがることを訴える。

1) 07年新年号以降、急速に路線的変質を遂げる革共同中央

07年新年号アピールが提起され、私は主要には教育基本法闘争総括に対する大きな疑問を持ち(現実の生きた階級闘争を指定せず、自己の党派の都合のいいように総括する)、2月に意見書を提出した。その際はまだおぼろげであった革共同中央の変質が、大原論文(「体制内労働運動からの決別」論・「戦線解消」論)、3・14論文(3・14決起=党の革命の歪曲・篡奪)以降急速に姿をあらわす。イスト152号の木崎論文などは、全編主観主義にあふれた上に、これまでの革共同の主張とは無縁の「朝鮮は単一の国家としては成立のしようのない国家」(戦前日帝が使った「朝鮮民族劣等論」そのもの)という排外主義丸出しの主張を披瀝する始末である。3・18集会アピール・まとめ(「団結の究極的拡大が革命」「革命とは自己変革」)、4・2新歓アピール(改憲投票法案に一言も触れず)、とこの変質がさらに意識的に進められているの

を見るにつけて、もはやこのまま黙っていることは、我々が創ってきた革共同の死ではないかとさえ思える。以下これらの6論文を軸に批判し、革共同本来の姿を取り戻す闘いへの決起を訴える。

2) 改憲阻止闘争・国民投票法案粉碎闘争の放棄を許すな!

昨今の変質で最大のものは、07年新年号以降、完全に改憲阻止闘争を放棄・蒸発させたことである。なるほど『前進』には時おり「改憲投票法案絶対阻止を」(新歓号)などの見出しが踊る。しかし、新年号アピール以降の主要な路線論文には、改憲阻止闘争・国民投票法粉碎の論述は一切無い。まさかと思う人もいるかもしれないが、新年号・大原論文・3.14論文、木崎論文、3.18アピール・収録発言、新歓アピールから国民投票法という文字を探し出して欲しい。国民投票法闘争の論究はないばかりか、驚くなかれ言葉としても07年1・1政治局アピールⅢ章に1回出てくるだけなのである。

特に新入生が入学し、改憲阻止闘争への決起を訴えるべき新歓号(2289号)には大見出しが踊っているものの、内容的には国民投票法案粉碎の闘争方針はない。60年安安全学連や70年全共闘のリーダー達が連日国会前でハンガーストライキを闘っているというのに、全学連の改憲阻止の隊列を登場させるのでなく、時おり国会前に行って「労働運動の力で革命を」というのが、全学連委員長の任務であろうか。

このため衆議院での採決直前の国民投票法粉碎闘争の記事(2290号)と言えば、悲しいかな大阪地方公聴会闘争の私の投稿と、元全学連副委員長の小野正春さんの投稿だけなのである。

本当にこれでいいのか。これで一体全体、改憲阻止闘争を闘う党派と言えるのか。6回大会で採択された憲法闘争はどうなったのだ。6回大会では第4報告に付随する特別報告として、憲法闘争論が報告されていて、冒頭、「日本革命をたぐり寄せる戦略的スローガンとして、「闘うアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱へ転化せよ」「米軍基地撤去=沖縄奪還、安保粉碎・日帝打倒」に加えて、「戦争国家化阻止=改憲粉碎・日帝打倒」という戦略的スローガンを新たに確立した。」とある。改憲攻撃が、教育基本法の改憲で始まり、国民投票法で本格的段階にはいったというのに、大会決定を一切実践しない党とは何なのだ

新歓アピールでは例によって「労働運動の力で革命を」と言い、「改憲攻撃は革命情勢の到来」「300万学生のゼネスト」を叫ぶが、具体的闘争方針は一切提起しない。〇〇大学の学生大会の方針もなければ、何月何日国会デモの方針も無い。古い学生

運動の話と思われるかも知れないが、4月新学期になればマル学同の大学支部は、4・28前後に新歓集会や街頭デモを設定し、クラス討論を行い、拠点大学ではストライキ方針を立てて闘う。クラス討論での論議を持ち帰り、国民投票法案を判るように暴露するにはどうしたらよいか論議し、翌日のピラを作る。しかし昨今の『前進』はこのようなオーソドックスな大衆運動の苦闘の教訓はないまま、委員長「革命アピール」が踊る。そればかりか批判は内部に向かい（大衆運動のそれぞれの歴史的背景を無視し）「百万人署名運動には革命がない」などと毒ついて見せる。（週間レポート）「革命」を叫べば何を批判しても許される傲慢なありかたを、革共同中央・中央学生組織委員会は指導しているのだろうか。

その上で党全体としても、改憲決戦の本番の到来に何の方針を出さないばかりか、改憲阻止闘争を闘う者を「政治闘争主義」のレッテルを張り陰で批判する。闘いの不爆発を悔しがるのでなく、労働組合の権力がない以上仕方ないと、課題を彼岸化し諦めを組織する。いつから革共同は左翼バネを失い情けない根性がはびこるようになったのか。ブルジョア新聞『朝日』ですら、「参議院で廃案を」と社説で言っているのに、『前進』は闘いを彼岸化し「5月3日までの成立の野望は阻止された」と武装解除する始末である。（2290号）これでは『朝日』以下ではないか。

直ちに6回大会の決定に戻り、改憲投票法案粉碎の闘いに全力で立ちあがる方針を打ち出すことを要求する。関西の4・24緊急行動を大衆的規模で爆発させ、国会闘争に攻めのぼり、参議院で廃案をかちとるため力をふりしぼって闘おう。

3)「労働運動で革命を」というスローガンは正しいのか？

昨今の革共同のはやり文句は「労働運動の力で革命を」のようである。「労働運動と革命運動のそれぞれの役割を明確にしないと、具体的方針において誤る」との指摘に対しては、「若者が元気に革命を叫んでいるのだから、良いことじゃないか」とか「労働運動と革命運動の間にはほとんど境目がないんだよ」とかのいい加減な言動がまかり通る。これに疑問をはさむものには、「若者の感性を受け止められないのはマルクス主義が欠落している」（全国全通委員会での神奈川常任〇〇発言）とまで罵倒される。それも闘う仲間が人事交流の名で次々と配転されながらも10数年にわたり分会権力を維持しその影響を支部・地区本部にまで拡大し、また下請けの非正規の労働者を合同労組に組織し、その合同労組の解雇撤回闘争の支援を反動地本の統制をはねのけ闘い、動労千葉物販は20万円規模でやってきて、関西で最も「第二第三の動労千葉」といえる闘いをやってきた全通の分会長に対してである。このような闘う労働運動の罵倒を帰結する方針は正しいのであろうか。

それでは大成功したという3・18集会において、革命の具体的道筋は語られたのか。「労働運動で革命を、職場権力の奪取」などと言うからには、具体的な勝利の闘いの報告が聞かれると思いきや、2・3を除けば、職場名も本名も名乗らない発言ばかりではないか。3・18集会報道の『前進』たるや、国労闘争団の〇〇さんや関西合同労組関西トランスポート分会の〇〇さんの発言などは、主要な発言ではないとばかりに抹殺する。郵便事業の小包下請け配達の劣悪な労働条件をはねのけ労働組合を結成し、組合嫌悪の不当労働行為で全員解雇され、2年にわたる解雇撤回の闘いで労働委員会の勝利命令を勝ち取った関トラの闘い。このような具体的な勝利の闘いが報告されながらも、それを報道せず教訓を広めることなく、どうやって「労働運動で革命」をするのか。それとも集会発言で革命に言及しないものは日和見主義で再録する必要がない、具体的な勝利より「革命をやろう」という発言のほうが価値があり、革命を語る仲間を増やすことが革命というのであろうか。

3・18集会の『前進』報道ではっきりしたことは、空論的な「労働運動で革命をやろう」発言は必要であっても、労働運動の現場での実践は必要ないということではない。（もし違うと言うなら、〇〇さんや〇〇さんの闘いをきっちり紹介すべきである）革命とは「団結の拡大であり、自己変革」であり、それを抑圧する、「党の日和見主義者」や、「組合指導部」の批判はするが、実践的な職場闘争・労働運動はやらないということなのか。このような「労働運動の力で革命を」「体制内労働運動からの決別」といって組合から安易に飛び出すありかたは、現実の階級闘争に百害あって一利無い。「革命の空叫び」は階級闘争への動揺と絶望から来る、安易にその場から飛び出る事を厳禁すると、本多書記長は五全総第三報告で述べているのではないか。それともこの報告は古いとでもいうのであろうか。

その上で、新年号断固支持・「労働運動で革命をと宣言したことが決定的」と言ってきた同志たちに聞きたい。この1～4月、それではあなた方はどのような実践をしてきたのか。今批判されている「兵庫」や「関西合同労組」や「全通〇〇〇」は、1月は被災地12周年集会から、21日の日米共同演習＝ヤマサクラ粉碎闘争（伊丹で日共主導の800人の集会で3本の発言を確保）、2月は日本管検5名の逮捕をはね返す闘いを文字どおり死力を尽くして闘い（抗議闘争・勾留開示公判・デモにのべ300名が決起 不起訴・奪還）、3月には関西トランスポート集会（加古川で80名）や管検弾圧勝利報告集会（尼崎で90名）を開催した。もちろんこの程度の闘いで十分とは思わないが、労働運動の日常実践と、憲法改悪＝反革命クーデターの具体的攻撃

と闘うことは、6回大会・新指導路線の中軸をなすのではないか。「労働運動で革命を」を空文句のように使うことは、我々の闘いを限りなく低めるものではないか。

もし本当に革命運動の戦略として述べるなら、「労働運動を主軸に、党と労働組合とソビエトの力で革命をやろう」であるし、「革命運動の中軸としての労働運動をさらに戦略的に重視し闘おう」「第二第三の動労千葉を全国に作ろう」「非正規・青年労働者のなかに、団結の砦＝労働組合をつくろう」などが、この間の労働組合の革命論的意義の確立のなかで実践的に出されるべきスローガンではないのか。実践の方針・スローガンぬきの「労働運動で革命を」をお題目のように唱えることはやめて欲しい。

4) 日帝打倒・プロレタリア独裁なき「団結の究極的拡大が革命」論の誤り

さらに昨今の今一つのはやりでテーゼにまで高めようとしているのが「革命とは団結の究極的拡大、革命とは自己変革」論(3.18アピール、まとめ)であるようだ。労働運動を担うものとして、団結の言葉は心地よいが、革命の戦略的スローガンからすれば、これ程問題のあるスローガンはない。

若い人は知らないかもしれないが、革共同の創設者でその死に至るまで指導を全うした本多書記長は、72年に発表した『レーニン主義の継承か、レーニン主義の解体か』という綱領的論文で、「自己解放を成し遂げようとするプロレタリアートの最大にして最高の武器は、全世界のプロレタリアートの団結！団結！そして団結！である」という武装蜂起とプロレタリア独裁を否定するカクマルの主張を全面的に批判した。そして我々は本多書記長の死を乗り越え、血を流して反革命カクマルとの内戦を闘い、動労千葉をはじめ革命運動の根幹的拠点を守り、レーニン主義を継承し、今日の地平を築いてきた。この本多書記長が批判してやまなかった、労働者階級の自己解放＝国家権力の暴力的打倒＝プロ独の樹立を「団結！団結！団結！」にすり替える思想と、「団結の究極的拡大が革命」という考えは、どこがどう違うのか、ぜひともきっちり説明して欲しい。

プロレタリアートの自己解放や革命を語りながら、武装蜂起やプロレタリア独裁を語らないものは最悪の日和見主義ではないのか。昨今語られる主張には、革命や団結はあっても、武装蜂起やプロ独は絶対に出てこない。知らないのではなく意識的に否定しているのだ。マルクス・レーニン主義の根幹をつらぬく『共産党宣言』・『ゴータ綱領批判』・『国家と革命』で展開された暴力革命の思想はどこへいったのだ。暴力革命とそれを導く革命的前衛党建設論を語らず、団結の拡大と主体変革を説くものは、主体革命・人間革命＝宗教サークルになるのではないか。

党指導部の同志たちに問いたい。カクマルは現在の革共同に対して、「本多＝清丈路線の放棄」を願望し、そのように論評しているが、あなた達はこの道を実践しようとしているのであろうか。

5) セクト主義でしかない「体制内労働運動からの決別」論

今一つの重大な問題は、体制内労働運動からの決別論である。ある同志はこれも3全総時代から言ってきたことで、今回改めて強調しただけだというが、これも正確ではない。

本多書記長とともに3全総路線の体现者のひとりであった陶山健一政治局員は、63年に発表した『職場におけるわが同盟の組織活動について』（発表名は岸本健一）において、「スターリン主義、社会民主主義からの思想的・根底的決別と、革命的労働者党の独自の建設」と、「体制内労働運動の打倒」を訴えている。決別すべきはスターリン主義や社会民主主義で、それとは別個に革命党を独自に建設する、というのが本多・陶山同志をはじめ、3全総以来の革共同が言ってきたことではないのか。その上で、体制内労働運動を護持するダラ幹を打倒し、戦闘的労働運動の防衛を訴えたのだ。

そしてその闘い方は、大衆の意識状況と離れた批判や、党のための闘争＝他党派批判的な鼻持ちならないセクト主義ではなく、組織戦術をもったインサイドな批判であり、独自の職場闘争の基盤の上に反幹部闘争を組織していくことを訴えている。また陶山同志は、基本的立場(例えば今日的には「労働運動で革命をやろう」)の一致を際限なくくりかえしても、それは「革命的サークル」ではあっても、「党」組織ではないといっている。そうではなくて組織的実践の絶えざる変革を問題にしているのだ。「労働運動で革命をやろう」を際限なくくりかえして何が生まれるのか。せいぜい主体的立場の確立ではないか。「よろしい、それではどんな反動的労働組合でも、その内部でその変革のため闘ってくれたまえ」とレーニンと言うのではないか。

しかし問題はこれにとどまらない。進行していることは、「労働運動で革命を」と「体制内労働運動からの決別」は今やセットになって、これを批判するものは体制内労働運動主義者呼ばわりされ、「革命を組織する足かせ」として「ダラ幹もろともぶっとばすぞ、コラッ！」(『前進』2285号、医療労働者天谷みゆき)とまでいわれる始末である。他方で組織戦術もないまま、組合的ルールも反ダラ幹闘争もごちゃ混ぜにし、統制処分を受け、受けたことが革命的だとまで言う「飛び出し」運動も顕在

化している。この両者とも革共同が嘗々とつくってきた党組織を破壊するものである以上、本多同志や陶山同志がいない今日、われわれが批判するしかない。

まず前者は、〇〇〇・〇〇〇意見書、大久保意見書を批判したもので、3人とも関西合同労組関係者である事を見ると、関西合同労組の運動が批判の対象であるようだ。もちろん私は関西合同労組の闘いが万全であるとは思わないし、ましてや勤労千葉と肩を並べるとしてもいいないが、今日わが党の周辺で続々と結成されている合同労組運動においては広島連帯や茨城連帯と並ぶ位置を持っていると思う。また3労組運動では、関西では港合同・関西生コン2労組に対して革共同系の全運動の窓口的役割を果たしているのも周知の事実である。関西合同労組は95年の阪神大震災のさなか闘いを開始し、幾多の労働争議を闘ってきた。破産・倒産突破の闘いも港合同に学び職場占拠・自主生産をやりぬき、それに対し02年成友印刷弾圧、07年日本管検弾圧と逮捕・職場壊滅の攻撃がかけられたが、それをも粉碎して闘いぬいている。非正規・青年の闘いの代表的闘いである関西トランスポート分会の闘いを知らないのか。委員長も不当逮捕を受け、また今回の管検弾圧を契機に、関西各地の弾圧と闘う団体が連携して、弾圧をはね返す闘いが前進している。それらを知った上で、これらの闘いは、体制内労働運動・民同ダラ幹と同じで、「ぶっ飛ばすぞ、コラッ」と言われなければならないのか。中央労対はじめ党指導部の見解を求めたい。意見書への回答を『前進』紙上でしてくれた以上、筆者と『前進』編集局にも、見解を求めたい。

今一つは、全通〇〇〇支部などで始まっている、決別運動の路線化の誤りである。確かに今日の既成労働運動の指導部の反動化は許し難いものがある。今日明日にも打倒しなければならぬと考える。だがしかし、彼らには彼らなりの存在基盤(資本家の手先としてのそれ)があり、その基盤とダラ幹としての言動を具体的に職場の仲間をまきこみ批判し、その支配を転覆していくのが基本的な在り方だろう。批判のための批判、左翼性・「革命性」誇示のための批判は組織日和見主義の現れではないのか。その上で断固たる組織戦術をもって闘いぬくことに異論を唱えるものはわが党にはいない。(その組織戦術の当否は厳密に検討すべきと思うが) こちら当たりのことは私などが言うより、前記陶山同志の論文が今日的にも最も優れた行動基準となると思うので、全党で学習すべきと思う。

ともあれ全通〇〇〇分会や関西合同労組の闘いに対する許し難い批判のみを帰結とする、「体制内労働運動からの決別路線」は正しく修正されることが必要であると考える。

以下、時間と紙数の関係でレジメ的展開を容赦されたい。

6) 22全総 第3報告 冒頭部分「党は階級そのものである」論は正しくない

昨今の論調の基礎にはこの部分があるようだ。ひどいものになるとこれを認めない者は反党分子のようにさえ言う。たしかに与田ら階級闘争への絶望を組織する私党化分子を打倒した地点での「階級の敗北は党の敗北。党の敗北は階級の敗北」という認識にたった事には多くの共感を呼んだが、それでは少し立ち止まって「党=階級」であるかと言えば、それはそうでない。党=階級であるなら独自の党建設など不要になる。まさか労働組合運動で全てを事たれり、もしくは党は労働組合の背後のフラクションなどという考えに立っているとは思わないが、いたずらに党=階級を振り回すことは、党の絶対性以外帰結しないので、この用語は控えるべきである。

7) 主観主義の満展開と排外主義の同居する『共産主義者』152号木崎論文

a) 昨今のまとまった論文の中で最悪の見本は『共産主義者』152号木崎論文である。これが首都圏の党員総会の基調というのだから、怒りをこして悲しくさえなってしまう。

まず第一点は主観主義の満展開である。たしかにわが革共同の運動は、一方で客観性・科学性を持つとともに、他方実践では主観主義的色彩を色濃く持つ。私自身もそういう存在である。それ抜きに革共同の運動はなかったから。しかしそれにも限度がある。勤労千葉を天まで持ち上げ、革命を決意したアジェーターが十数人おれば革命は達成されるという。これでは党建設論も運動組織論も要らぬではないか。

次に随所に見られる論理矛盾(5ページと7ページで言っていることが違う。5ページ…三たびの戦争をやるだけの生命力と力をそもそも持っているのか(否定) 7ページ…戦争によってブロック化の決着をつける以外ない(肯定))だ。事ほど左様に主観主義丸出しの「論理」展開なのだが、さらに列記すると

- ・60年70年よりも「目の前に革命の現実性がある」といって登場した集団
- ・「革命から逆規定し」職場闘争をやる同志が登場したから革命
- ・法大決戦で、ガードマンの責任者が「完全に負けました」と言ったから勝利
- ・(06年教基法闘争は)「ついに勤評闘争を超える闘いが始まった」などなど。

時間があれば、もう少し論述したいが、まずは主観主義過ぎることを認識して欲しい。

b) その上で一点絶対に見過ごすことのできない論述がある。それは8ページ上

段の、「3日帝の危機と朝鮮侵略情勢」の項である。この論述(パラグラフ)はデータメ極まりない。朝鮮情勢について、米帝・日帝の軍事的包囲が一切語られず、その上で「金正日が倒れるのは時間の問題、倒れたら嬉しい」論の満展開である。反帝・反スターリン主義はどこへいったのだ。反帝なしの、スターリン主義の崩壊万歳は反共主義ではないが、何という朝鮮情勢分析であろうか。

この項はいずれ別の同志が批判すると思うが、その上で、『朝鮮は単一の国家としては成立のしようのない国家として、歴史的にはありました。』の論述は絶対に認められない。これは戦前日帝の「朝鮮民族は国家をつくることのできない劣等民族だから、植民地にして近代化してあげる」と言い、植民地支配を居直った論理とどこが違うのか。これは主観主義の次元ではなく、排外主義の煽動を革共同指導部が行った犯罪行為で、この部分は全文削除・撤回・謝罪以外ない。

8) 3全総路線への意識的背反

昨今どうしてもふに落ちないのは3全総への回帰と言いながら、3全総(62年)から72年に至る闘いを全く検証・継承しようとしないうことである。むしろ意識的背反としか考えられない。すでに少し論述したが、『共産主義者』8号の岸本健一論文をしっかりと読んで欲しい。今日の「中央」と「青年」の誤りがあますところなく展開されているではないか。

•一度理念においてかかる闘いを開始したからといって、「党のための闘争」とか「自己変革」をやっているのだといえ、自己の全実践の点検をなげすてて良いとはならない

•党員の日常的な活動の点検を党組織の課題から外しておいて、「基本的立場の一致」を確認するためにのみ集まるものは、それは「革命的サークル」ではあっても「党」組織ではありえない

•全通においても民間においても、組合の機関の枠内での批判活動や、突き上げグループから、職場を独自に組織して闘う方向に進みだした所では、職場の仲間の具体的な状況や意識を日常的にとらえ、それに応じた活動の仕方を常に考えることが、いかに大切か痛感させられた

さらに本多書記長の各種論文も同様である。これらは今回の意見書の付属文書として提出するので、是非読んで欲しい。3全総はそうではないんだ、違う文書や意見もあると言うなら提示して欲しい。カクマルとの分裂を賭して立ち立てた3全総-3回大会、反戦派労働運動や動労千葉をつくったこの闘いを闘いを本当に復権しようではないか。

9) 最後に、昨今の党をおおう雰囲気、臭いものには蓋、闘うものにはレッテルを貼り陰で批判する、理論問題を正しく扱わない、といった労働者階級自己解放の前衛党とは無縁のありかたが散見されるので、党中央の責任を明確にさせることを求める。自己の都合の悪いことは隠すといふのは、革命党にとって絶対にあってはならない体質ではないのか。率直な自己批判とプロレタリア的公明性にもとづく共産主義政治こそが、党内民主主義の基礎で、労働者・人民の信頼回復の道ではないのか。

a) 杉並選挙問題

〇〇や〇〇は絶対に許せない(わが地区は保育所民営化反対の運動がベースになっているので、直ちに〇〇弾劾の討論を行った。)が、それでは〇〇や〇〇は革共同を代表する議員ではなかったのか。それを生み出したことの本質をとらえかえしが、半年も経過するのにどこにもない。あるのは2人への批判ばかりといわれても仕方ないのではないか。大原論文も自己の責任への言及がない。4・22以降でよいが、必ず党としての総括・人民への謝罪を行うことを求める。

b) スパイ問題

この問題の全面的解明と、党中央の自己批判を明らかにすることを求める。なぜいまだに〇〇〇を顔写真入りで、その罪状を全面的に明らかにし、追放宣言することを『前進』はしないのか。与田の空港での「粉碎」記事はのせても、〇〇〇追放を宣言しない『前進』は何なのだ。

c) 全通4.28闘争への報道記事も全く納得できない

本来1面で当該の神矢氏らを顔写真入りで報道し、その勝利の意義について全面的に語るべきではないのか。先日の関西の国鉄集会でも国労熊本闘争団のM氏が、「全通4・28勝利の道こそめざす道」と語ったではないか。戦闘的大衆・闘う仲間が皆そう言っているのに、そのことに背を向け威張っている『前進』とは何たる新聞だ。もし仮に、神矢氏は反中核の許しがたい人物で、4・28は勝利とは言えないというなら、4・28の記事は『前進』に一切掲載しなければ良いではないか。

以下若干趣旨が違うが見逃せない問題として指摘する。

d) 非正規雇用の問題を戦略的に論じようとしないう姿勢を改めるべき

1995年の日経連プロジェクト報告以降の、雇用=階級支配をなぜ全面的に論じないのか

e) 『前進』2283号の同志会論文への批判は、論理的批判というより難癖付けの類の

批判でしかない。文意もしっかり読まず、労働者階級への不信をあおっているなど、労働者階級を主語にすれば何でも批判できるという類である。その上で最大の問題は、今日の帝国主義権力・行政・マスコミ一体となった差別キャンペーン下での、住宅(家賃)闘争の実力闘争的展開・生きがための闘いへの全くの無理解である。今この攻撃と体をはって(三里塚のように)闘わずして、部落差別と闘うなど空語ではないか。これへの無理解は部落差別への屈服とさえ言えるのではないか。そのことを緻密化することなど、結局「部落差別は資本主義が近代化されれば解消される。主要な関係は賃労働と資本の関係だけだ」とする、何度も何度も流布されてきた「解消論」でしかない。部落差別への屈服を労働者階級・党中央の名で行うなど許されるものではない。

10)最後の最後に、個人的・感情的な意見をつけて、意見書のくくりとしたい。

2月7日、日本管検の5名の仲間の不当逮捕の日、午前7時半、私は連絡をうけ、取るもの取り合えず管検の職場に向かった。そこには8名の警官に囲まれながらも、捜索令状を必死でメモする争議後に入った若い仲間の姿があった。誰一人助ける者のいない中で懸命に権力と闘っていた。その後は私が主導しガサに対応するが、彼は23日間、業者に工期を遅らせたことを責められながらも、職場の維持のため不眠不休で闘った。誕生日を獄中で迎えたKさんは神戸市民救済の発行する「逮捕された時のために」で対応した。一人の党員メンバーしかいない職場で、空前の弾圧に対する闘いがこうして始まったのだ。本当に兵庫県警・公安と兵庫県党・労働者階級との死闘であった。

『前進』に3・24勝利報告記事を私は書いたが、批判されるかも知れないが「労働運動で革命を」とは書かなかった。本当に苦しい闘いが、血を流した闘いが今も続いている。もちろん管検の闘いは決して負けはしないが、資本家の生産手段を先制的に侵害し、労働者の団結で職場を守り、帝国主義の打倒をめざす闘いには、さらに国家権力と・資本家階級の攻撃がおそいかかるだろう。負ければ家族もろとも路頭に放り出されるだろう。23日間の家族や業者との息づまるような対応に直面した私は(私は〇〇〇〇弾圧の時は当該で、当時は外の闘い=他の組合員・業者との対応などには思いがいたらなかったが)、安易に「労働運動で革命をやろうの立場に立てば争議弾圧は粉碎できる」との報告記事は書けなかった。しかし、このような困難な課題をわが地区党と革共同が引き受けたことを誇りに思う。

革共同中央の同志たち訴えたい。弾圧のさなかの伊丹自衛隊基地の目の前にある日本管検の職場にこそ足を運んで欲しい。住宅(家賃)闘争を闘う、関西の部落

の中に入って欲しい。直接的には革命をかかげてはいないが、労働者階級と被差別大衆の生きがための壮絶な闘いを目の当たりにするだろう。そして願わくば、この階級の大地に根ざした闘いの大道に今一度革共同中央がたち、革共同の全歴史の発展のために立ちむかはんことを心から望んでやまない。

与田を打倒する半年前(05年8月末)、宝塚教科書闘争の勝利から日をおかず、私は一人で与田との討論を行った。関西地方委員会議長の与田の各種指導責任を問うものであったが、与田は自由闊達な討論だと言い、私は「今後は組織人として検証させて貰う」と言って別れた。2ヶ月ほどして返ってきた言葉は(直接私が聞いた訳ではないが与田の私物化した関西地方委員会への報告では)、「大久保の言動が兵庫県委員会=分派の証拠である」とされ、組織的排除・追放の攻撃が始まった。その後私たちは、この党の私物化に対し組織的闘いを開始し、敗北すれば追放・殲滅の憂き目にあうであろう連判状への賛同を募り、そして意を決した3・14決起で与田を打倒し、党の革命の第一段階を戦取した。この3・14決起は、与田らによって権力と闘えない党に変質させられようとしていた革共同の危機を救った。そしてこの3・14決起を支持する闘いが全国に広がったとされた。

その後の党が、なぜ上記に私が論述したような「変質」ととげるのか、05年8月から与田と闘い与田を打倒した私には全く理解できない。もし私の主張に誤りがあるなら指摘して欲しい。私はこの意見書を出し、改めて組織人としての検証の闘いに入る。(了)

参考・引用文献

- 岸本健一 『職場におけるわが同盟の組織活動について』(1963年8月イスト8号)
- 本多延嘉 『革命的共産主義運動の当面する問題点』(1962年8月～ 『前進』)
- 〃 『五全総第三報告』(64年12月 『共産主義者』11号)
- 〃 『70年安保闘争と革命的左翼の任務』(69年10月 『共産主義者』19号)
- 〃 『レーニン主義の継承か、レーニン主義の解体か(下)』(1972年9月 『前進』)

改憲決戦を労働運動の正面課題に

07年2月18日 全通委員会 国崎 高明

再建大阪府委員会の指導部メンバーであり、関西全通委員会の中心的メンバーでもある〇〇同志から「07年1・1アピールでの路線的一致を勝ち取ろう！」(1月20日付)という意見書が出されました。しかし私はこの意見書にも、1・1アピールにも、今後の党の闘い方についての重大な疑問があり、反対の意見書を提出するものです。

現下の大きな不一致点は、教基法闘争の総括と森越批判をめぐってが最も鋭い対立点であり、さらにそれは「新指導路線」の理解とすすめ方、体制内労働運動の打破と階級的労働運動の推進、ひいては「党の革命」とは何だったのかという問題まで及んだかなり根本的な不一致と考えます。

また全通委員会的には民営化攻撃との闘い方と4・28問題での「対立」と「一致」の問題があると思います。十分な論建てを行なう時間的な余裕もないのでとりあえず、私の思うところを教基法闘争の総括と新指導路線に限って述べてみます。

教基法闘争については、私自身全く不十分にしか闘うことができませんでした。先進的に闘っていた同志から「改憲攻撃の始まりそのもの」と闘いの重要性の指摘と闘いの呼びかけを受けながら、唯一闘争に決起したのが参議院段階の12・4の神戸公聴会闘争のみでした。当日発行の「躍動」に教基法闘争の呼びかけを載せましたが、原稿は〇〇同志に依頼したものでした。私が書く内容を持っていなかったからです。最終盤の国会闘争にも決起しなかったことも自己批判せねばなりません。国会周辺の緊迫する大衆の闘いの高揚を、やはり何としても体で実感すべきでした。私自身こういう体たらくだったので大きいことは言えないのですが、しかしだからこそ党の教基法闘争の総括には重大な疑義を持たざるを得ないのでした。

教基法闘争は改憲反対の階級の決起が、いよいよ始まりつつある事を告げ知らせるものでした。東京都の03年10・23通達以来の教育労働者の体を張った営々たる闘いが、昨年9・21の勝利判決に結実し、安部の登場と教基法改悪攻撃に対して北海道教組、大分県教組、沖縄県教組を先頭に全国の教育労働者が続々と決起する事態となりました。

この決起と突き上げに森越・日教組中央は10月下旬「非常事態宣言」を発し、闘

いの弁を一気に解き放つ役割を果たしました。この宣言は彼らが自己保身から出されたもので、闘いの発展を望んで発したのではないことは明らかです。しかし11・12日比谷野音には8500名が結集、続いて国会の山場の12・1、12・8と連続した全国結集の集会が取り組まれました。しかし、これを11・5集会が切り開いたものといわず党の主張は破廉恥な「歴史の偽造」としか言いようがありません。党は全くこうした高揚を予測もしなかったし、そもそもできなかったのです。

党が関わらない闘いが大きく階級を揺るがす決起となって発展したとき、その党の態度は階級と呼吸しあえる党たりうるのか否かの試金石です。森越批判で乗り切るやり方や、「北海道教組や大分県教組はしよせん体制内労働運動」なる批判は私には傲岸不遜としか思えません。党の闘いの結実した動労千葉の労働運動を階級的労働運動とし、それ以外の運動や闘いを低く見たり評価しない今の党の体質を本当に打ち砕かなければなりません。謙虚に受けとめ、全力で追いつき、闘いの先頭に立つように努めないならば、革共同が遠からず階級闘争の高揚とは何の関係もない党に転落するのは時間の問題とおもうからです。

2月の兵庫県党の会議では「党は階級と結びつく決定的チャンスを逃した。もう二度とこんな失敗はしてはならない」と現場労働者党員が危機感を込めて発言しましたが、これは県党全員の思いでもあります。11・5集会の切り開いた地平が決定的であればなおさら、階級をその地平で獲得するために11・5以降全力で教基法決戦に取り組むべきでした。

なお2月の県党の会議では新年号で「党の革命」の核心と提起された「党は階級そのものである」についても討論されました。まだ討論途中ですが、「党と階級とはある種の“緊張関係”にあり、党が階級そのものとなるのは党が階級と共に止揚される過程」と概ね一致しました。このテーゼは「党の革命」を押し出す上でピッタリ来る響きを持っていますが、党が階級そのものならば党は要らないわけで、厳密には「党の利害は階級の利害と一致している」と表現すべきだと思います。このテーゼをいたずらにブン回すことは、階級の闘いへの謙虚な関わりを自ら断ち切ってしまうことになりかねないと危惧します。

2月の労組交流センター総会に兵庫の代議員が参加し発言しましたが、それこそ「袋叩きの状況」に追い込まれたと聞いています。この総会だけでなく今の党のあらゆる会議で“関西＝兵庫バッシング”が行なわれているようです。曰く「新指導路線が判っていない」「体制内労働運動主義だ」「11月労働者集会での1万人結集を否定している」等々。それらの中には指摘されても仕方ない点もあるのですが、

私には〇〇意見書や宝塚教科書闘争を祖上に上せ、旧関西地方委員会で与田・遠山によって「兵庫県党=分派」規定がなされ、除名寸前まで行き、3・14決起へと至る時の状況が彷彿としてきます。3.14決起ではわれわれはギリギリのところまで決断し、党の危機を救いました。

次に新指導路線について私の考えを述べたいと思います。

「11・5の1万人結集の未達成」→「新指導路線での不一致が原因」→「新指導路線での一致が鍵」とされているようですが、この論建では最低、最悪です。ためにする議論の見本と思います。〇〇同志の意見書では「新指導路線の転換」「労働運動で革命をやるとしたことの画期的意義」(引用は不正確かも知れませんが…)と述べられています。

私はかつていわゆる「ABC論」を述べました。04年4月行なわれた「労働運動の現場に学ぶ」という党が企画した連続講座で講師を依頼され、初めて全通〇〇〇分会での運動と闘いを対象化し、「ABC論」としてまとめたものです。昨年夏の革共同集会でも簡単に述べました。その発言原稿の関係部分は以下の通りです。

労働者階級の解放は労働者階級自身の事業でなければなりません。プロレタリア革命とは、未来を担う労働者階級が自分たちの“司令塔”として革命党を産みだし、育てて帝国主義を打倒し自らの国家権力を打ち建てていく壮大な事業です。共産主義者の政治的結集体としての革命党から見れば、自らの闘いを通して階級の中に根を張り、呼吸しあい、その指導の正さで革命党と認知され、ともに帝国主義打倒に決起していく関係にあります。

労働者党員は党と階級を結びつける“扇の要”に位置しています。イストは最も困難でしんどい部署を進んで引き受け、回りの大衆を励まし、階級に対する信頼と勝利に対する不動の確信を持ってうまずたゆまず、粘り強く働きかけて行かねばなりません。そうすれば労働者大衆は必ず闘いに立ち上がり、国家権力との闘いをもひるまずに闘う存在なのです。

この間の全通〇〇〇分会のささやかな経験でもこのことは実証されています。

98年4月の本格的な人事交流以来、〇〇〇分会の中心的な役員は私を除いてみんな他局へと飛ばされました。かわりに入ってきたのが協会派の活動家でした。支部内の協会派は私の“宿敵”とも言うべき存在でした。そんな活動家が大挙して分会に飛ばされてきたのです。吉と出るか凶と出るか息詰まるような過程でした。それは、98年9月の対近畿郵政局闘争に、分会旗を持っていくかどうかをめぐる激

論、翌99年10月の私の戒告処分の公平審闘争を転機にして劇的に合流が進みました。ここで形成された信頼関係は当局や地本からのどんな攻撃にも揺らぐことはありませんでした。

労働組合の運動は、要求を実現する闘い、組織の拡大、あらゆる差別抑圧を許さない闘い、反戦平和の闘い、レクリエーション活動、選挙活動などがあります。活発に活動している組合ほど、活動領域が広がります。

労働組合での闘い方として私から以下の点を提起します。

分会の基礎的団結形成の闘いをわれわれが引き受けて闘うこと《A領域》

その中で形成される良心的、戦闘的、意識的な職場の仲間との分会運営をめぐる関係の形成《B領域》

《A》のベースの上で《B》を分会の基本会議としてともに運営して活動家集団を形成し、その中の意識的な活動家をフラクションに組織していく《C領域》というオーソドックスなやり方が、回り道のようにも一番堅実なやり方です。職場に「一人しかいない」ことを嘆く必要はないのです。

新指導路線は、プロレタリア革命をやらんとする党にとっては当然の路線であり、これを改めて「新指導路線」と銘打って打ち出した背景には、そうせざるを得なかった党の現実があった、と私は理解しています。

本来、革命党は労働運動で基本組織を形成し、それをベースに反戦闘争、反軍工作、革命的議会主義などが闘われるべきです。この基本を「新指導路線」として改めて打ち出さざるを得なかった党の現実とは、内戦下の基本組織の疲弊と「軍令主義」による細胞性の解体、マルクス主義理論の空疎化・観念化、その結果として労働運動、労働組合運動への影響力の極限的低下などです。

私の「ABC」提起は労働組合運動に関わる革命党の基本的スタンス、基盤的な組織作りとして提起したのですが、労働者階級の革命への具体的決起はいくつかの政治決戦を経て実現されることは全く明らかな事です。プロレタリアートは全階級的な政治決戦課題を全力で担い抜くことで、未来を担う階級へと成長し、認知されていくのです。革命党はその過程を共に担い、呼吸しあって蜂起に向けた戦略配置を準備していくのです。だから政治決戦的課題をプロレタリアートが取り組むことは決定的意味と意義を持っています。

私は党がやたら「〇〇決戦」と打ち出すのを、うんざりして受けとめています。「〇〇決戦」と銘打たなければ、下部党員が決起しないとでも思っているのでしょうか？ 一種の大衆蔑視思想の現れとも思います。しかし改憲をめぐる闘いは文字通

りの決戦そのものであり、日本に住んでいてこれと無関係な人民はいません。新年号では改憲決戦の打ち出しが非常に希薄です。07年11月集会の1万人結集が全ての観を呈しています。

最後に体制内労働運動について。

みんなの要求を集約し、当局におつけ、少しでも労働条件の向上を図ろうとするのは組合運動の基本です。それ自身は、「体制内改良主義」そのものですが、組合的団結はこの契機を抜きには成り立ちません。この過程を粘り強く担い抜くことで組合的団結が維持され、献身的に担う役員が分会役員として認知されるのです。

分会権力をとれば自動的に組合員大衆が動員指令に従うものではありません。その闘いの必要性と意義を繰り返し確認し、討論する中でしか大衆は動きません。組合運動を担う役員同士の信頼と団結の強さが討論できる土台です。実際の組合運動は民同労働運動そのものであり、そのしがらみにどっぷりと浸っています。そこに飛び込んでいくイストの、粘り強さと方針の正さ、幾たびかの分会的決戦課題を闘う貫徹力、そして政治的課題への粘り強い働きかけが階級的労働運動への飛躍を実現していくものとなりましょう。

とりあえず以上。

※正確に調べて文章を引用する時間的な余裕がないので、不正確な引用が多いと思いますが、ご容赦ください。

教育現場からの報告

教育労働者委員会 月谷 優

私は、中学校で働く教育労働者です。約1年間「労働者の中へ」を実践してきました。その報告と、そこから生まれてきた私の意見を述べていきます。

まず初めに、私の職場の状況を簡単に報告します。私は2年前にこの職場に転勤してきました。この時、職員の数には34名で、うち日教組の組合員10名、全教5名、教育合同1名、他は全員非組でした。組合員のほとんどは40～50代で、非組のほとんどは20～30代でした。

私が転勤してきた年の4月、日教組の組合の分会会議が行われましたが、分会会議が行われたのは、この一年間を通してこの1回のみでした。職場の中で、組合が組合として機能せず、組合の存在感がほとんど消えているという状況です。職員にもすごく人気のある校長がいて、困ったことがあれば組合に言うのではなく、校長に解決してもらおうということが日常的に行われているのです。

私は、初めはこの職場は特別だと考えていたのですが、市教祖全体の状況を知る中で、決して特別ではないことが、だんだんとわかってきました。このことが、とてもよくわかったのが、今年2月、組合が行った「日の丸・君が代」の対市交渉でした。

執行部は、まず、「これは交渉ではなく話し合いです」と意思統一をしました。始まってみると市教委に対し、「お願いします」の連続です。各分会の代表が順番に市教委の前で行う申し入れの時には、その声は小さく、ほとんど私の席まで聞こえてきません。これには、本当に驚きました。

とりあえず簡単に、職場や組合の状況を報告しましたが、私が言いたいのは「労働者の中へ」を実践しようとした時、目の前の労働者の状態は、60年代・70年代とは、全く違うということなのです。

日帝の総評解体の攻撃から、連合指導部の屈服と労働者支配が長く続く中で、労働者階級は、その背骨は折られてないにしても、かなり後退した状態にあること。そして、我々は、ここから出発しなくては行けないということをしっかり見なくては行けないと思います。

私は3.14決起=党の革命の後、職場の中で「労働者の中へ」の実践を始めました。1年かけてやっとできたことは月1回の分会会議の定例化、月1、2回の分会ニュー

スの発刊、3名の組合への加入。たったこれだけです。しかし、これだけでもくたくたに疲れました。かなりの労力と精神力のいる活動です。

私は約30年間、教育現場で働き、活動し、たたかってきましたが、「労働者の中へ」を実践したのはこの1年間のみです。それまでは、もっとも典型的な左翼反対派だったと思います。

5月テーゼから新指導路線に至る過程で、自分の職場でのたたかい方が、職場の労働者とかみ合っていない、浮いているという自覚をだんだんと強く持つようになってきていました。しかし、それを実践に移すには、私には、党の革命が必要だったのです。

3.14決起前の私の職場での活動の仕方は、情勢の危機を訴えること、話のできる人に個別オルグすること、基本的にずっとこのことをやってきました。もちろん「職場の労働者の先頭でたたかう」ということについては様々な場面でそうしてきたつもりです。

この活動、たたかいはやっていく時、私が1つ確信していたことがあります。それは「教育労働者は必ず立ち上がる」ということです。

私たちの教育実践のなかには、日本の階級闘争の地平としての平和教育があります。私たち教育労働者は、この平和教育の実践を通して自らも侵略戦争の歴史を学び、生徒たちに教えていくということを繰り返し行ってきました。日帝の国家・天皇制イデオロギーの攻撃は、これを真っ向から否定し、二度と繰り返してはならない教育を、私たちにまたやれという攻撃です。それは、教育労働者の思想・生き方にかかわってくる攻撃であり、私は、このとき教育労働者は必ず立ち上がると確信してやってきたのです。

ところが、3.14決起以降、「労働者の中へ」を実践する活動を始めると、この確信だけでは通用しなくなったのです。私がずっと疑問に思いながらも棚上げにしてきた問題がここで浮上してきたのです。それは、私たち教員は労働者なのか、教員の労働は、いったいどのような労働なのかという問題です。「労働者の中へ」を実践するとき、このことを明確にすることがどうしても必要になったのです。

結論からいうと、教育現場で「労働者の中へ」を実践する時、教員は労働者であり、資本家階級の墓掘人であり、革命的な存在であるということを理論的にしっかりと明らかにすることが必要だということです。

教育労働者とは、どのような存在であるのか、私自身が、現場の実践の中で、日頃考えていることを述べていきながら、問題提起をします。

私たち教員は、教育労働者です。私たちは自らの労働力商品を一月幾らという金額で、資本家階級に売っています。この仕事をやめると、私たちは自らの労働力商品を買ってくれる、新たな資本家を探さなくてははいけません。私たちは自らの労働力を商品として売ること、自らの労働力の維持と新たな労働力の再生産費を稼いでいます。この点は、すぐに感覚的によくわかります。問題は、私たち教育労働者の労働そのもの、教育労働とは何なのかということです。

私は今、中学3年生を担当していますが、中学3年になると生徒や親にとって最大の関心は受験です。教育活動は、日頃の授業、平和教育、体験学習等々で一見多様に見えます。しかし、最後は受験という一点に向かって集約されていきます。

この受験に失敗し就職する生徒、そして、それぞれ能力別に分けられて進学する生徒、高校の先には大学受験があり、やがて、全員が就職し、社会へ出て行きます。社会に出るということは、自らの労働力商品を市場に売り出すということです。資本主義社会における生徒たちの学習の本質は、将来、自らの労働力商品をいかに高く売れるようにするかということにあります。

資本主義社会における教育の本質というのは、新たな労働力商品の生産であると思います。資本家階級にとって私たちの教育労働は必要不可欠です。私たちの日々の教育活動は、体系化された教育システムの中で、中卒、高卒、大卒という形で、毎年次々と新しい労働力商品を作り上げ、市場へと送り出しています。

本来、共産主義的共同体の中で行われる教育という活動は、新しく生まれてきた子どもたちを、共同体の一員として迎え入れ、共に労働し、社会全体を更に発展させていく主体として成長させていく、喜びに満ちた活動であると思います。教育活動という、本来人間的なこの活動が、資本主義社会においては労働力商品の生産という、全く非人間的な活動におしこめられていると思うのです。

教育現場は複雑です。ここには様々な要素が入り込んでいます。戦後の在日アジア人民のたたかひや、被差別部落民、「障害者」のたたかひ、そして、日教組のたたかひの地平。通ってくる生徒たちは、若い新鮮な精神を持っています。人間的な類的な精神を、時々垣間見たりすることがあります。一方、生徒たちは、それぞれの家庭の中で社会の矛盾を背負っていて、その不満、怒りが表面化していく場でもあります。資本家階級、国家は教育現場に国家主義イデオロギーを強制し、侵略戦争を担う若者をつくっていかうとしています。

教育現場には様々な要素が入り混じっていて、そこから様々な教育実践やたたかひが生まれてきます。しかし、そのような複雑な教育活動の根本にあるのは労働力

商品の生産であるというこの冷酷な事実をはっきりとさせることが必要だと思うのです。

教育労働者は、自らの労働力を商品として売ることなしには生きていけない存在であり、資本家階級の打倒によってしか自らを解放することができない存在であり、教育という本来人間的なこの活動を階級の手に取り戻していく、そういう使命を帯びた階級的存在であるということを確認にさせなくてはならないと思います。

資本家階級にとって、教育労働者というのは極めて危険な存在であると思います。その労働の内容から、労働者階級の子どもたちに、そして、保護者にも大きな影響力を持つからです。したがって、スト権を奪い、その階級性を奪う『教師聖職論』をふりまくのだと思います。

『教師聖職論』は、資本家階級のイデオロギー攻撃です。これは、かなり強い力を持っていて、現場の教育労働者を汚染しています。私もまた、ここから自由ではありません。正直に言うと、かなり汚染されていることを、この1年間で痛感しました。

この点で言えば、教育労働者というのは階級性を失うと即敵の側に立ってしまう階級的位置にいます。

教育労働者が、この『教師聖職論』から自らを解放し、階級的立場に立っていくためには、『日の丸・君が代』闘争などの政治闘争だけでは無理だと思います。自らの教育労働をマルクス主義的に明確にさせ、職場での組合活動、たたかいを粘り強く展開していく、そのことが基礎にあって、そのたたかいに政治闘争が結合していく、そのようなあり方、たたかい方が必要だと思います。

以上、この一年間の職場での実践活動の報告と意見を述べましたが、新指導路線のもと私たちは、そのたたかい方、活動の仕方に根本的な変革がもたらされていると思います。

この意見書を書いているとき、木崎論文を読みました。本当に驚きました。強い危機感を持ちました。木崎論文の中には、今日、党がぶつかっている問題との格闘が微塵も感じられません。

いくつか例を挙げると、

「我々は断固として勝利者として07年劈頭に立っている。」

「『革命に向けて立ち上がろう』と大アジテーションできるかどうか、それが勝負を決める。」

「日本では…… 革命的共産主義の党が…… 存在……。このこと自体が世界革命の時代においてはものすごいこと」

「動労千葉…… 世界の労働運動では驚異に近い」

これらは、党がいかに素晴らしいかを言っているだけです。私たち労働者党员が、党が労働者の中に入れていないあり方をなんとか突破しようと労働現場で苦闘しているとき、そこで共にたたかうのではなく、ただ「党はすばらしい」ということを何度も確認しているだけなのです。党が労働者階級の中に入れていない危機的な状況を把握し、そこをいかに突破するのかの苦闘、格闘の姿が、微塵も感じられません。

特に、私は、昨年の教基法闘争の総括には啞然としてしまいました。

「全国から日教組本部を乗り越えて結集した数千数万の教育労働者、日教組組合員の中心軸に階級的労働運動の指導部が存在しているということなんです。これが教育基本法闘争の総括をするときの決定的な問題です。」

総括が事実と全く正反対のものになってしまいます。事実として、「日教組組合員の中心軸に」我々は存在できないのです。「階級的労働運動の指導部」になるどころか、現実にはあまりにも階級から離れてしまっているのです。

党の視点からのみ、党だけを主語として、労働者階級を抜きに総括するから、現実とは全く逆の総括になるのです。これは敗北への道です。なぜ、このようなところに落ち込んでしまっているのか、それは、「共産主義革命の主体は労働者階級であること」とか「労働者階級とは何なのか」という基本的なところでの把握が全くできていないのではないかと、疑わざるをえません。

マルクスは労働者階級について次のように言っています。

「労働者階級は革命的な存在である」「異本主義社会の中で、失うものは何もない存在」「暴力革命の中で、資本家階級を打倒するだけではなく、自らの中の資本主義社会の汚物を払拭して、権力を打ち立てることができる階級」「共産主義社会の実現のための歴史的な使命と、その能力を持った階級」

このような階級的視点で、労働者階級をみるということができていないのではないのでしょうか。長い内戦の中で、労働者階級から離れてしまったところで思想的な歪みが出てきていると思います。

次の木崎論文の中の文章も明らかに間違っていると思います。

「プロレタリア革命の共産主義的普遍性の内部に、民族解放闘争や、被抑圧・被差別人民との連帯・結合も一体化し包括させていくのだ」

「プロレタリア革命の共産主義的普遍性」と言いながら、その主体である労働者階級とかプロレタリア革命の内実を全くみることができていないから、プロレタリア革命が被抑圧・被差別人民の上に位置するかのようになってしまっているのです。

そのような関係ではないと思います。

労働者階級というのは、資本家階級の差別分断支配の中で植えつけられた自らの中の差別意識や、差別・抑圧している現実を自覚し、それらを払拭していくことができる階級です。つまり、被抑圧・被差別人民からの糾弾を受け止め、たたかいの中で、自らの中の差別意識と格闘し、それらを払拭していくことのできる階級ということだと思います。被抑圧・被差別人民からの糾弾を受け止め、自己変革し、真の連帯を勝ち取り、差別・抑圧をなくしていくため、やがては消える権力者として、権力奪取を行うことができる階級だということだと思います。

木崎論文には、労働者階級と被抑圧・被差別人民が、資本家階級の差別・分断支配を乗り越えて前進していく、この具体的なたたかいと、その苦闘への考察と肉迫、連帯がありません。

資本家階級の差別分断支配には、差別・分断を乗り越えていくたたかいを叩きつけなくてはなりません。そのためには、労働者階級は被抑圧・被差別人民のたたかいと糾弾が必要です。現に、教育現場では被抑圧・被差別人民からの糾弾とたたかいが、教育労働者の階級性を支えています。

単に、「一本化し、包括」していくということではないのです。党は、両者のたたかいの前進を全力で勝ち取るために、たたかい、活動するということだと思います。もっと言えば、労働者階級と被抑圧・被差別人民が、差別・分断支配を乗り越えて、連帯を勝ち取っていくとき、巨大な革命的エネルギーが生まれるのではないのでしょうか。

以上木崎論文に対する私の意見を述べましたが、この木崎論文が新年の首都圏労働者会議の基調提起だとすると、事は重大です。

私たちは、党の中央の改革ということに、党の総力をあげなくてはいけないと思います。

者委員会、学生組織委員会等を組織する。

第四条 同盟員の活動

全同盟員と各組織は、同盟の目的の実現のために、自発性と創意性にもとづき、規約を守り、組織的に活動する。同盟員は一切の討論の自由を保障され、その行動においては統一を守る。同盟員はその職業の選択と変更にあたって、自らの所属する組織および各級上級機関に報告し、その承認を必要とする。

第五条 同盟の財政

同盟の資金は同盟費、同盟の事業収入、カンパなどによってまかなう。

第六条 同盟員の処分

同盟の目的にそむき、階級的犯罪行為をおかし、規約に違反した同盟員には除名その他の処分が行なわれる。処分は同盟員の属する細胞・各級組織の三分の二の多数決によって行なわれ、政治局の承認を必要とする。なお処分を受けたものは、全国委員会、大会に付して再審を要求することができる。

付則 この規約は一九六五年十月一日から施行される。規約の改正は全国大会において行なわれる。

に自己の利益を見出し、資本主義各国における労働者階級の革命闘争を絞殺し、死に瀕した帝国主義を延命させる役割を果たした。ソ連と分裂した中国スターリン主義官僚も、同じく世界革命に敵対し、中国労働者人民の抑圧者となっている。

したがってプロレタリア世界革命のための国際労働者階級の闘いは、死に瀕した国際帝国主義を打倒すると同時に、いまや明白に没落の道を歩むソ連、中国スターリン主義の打倒の旗を高くかかげて進まなければならない。

同盟は労働者国際主義の立場に立ち、アメリカ、ソ連、中国、朝鮮をはじめとする全世界の労働者階級・人民と固く連帯し、世界革命のきわめて重要な一環をなす社会主義日本革命の実現のため、日本帝国主義ブルジョアジー打倒のために闘う。

同盟は日本革命をおして、真の労働者民主主義すなわちプロレタリア独裁をつくりだすため、労働者階級の自己権力労働者評議会の樹立めざして闘う。

同盟は社会党市民同はもちろん、一貫して労働者階級解放の事業を歪曲・抑圧しつづけてきた反労働者のな日共をのりこえ、闘う労働者党をきざきあげるために闘う。同時に同盟は不断に労働組合運動の先頭に立ち、その階級の発展のために闘い、労働者民主主義創造の闘いを現在の切り拓いていく。

同盟はスターリン主義者によるマルクス主義の歪曲を打ち破り、マルクス、レーニン、トロツキーの革命的マルクス主義の伝統を受けつぎ、さらに創造的に発展させる努力を不断になしとげつつ、日本革命の勝利をめざして奮闘する。

第一条 同盟員の条件

同盟の目的と規約を認め、毎月一定額の同盟費を納め、同盟の一定の部署に属して闘う。

- (イ) 革命的献身性と同盟の目的にそつた生活態度。
- (ロ) マルクス主義青年労働者同盟、マルクス主義学生同盟の先頭に立つて闘う。
- (ハ) 同盟の機関紙・誌を読み拡大すること。
- (ニ) 革命的マルクス主義の学習と創造的発展のための努力。
- (ホ) 同盟の決定に従うこと。
- (ヘ) 同盟の活動と組織状況にかんする機密の保持。
- (ト) 他のあらゆる団体と関係した際、組織に報告し、承認されること。

第二条 加盟

加盟は同盟員二名以上のすいせんを必要とし、細胞で審議した上決定、一級上の機関によって確認される。

第三条 同盟の構成

同盟は細胞と全国委員会を基本組織とし、細胞、地区委員会、都道府県委員会、地方委員会、全国委員会、全国大会に組織される。全国大会は同盟の最高議決機関であり、全国委員を選出する。

全国委員会は政治局を日常的指導機関として選出し、中央機関として書記局（書記長）、機関紙編集局（編集局長）をおく。各級機関の指導のもとに小委員会として労働者組織委員会、産別労働

同盟の目的にそむき、階級的犯罪を犯し、規約に違反した同盟員には除名その他の処分がおこなわれる。処分は同盟員の属する細胞・各級組織の三分の二の多数決によっておこなわれ、政治局の承認を必要とする。なお、処分を受けた者は、全国委員会、大会にたいして再審を要求することができる。

付則 この規約は二〇〇一年八月一日から施行される。

規約の改正は全国大会と全国委員会総会においておこなわれる。全国委員会総会でおこなわれた規約の改正は、次の大会で批准を受ける。

革命的共産主義者同盟 旧規約（一九六五年第二回全国大会で採択）

同盟の目的

共産主義社会の実現こそ、プロレタリア自己解放の闘いの最後の到達点であり、したがって革命的共産主義者同盟の究極の目的である。この目的の実現のため、同盟は反帝国主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命めざして闘う。

一九一七年ロシア革命は、一切の階級支配を廢絶し、人類史の前史に終止符をうつべき新たな時代を切り拓き、資本主義から社会主義への世界史的過渡期の到来を告げ知らせた。

帝国主義は資本主義の最後の世界史的発展段階であり、死滅しつつある資本主義であり、まさにプロレタリア世界革命の前夜である。ロシア・プロレタリア革命の勝利は、全世界労働者階級の前にこのことを明らかにしたのである。

ロシア労働者国家の樹立は、プロレタリア世界革命の拠点として全世界労働者階級に巨大な激励を与え、全世界の革命的激動をひき起こした。だがヨーロッパ革命の敗北がロシア労働者国家を孤立させる中で、きわめて反労働者的・反革命的なスターリンの「一国社会主義論」がソ連共産党を支配するにいたった。プロレタリア世界革命を否定し、マルクスの社会主義社会論を否定する「一国社会主義論」にもとづくスターリン主義は、国際共産主義運動の変質をもたらし、労働者評議会を解体してソ連を労働者国家と無縁なものとした。ソ連スターリン主義官僚は、ソ連労働者階級に対する新たな抑圧者として社会主義への前進の反動的障害をなすと同時に、帝国主義との平和共存

第一条 同盟員の条件

同盟の目的と規約を認め、毎月一定額の同盟費を納め、同盟の一定の部署に属してたたかう。

- (イ) 革命的献身性と同盟の目的にそつた生活態度。
- (ロ) マルクス主義青年労働者同盟、マルクス主義学生同盟の先頭にたつてたたかう。
- (ハ) 同盟の機関紙・誌を読み拡大すること。
- (ニ) 革命的マルクス主義の学習と創造的発展のための努力。
- (ホ) 同盟の決定に従うこと。

(ヘ) 同盟の活動と組織状況にかんする機密の保持。

(ト) 他のあらゆる団体と関係した際、組織に報告し、承認されること。

第二条 加盟

加盟は同盟員二人以上の推薦すいせんを必要とし、細胞で審議したうえ決定、一級上の機関によって承認される。

第三条 同盟の構成

(1) 同盟は細胞と全国委員会を基本組織とし、細胞、地区委員会、都道府県委員会、地方委員会、全国委員会、全国大会に組織される。全国大会は同盟の最高議決機関であり、全国

委員を選出する。全国委員会は党を全国的に組織するとともに、全国大会から次の全国大会までのあいだ、大会に代わる党の方針決定をおこなう。

(2) 全国委員会は政治局を日常的指導機関として選出し、同盟議長および書記長を選出する。政治局は、その決定の執行のために、機関紙編集局と中央執行委員会を設ける。

各級機関の指導のもとに、小委員会として労働者組織委員会、産別労働者委員会、学生組織委員会、弾圧対策委員会、各種戦線の組織委員会あるいは闘争委員会、軍事委員会を組織する。

(3) 中央執行委員会は、そのなかに書記局を設けることができる。また、同盟本部を支える部局を設けることができる。

第四条 同盟員の活動

全同盟員と各組織は、同盟の目的の実現のために、自発性と創意性にもとづき、規約を守り、組織的に活動する。同盟員はいつさいの討論の自由を保障され、その行動においては統一を守る。同盟員はその職業の選択と変更にあたって、自分の所属する組織および各級上級機関に報告し、その承認を必要とする。

第五条 同盟の財政

同盟の資金は同盟費、同盟の事業収入、カンパなどによってまかなう。

第六条 同盟員の処分

同盟は、七〇年七・七自己批判をふまえて、帝国主義国の労働者人民は、被抑圧民族の民族解放闘争、とりわけアジア人民・在日アジア人民のたたかいと血債をかけて連帯していくことが労働者国際主義を真に鮮明化し貫徹していく道であることを確認した。

同盟は、この労働者国際主義の立場にたち、朝鮮、中国、ロシア、アメリカをはじめとする全世界の労働者階級・人民大衆と固く連帯して世界革命の勝利をめざしてたたかう。そして、世界革命のきわめて重要な一環をなす日本プロレタリア革命の実現のため、日本帝国主義打倒にむけてたたかう。そのために、たたかいのなかで樹立した「闘うアジア人民と連帯し、日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ」「米軍基地撤去」「沖繩奪還、安保粉砕・日帝打倒」「戦争国家化阻止」「改憲粉砕・日帝打倒」の戦略的総路線をかがけてたたかう。

同盟は、プロレタリア社会主義革命をとおして、真の労働者民主主義すなわちプロレタリア独裁をつくりだすため、労働者階級の自己権力「労働者評議会の樹立をめざしてたたかう」。

同盟は、労働者階級自己解放の事業を一貫して歪曲・抑圧しつづけてきた反労働者的な既成左翼、すなわち社会党（社会民主党）と日本共産党をのりこえ、これに代わる闘う労働者党を築きあげるためにたたかう。

同盟は、六二年第三回全国委員会総会で提起された飛躍的課題にたじろぎ、脱落・逃亡し、七〇年安保・沖繩決戦のなかで反革命集団に転落した黒田・カクマルがおこなった数か

ずの反革命的凶行、とりわけ七五年三・一四反革命による本多延嘉書記長虐殺を断じて許さない。熾烈な戦いのなかで樹立した先制的内戦戦略を堅持し、ついにかちとつた九一年五月テーゼを豊かに発展させ、圧倒的に物質化し、「現代のナチス」であるファシスト・カクマルとあらゆる戦線でたたかい、労働者人民の先頭になつてカクマルを包囲し追いつめ、三・一四復讐戦貫徹「総反攻完遂、カクマル完全打倒の勝利をかならず実現する」。

同盟は、理論闘争、政治闘争、経済闘争の前進のためにたたかう。

同盟は、スターリン主義者によるマルクス主義・レーニン主義の歪曲をうち破り、マルクス、エンゲルス、レーニン、トロツキーの革命的マルクス主義の伝統を受けつぎ、さらに創造的に発展させる努力を不断になしとげ、理論闘争における前進をきりひらいていく。

同盟は、革命的大衆行動、労働組合運動、革命的議会主義のたたかいの前進のためにたたかうとともに、とりわけ不断に労働運動・労働組合運動の先頭にたち、その階級的発展のためにたたかい、労働者民主主義創造のたたかいを現在のにきりひらいていく。

世界大恐慌と第三次世界大戦が歴史的に切迫する情勢のなかで、万国のプロレタリアと被抑圧民族は、反帝国主義・反スターリン主義世界革命の旗のもとに団結しよう。社民党・日本共産党に代わる真の労働者党を建設し、日本革命の勝利にむかつて前進しよう。

義論を否定し、国際共産主義運動の変質をもたらし、労働者評議会（ソビエト）を解体してソ連を労働者国家と無縁のものとした。

ソ連スターリン主義は、ソ連の労働者階級・諸民族にたいする新たな抑圧者として社会主義への前進の反動的疎外物になると同時に、資本主義国における労働者階級の革命闘争を絞殺し、死に瀕した帝国主義を延命させる役割をはたした。

また、中国スターリン主義も民族解放・革命戦争のなから登場したが、同じくスターリン主義として世界革命に敵対し、中国人民の抑圧者となり、全世界の労働者階級のたたかいの圧殺者になつてきた。

帝国主義との平和共存政策と一国社会主義路線を進めるなかで、その根本矛盾を深めてきたソ連スターリン主義は一九九一年、歴史的な破産をとり崩壊した。

ここにおいて、帝国主義とスターリン主義の戦後世界体制はついに歴史的崩壊過程に突入した。そして、現代世界政治の基軸は、（帝国主義の基本的延命に根底的に規定されつつも）帝国主義とスターリン主義の対峙・対決関係として政治的・軍事的・形態的に総括されていた関係から、帝国主義と帝国主義のむきだしの対峙・対決関係へと転換したのである。それは、帝国主義の基本矛盾が、過剰資本・過剰生産力状態の重圧と帝国主義間闘争の激化のなかで、二九年型世界大恐慌、世界経済の分裂化・ブロック化として爆発していく過程への突入であり、帝国主義の侵略戦争、帝国主義間戦争、旧スターリン主義や残存スターリ

ン主義を巻きこんだ世界戦争として爆発していく過程への突入である。

ソ連スターリン主義の崩壊はスターリン主義の歴史的破産の現実化であるが、そのことはスターリン主義打倒の戦略的重要性をいささかも変えるものではない。旧ソ連をはじめ崩壊したスターリン主義国における超反動的な資本主義化政策と対決し、第二のプロレタリア革命を貫徹するたたかいは、スターリン主義打倒の戦略を核心にすえることなくしては決して成就しない。また、中国などの残存スターリン主義を打倒するたたかいは決して容易なものではない。

したがって、プロレタリア世界革命のための全世界の労働者階級のたたかいは、死に瀕した国際帝国主義を打倒すると同時に、破産したスターリン主義諸国における第二革命を完遂し、中国などの残存スターリン主義を打倒するものでなければならない。言うまでもなく、それはプロレタリア世界革命の一環としての民族解放闘争（民族解放・革命戦争）の完遂の事業と有機的・一体的に推進されることによつてはじめて勝利をかちとることができる。

スターリン主義の歴史的破産、帝国主義の基本矛盾の全面的爆発は、いまや帝国主義とスターリン主義のもとでの第三次世界大戦か、反帝国主義・反スターリン主義の世界革命か選択の余地のない時代が到来したことをつきつけている。

反帝国主義・反スターリン主義世界革命の戦略こそ現代革命の基本戦略でなければならぬことは明白である。

革命的共産主義者同盟 新規約（二〇〇一年第六回全国大会で採択）

〈付〉 旧規約（一九六五年第二回全国大会で採択）

同盟の目的

共産主義社会の実現こそは、労働者階級自己解放のたたかいの最後の到達点である。言うまでもなく、この階級的解放は同時にあらゆる人間の抑圧・差別からの解放、すなわち普遍的・全面的解放として実現される。この共産主義社会の実現こそ、革命的共産主義者同盟の究極の目的である。この目的の実現のため、同盟は反帝国主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命をめざしてたたかう。

一九一七年ロシア革命は、いつさいの階級支配を廃絶し、人類史の前史に終止符をうつべき新たな時代をきりひらき、資本主義から社会主義への世界史的過渡期の到来を告げしらせた。帝国主義は資本主義の最後の世界史的発展段階であり、死滅しつつある資本主義であり、まさにプロレタリア世界革命の前夜である。ロシア・プロレタリア革命の勝利は、全世界の労働者階級の前にこのことを明らかにした。ロシア労働者国家の樹立は、プロレタリア世界革命の拠点として全世界の労働者階級に巨大な激励を与え、全世界の革命的激動をひきおこした。

だが、ヨーロッパ革命の敗北がロシア労働者国家を孤立させるなかで、厳しい困難に直面したとき、それに屈服した反革命的疎外物としてスターリン主義が発生した。スターリン主義は、「一国社会主義論」にもとづいてプロレタリア世界革命を否定し、マルクスの共産主

編集後記

▼歴史的な党員総会から約一ヶ月。『革共同関西党員総会報告・決定集』をおくる。

ここには革共同中央の変質と専横を批判し、なぜ党員総会を行ったかが、あまずとくなく伝えられている。未熟な表現もあるかも知れないが、革共同というある種の「一枚岩の党」と思われている中で、あえて茨の道を選択したのかを読みとっていただきたい。

▼本総会と時を同じくして開催された、「第24回拡大全国委員会総会」は23全総よりはるかに反動の路を選択した。その後、かれらの間では関西総会で付属文書として配布された「23全総批判」が基調報告として値段をつけて配布され、弾劾されていると聞く。批判が効果絶大だったのだろう。今回は紙数の関係で収録しなかったが、更に反動化した24全総批判とあわせて、08年早々に発行したい。乞うご期待。

▼巷ではこの間の革共同内の対立を、労働運動派VS戦線派などという皮

相な見方があるがそれは全く違う。それは本総会での労働者メンバーの発言（大半をしめる）や、意見書をみてもらえば、現場労働者が06年3・14以前からこの闘いをリードしてきたことがわかる。

「われわれの目ざすもの」はまだまだ未形成であるが、08年階級闘争＝08春闘・サミット粉碎・改憲阻止闘争の中で、3・14決起二周年から夏の革共同政治集会のころまでには、その全体像が明らかにできるだろう。

▼最後に編集にあたっては、できるだけ発言を忠実に再現したが、組織的なこと、個人にかかわることなどは大胆に割愛させていただいた。また人物名は中央の指導部と除名通告されている関西の数名以外はすべて〇〇などとした。誤字・脱字もあるかも知れないが、短期日の編集であることでご容赦願いたい。いずれにせよ本報告集の最終責任は、革共同関西地方委員会と編集委員会にあることを記しておきたい。(Q)

革共同関西党員総会報告・決定集

発行日 2007年12月20日

編集 革命的共産主義者同盟関西地方委員会

発行所 関西前進社

大阪市淀川区東三国6-23-16

定価 800円

